

《研究ノート》

一一・二六事件北・西田裁判記録（四・完）

松 本 一 郎

一 はじめに

二 二・二六事件と北・西田の検挙

三 捜査の概要

1 捜査経過一覧

2 身柄拘束状況

3 憲兵の送致事実

4 予審請求事実・公訴事実

四 北の起訴前の供述

1 はじめに

2 檢察官聴取書

3 警察官聴取書

4 予審訊問調書

（以上第三八号）

五 西田の起訴前の供述

1 はじめに

2 警察官聴取書

3 予審訊問調書

4 西田の手記

（以上第三九号）

六 公判状況

1 はじめに

2 第一回公判

3 第二回公判

4 第三回公判

5 第四回公判

6 第五回公判

（以上第四〇号）

第六回公判 7
第七回公判 8
第八回公判 9
第九回公判 10
第一〇回公判 11
第一回公判 12
第二回公判 13
第三回公判 14
第四回公判 15
七 むすび

（以上本号）

5 第四回公判（昭和11年10月5日）

第四回公判では、北に対する被告人訊問が始められた。以下、主要部分を要約しながら紹介する。なお、表題は私が便宜付したものである。

(+) 被告事件に対する陳述等
法務官ハ被告人北輝次郎ニ対シ、
問 位記、勲章、記章、年金及恩給等ヲ有セザルヤ。

答 アリマセヌ。
問 刑罰ニ処セラレタル事ナキヤ。
答 昭和五年十月三十日大審院ニ於テ上告棄却ト為リ、原審ノ暴力行為等処罰ニ関スル法律違反罪ニ依リ言渡サレタル懲役四月、四年間執行猶予ノ判決が確定シ、昭和九年二月十一日勅令第十九号ニ依リ懲役三月二十二日ニ変更セラレマシタガ、刑執行猶予ヲ取消サルルコトナク期間ヲ経過シマシタ。
又、御成婚當時警視庁ニ検束セラレマシタガ、関係シテ居ナイ事ガ判ッテ翌朝釈放サレタ事ガアリマス。
問 被告人ニ対スル犯罪事実ハ斯様ニ為ツテ居ルガ、之ニ付陳述スル事アリヤ。
此時法務官ハ、公訴状記載ノ犯罪事実ヲ読聞ケタリ。
答 私ハ西田ガ今回ノ事件ノ主動者トナリ、私ノ日本改造法案大綱ヲ実行セムガ為ニヤツタ様ニ論ゼラレマシタガ、左様ナ事実ハアリマセヌ。私ガ支那革命ニ關係シタ事がアルト云フノデ私ノ書イタ日本改造法案ガ

二・二六事件北・西田裁判記録（四・完）（松本）

危険デアルト云フ觀方ハ、息子ガ隣家ニ泥棒ニ入ッタカラ、自宅デモ泥棒スルダラウト思フ様ナモノデアリマス。最初西田ヲ庇ッタ為憲兵隊ニ連行サレタノデ、シタガ、検察官ガ警視庁ノ警部ノ様ナ事ヲ述べラレタノニハ驚キマシタ。憲兵隊長ハ私ニ対シテ、死所ヲ選ブベキダト言ハレマシタガ、私ノ如キハ西郷南洲ニ比較サレル様ナ人間デハアリマセヌ。兎ニ角、事実ハ事実トシテ有リノ僨ニ申上ゲマスカラ、裁判官ノ方々モ有リノ僨認メテ頂キタイト思ヒマス。

問 被告人ノ学歴如何。

答 私ハ出生地ノ高等学校ヲ卒業シテカラ県立佐渡中学校ニ入学シマシタガ、脳神經衰弱ノ為第三学年修了後中途退学シ、郷里ニ於テ病氣療養ニ努メ、二十二歳ノ時東京ニ出テ、夫レヨリ後ハ独学ニ依ッテ勉強シマシタ。

「私ハ、若イ時ノ事トテ情熱ニ驅ラレ、征服者ニ対スル被征服者ノ叫ブ民族独立ト云フ事ニ非常ナ感興ニ打タルマシタノデ、宮崎滔天ガ『他ノ事ヲヤルヨリモ、其ノ方ニ加ハッテヤル方ガ男トシテ働キ甲斐ノアル仕事ト思フカラ、一緒ニヤラヌカ』ト言ハレルト、直グ『ヤリマセウ』ト答ヘテ、孫逸仙等ノ支那革命党秘密結社ニ加盟ノ誓ヲ立テマシタ。」

(一) 中国革命参加の経緯

(二) 国家改造案原理大綱執筆の経緯

「第二ノ世界大戦前ニ日本ノ国内ヲ改造シテ置ク必要ガアルト考ヘマシタノデ、大正八年八月頃ヨリ約一ヶ月ヲ要シ、上海ニ於テ執筆シタノガ、御訊ネノ国家改

造案原理大綱デアリマス。

私が夫レヲ書キ終ル頃、未知ノ大川周明ガ満川龜太

郎ノ紹介状ヲ持ツテ上海ニ来リ、『日本ハ今ニモ革命ニナリサウデ支那ヨリモ日本ガ危イカラ、支那ヲ捨テテ早く日本ニ帰ツテクレ。私が斯ウシテ居ル間モ、日本デハ騒動ガ起キテ居ルカモ知レヌ』ト」迫つた。

そこで北が「執筆中ノ改造案ヲ示シマシタ処、大川ハ宿舎ニ持帰リ、翌日再び私ノ所へ來テ、『アノ改造案ヲ基礎ニシテ日本国内ノ改造ヲヤラウ。唯、資産限度ノ三百万円ハ高過ギル様ニ思フ』ト言ヒマスカラ、私ハ『資産限度ハ幾ラデモ宜イ。原則理論サヘ明確ニ擗ンデ居レバ宜イノダ。君ハ之ヲ持帰ツテ指導者ニ与ヘ、参考トシテ一定ノ方針ヲ立テテクレ。自分ハ書残リヲ書イタ上、ナルベク早ク帰国スル』ト申シマシタ。大川ハ其ノ原稿ヲ持ツテ、先ニ日本ニ帰リマシ

タ。」

四 大川周明との袂別について

北は大正九年の元日に帰国し、大川周明が満川龜太郎と作った猶存社に入った。しかし、両雄相立たず、両者はやがて袂を分かつようになる。

「大川ノ如キハ、最初私ヲ迎ヘ入レタモノノ床ノ置物ニシテ置ク心意デアッタラシク、私モ一切外出セズ、人ニモ会ハヌ様ニシテ同年八月頃迄何モセズ、猶存社ニ止ツテ居リマシタガ、此時起ツタノガ彼ノ御成婚問題⁽¹⁾デ、私ハ事実関係ナカッタノデアリマスガ、一晩検束、留置サレタノデ、初メテ一ツノ仕事ヲシタ様ニ感じマシタ。私ハ御成婚問題ニ付テハ薩長何レノ派ニモ属シマセヌデシタガ、結局薩派ノ希望ガ容レラレテ此時宮中ニ入ツタノガ、実ニ牧野伸顯其ノ人デアリマ

ス。ソコデ牧野ハ、猶存社ガアツタ為ダト恩ニ被テ、同社ヲ実価以上ニ買被リ、言論ハ兎ニ角行動ハ立派デ、非常ニ慟ク此人々ガアレバ惡イ風潮ヲ善導シテ行ク事モ出来ルト思ヒ、大川ナドヲ非常ニ贔屓ニシマシタ。

其ノ頃、王陽明学者デ年中堅苦シイ事バカリ話シテ居タ安岡正篤ガ、大川ト並ンデ牧野ノ信認ヲ得タ様デアリマシタガ、後、大川ノ如キ武骨者ヨリモ安岡ノ方が好キダト見ヘ、大川ヨリモ余計ニ信認スルニ至リマシタ。私モ安岡ハ近年珍ラシイ人ダト思ヒ、尊敬シテ居リマシタ。兎ニ角大川ハ、牧野ノ背景ガアル為自然ニ金ガ出来、私ガ何モセズヂットシテ慟カヌト云フ様ナ事ヲ言ヒ出シ、結局猶存社同人ハ私ノミヲ取残シテ行地社ヲ結成シマシタ。然シ、必ズシモ私ニ反感ヲ抱イテ別レタト云フ程デハナカツタト思ヒマス。其ノ後大川ハ、行地社内閣トカ、北ハ監督ダトカ自ラ大言壯語シテ喜ムデ居ツタ様デ、私ハ此子供ラシサガ若イ学生ナドノ氣ニ入り、多ク其ノ傘下ニ集ツタモノト思ッタ。

テ居リマス。又、私ノ改造法案ガ社会ニ拡ガツタノハ、多ク大川ノ方面カラデアリマシタ。

問 被告人ガ西田税ヲ知ッタノハ何時カ。

答 西田税ハ士官学校在学中私ガ猶存社ニ居タ當時、大正十五年頃大川カ満川ノ紹介デ私ヲ訪ネテ来テ会ツタノガ初メテデアリマス。其ノ後西田ハ士官学校在校中二、三回私方ニ見ヘマシタガ、同校ヲ出ルト朝鮮ニ赴任シタ為交際ハ杜絶ヘテ居リマシタ処、同人が軍職ヲ退イテ上京シ、行地社ニ入ツテヨリ後ハ、屢々訪ネテ來ル様ニナリマシタ。

問 西田ハ何故行地社ヲ脱退シタカ。

答 其ノ訳ハ十分知リマセヌガ、何デモ先輩達ニ煽テラレテ大川ニ忠告シタ所カラ、西田ノ方ガ怒ツテ出タト云フ事ヲ仄カニ聞イテ居リマス。

問 其ノ頃ノ行地社ト被告人トノ関係ハ何ウデアツタカ。

答 私ト行地社同人トハ別ニ感情ノ衝突ガアツタ訳デハアリマセヌ。又、社員ノ八割迄ハ大川派デ、満鉄ヨ

リ金ヲ貰ッテ居ルノデ、為ニ小サイ喧嘩ノ絶間ガナク、バルカン半島ト云ハレタ程デアリマス。其ノ内西田ガ怒ツテ同社ヲ出マシタガ、夫レカラモ私トノ間ノ交友ハ元ノ僱続イテ居リマシタ。処ガ大川ト私ノ仲ヲ引裂ク必要ノアル人ガ居ツテ、中傷、離間策ヲ講ジ、遂ニ大川ト私ハ袂ヲ分ツニ至ツタノデアリマス。後デハ大川モ心淋シク思ツタ事ト思ヒマスガ、私ハヨリ淋シイ思ヒヲ致シマシタ。

問 大川ト別レタ直接ノ原因ハ何カ。

答 何モ之ト云フ原因ハナク、大川トハ性格的ニ相違スル所ハアリマシタガ、取立テテ云フ程ノ相容レナイ所ガアツタ訳デモアリマセヌガ、何時ノ間ニカ大川ガ私方ニ来ナクナリ、私モ亦大川ニ会ハヌ様ニナリマシタ。大川トシテハ、無力ナ私ヨリモ有力ナ牧野ノ方ガ便利デアツタデセウシ、安岡モ何ウシタノカ私ヨリモ大川ノ方ニ寄ツテ行キマシタ。結局周囲ノ事情ニ依リ、自然別レル様ニナツタノデアリマス。』

このように答えた北であるが、法務官の異なる追及

にあつて、日本改造法案大綱の出版権を行地社から取り上げて西田に与えたことと、ソ連承認問題で大川と意見を異にしたことが対立の直接的な原因であると認めている。

(五) 朴烈・文子怪写真事件⁽²⁾について

「問 被告人ハ、何ムナ事ヲシタ為ニ処罰サレタノカ。

答 大正一五年頃西田ハ、宮内大臣牧野伸顕ニ対スル辞職勅告文ヲ出シタガ返事が来ナイカラ、更ニ出サウト思フト云フノデ、二度目ニ出ス辞職勅告文ノ草稿ヲ持参シマシタノデ見ルト、非常ニ激烈ナ文句ヲ列ネテアリマシタカラ、私ハ『此様ナ事ヲ書イテハ、警視庁ニ廻サレテ君ハ直グ捕ヘラレルカラ、激烈ナ文句ダケハ避ケタ方ガ宜カラウ』ト申シテ、夫レヲ修正シテ遣り、尚『手紙ナド出スノハ止メテハ何ウカ』ト申シマシタガ、西田ハ肯入レズ、私ノ卓子デ私ノ封筒ヲ使テ手紙ヲ書キ、牧野ニ送リマシタ。之方所謂宮内省怪

文書事件デアリマスガ、之ト併行シテ所謂朴烈・文子ノ怪写真問題ガ起リマシタ。

私ハ、国家改造ニハ倒閣ニ次グニ倒閣ヲ以テ進マウト考ヘテ居リマンタノデ、朴烈・文子ノ怪写真ヲ見タ時、之ヲ以テ倒閣ニ導カウ、之ガアレバ江木司法大臣ハ十分倒セル、其ノ一角ヲ崩セバ、或ハ内閣ノ致命傷トナルカモ知レヌト思ヒマシテ、政友会、小川平吉及山本悌次郎ナドニ其ノ事ヲ話シマシタ処、森恪ガ政友会ヨリトシテ賛成ナル旨ヲ通知シテ來マシタ。私ハ、此運動ハ西田ヨリモ他ノ者ガ宜イト思ヒ、其ノ者ヲシテ写真ヲ添ヘテ其ノ筋ニ文書ヲ出セマシタノデ、司法省トシテハ威信ヲ傷ケルモノトシテ大ニ憤慨シ、調査スルト、私ト西田ガ関係シテ居ル事ガ判リマシタ

ナラズシテ、西田ノ出シタ手紙ニ依ツテ、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反トシテ罰セラレタノデアリマス。」

北は、この事件で約半年間勾留され、昭和二年一、二月頃保釈で出所した。「其ノ頃ヨリ神秘ノ生活ニ入ル様ニナリ、其ノ方へ力ヲ注イデ居リマシタ。昭和五年頃海軍ノロンドン条約問題が起り、西田ハ私ノ関係デ森恪、中野正剛等ニ接近シ、其ノ反対運動ヲ致シマシタガ、私ハ単ニ西田ヨリ状況ヲ聞知シテ居タ程度デアリマス。」

「問 昭和五、六年頃ヨリ陸海軍青年将校ノ間ニ国家改造意見ガ高マッタ様デアルガ、之ニ対シ如何ニ観察シテ居タカ。」

答 私ガ改造法案ヲ執筆シテ居タ當時ハ、日本デハ今ニモ大騒動ガ起キ、戒厳令ヲ布キ、三年、五年ノ内ニハ改造ガ断行サレルト思ツテ居リマシタガ、西田ニ讓ツタ頃ニハ改造実現ハ遠イ将来ノ事ダ、十年ヤ十五年デハ其ノ時期ハ到来シナイモノト思ヒマシタノデ、レ幸ト私ヲ勾引シタ次第デ、結局怪写真ノ方ハ問題ニ

西田ハ未ダ若イ、其ノ内ニハ実現サレル様ニナルカモ知レヌ位ノ氣持ハアリマシタ。夫レガ満洲事変ガ起キタ為ニ、國家改造ト云フ事ガ頓ニ喧シク叫バルル様ニナツタノデアリマス。」

(六) 十月事件との関係について

北は、十月事件にはまつたく閑与していなかつた。

彼は言う。「十月事件ノ事ハ、西田カラ少シ聞イタダケデアリマス。内相安達謙藏ノ所ヘ閑屋貞三郎ガ行ッテ、陸軍ハ何日ヲ期シテ蹶起シ、元老・重臣ヲ襲撃、殺害スルト言ツテ居ルト告ゲタトカ、大川ナドハ待合デ、革命ダ、維新ダ、中野正剛ナドノ様ナ癪ニ触ル奴ハ殺シテ了ウナドト大声デ叫ンダトカ云フ事ヲ耳ニシマシタノデ、私ハ待合ト警視庁ハ何事デモ筒抜ケニ知レル所ナルニ、ソムナ所デ彼是言フノハ判ラズ、又閑屋ガ内相ノ所ヘ告ゲニ來タストレバ、既ニ牧野ノ所ヘ洩シテ居ルニ違ヒナイ、サウスレバ牧野等ハ陛下ヲ擁シ奉ルデアラウ、スルト蹶起軍ハ何所ニ銃口ヲ向ケル

カナト思ヒマシタノデ、十月十六日建川ニ電話ヲ掛けタ上会ヒマシテ、『蹶起スル日迄外部ニ知レテハ駄目ダカラ、日ヲ改メタ方ガ宜イデハナイカ』ト申シマシタ。』

「問 十月事件ニテ後々迄問題ニナツテ居ルノハ、豫メ詔勅案文ヲ認メ、陛下ヲ強要シ奉ル計画ガアツタト云フ点デアルガ、之ニ対スル被告人ノ見解如何。」

答 大川ガ詔勅ノ案文ヲ書イタト云ヘバ書イタダラウト思フ位デ、書イタカラトテ之ヲ以テ陛下ヲ強要シ奉ル事ガ出来ルカ出来ナイカモ判ラズ、先カラ先ヲ仮定シテ物事ヲ考ヘル様ナ事ハ致シマセヌ。唯陸軍トシテハ、満州問題ガ此所迄來テ居ルノニ之ヲ妨ゲルノハ不都合ダト云ツテ奮起スルノハ当然デ、其ノ手段方法モ已ムヲ得ザルニ出デタ当然ノ事ト思ヒマス。

(中略)

問 十月事件以来、軍部殊ニ青年将校ト西田ノ関係ヲ如何ニ観テ居タカ。

答 十月事件ノ頃ニハ菅波ガ見ヘタ位デアリマシタ

二・二六事件北・西田裁判記録（四・完）（松本）

ガ、五・一五事件デ西田ガ川崎長光ニ狙撃サレ瀕死ノ
状態ニ在ッタ時、安藤、山口、大蔵、栗原等数名ノ陸
軍青年将校ガ見舞ニ見ヘマシタノデ西田ト関係ノアル
将校ダト思ヒマシタガ、西田モ亦私ニ聞カシテモ役立
タヌトデモ思ツテ居タノカ、青年将校トノ関係ニ付テ
ハ少シモ話シマセヌデシタノデ、一般青年将校ト西田
トノ関係ハ私ニ判リマセヌデシタ。私ハ其ノ時西田ノ
看護ヲシテ居タ関係デ、彼等青年将校ヲ相知ルニ至ッ
タノデアリマス。

問 被告人ハ軍部ノ動向ニ付多大ノ関心ヲ有シテ居タ
為、青年将校ニ接触スルニ至ッタノデハナイカ。

答 私ハ政党・財閥・官僚トノ交友ハ広クアリマシタ
ガ、青年将校トハ何ノ関係モアリマセヌデシタ処、十
月事件ニ依リ青年将校ガ私ノ眼前ニ映ル様ニナリマシ
タ。然シ、事実青年将校ヲ知ッタノハ西田ヲ通シテ
知ッタノガ大部分デアリマス。」

問 被告人ハ、現在ニ於テモ国家改造理論トシテ日本
改造法案大綱ノ内容ト同一思想ヲ抱イテ居ルカ。

答 現在ハ私が改造法案ヲ書イタ當時ニ比シ、日本ノ
客観的情勢ガ幾分異ツテ居リ、且同法案ノ叙述ニ付不
穏当ナ所ガアリ、表現ノ方法ニ付訂正補足ノ必要ヲ感
ジテ居ル部分モアリマスガ、根本ノ指導原理ニ於テハ
変更スル必要ヲ認メテ居リマセヌ。即チ、私ノ思想其
ノモノハ執筆當時ト同様デアリマス。私ハ、國家ノ改
造ハ必ず同法案ニ示ス様デナケレバナラヌト主張スル
モノデハアリマセヌガ、結局同法案ニ示ス所ノ如ク改
造サレルモノト思ツテ居リマス。

問 日本改造法案ニハ憲法停止ノ事ヲ書イテアルガ、
憲法ヲ停止シ戒厳令ヲ布クノカ。

答 私ガ改造法案ヲ執筆シタ當時ハ、憲法其ノ他ノ參
考書籍ガ手許ニ在リマセヌデシタ。唯私トシテハ、結
局ハ動乱ニナル、動乱ニナレバ、戒厳令ヲ以テ鎮静シ
テ置イテカラ改造ヲスルト云フ意味デ書イタモノデア
リマス。憲法ヲ停止シナイト、貴族院、衆議院ノ如キ

ガ、憲法ニ違反スルトカ法律ニ抵触スルトカ論議スルニ至ルベク、サウナッテハ陛下ガ大英断ヲ以テ国家改造ニ御決意遊バサレテモ、之等ノ為ニ改造サレナイト云フ虞レガアルカラ、彼等ニ口ヲ開カシメズ、大御心ノ眞改造ガ出来ル様ニト思ツテ、憲法停止ノ事ヲ書キマシタ。然シ、如何ニ戒嚴令ヲ布クト書イテアツテモ、動乱ガ起キナケレバ無論其ノ必要ハナイノデアリマスシ、現在デハ、陛下ガ改造斷行ト御決意遊バサレ給ツタノヲ反対スル様ナ不忠者ハ恐ラクアルマイト思ハレマスカラ、或ハ実際改造スルニ当ツテハ戒嚴令ヲ布ク必要ガナイカトモ思ハレマス。

問 被告人ハ明治天皇ヲ特ニ尊崇シ奉ツテ居ルトノ事ナルガ、左様カ。

答 左様デアリマス。私ノ如ク日本ヲ離レテ生活シタ者ニハ、明治天皇ノ有難サガ特ニ身ニ沁ミテ居リマス。

問 其ノ明治天皇ガ欽定アラセラレタル憲法ヲ、今上陛下ガ停止遊バサレル事ハアルマイト思ハレルガ、停

止シ給フモノト考ヘル事夫レ自体、既ニ明治天皇及今上陛下ノ御意図ニ副ヒ奉ラナイ事ニナルノデハナイカ。

答 夫レハサウナルト思ヒマス。

問 スルト、我國体ヨリ觀テ何ウナルト思フカ。

答 明治天皇ハ、憲法ハ不磨ノ大典ト仰セラレテアリマス。憲法ハ万代不易デ停止スベキデナイ、必要ガアレバ改正シテモヨイガ、全面的停止ヲシテハイカヌ、従テ一時デモ憲法ヲ停止スル事ハ、明治天皇ノ御意図ニ副ヒ奉ラナイ事ニナル様ニ思ハレマス。サウ解釈スルト私ノ思想行動ハ其所ニ出発シテ居ルノデ、私ハ日本人トシテ不都合ニシテ非国民的デアリ、不逞ノ徒ニシテ逆賊ナリト云フ事ニナリマス。然シナガラ、私ハ憲法ヲソムナニ解釈シテ殊更停止ト云フ文字ヲ使ツタノデハアリマセヌ。私ハ停止ヲ以テ否定ト同様デアルトハ思ハズ、却テ改正ト同様ニ見テ居リマス。陛下ハ憲法ノ下ニアルノデナク、憲法ノ上ニ在ラセラレルノデアルカラ、大權ヲ以テスレバ憲法ノ改正、停止、何

事デモ御意ノ僕ニ為サセラレ給ヒ得ルモノト思ツテ居リマンタ。從テ、憲法停止ト書イタ事ト我國体トハ何等ノ関係モナク、國体ニ違反シテ居ラナイモノト思ツテ居リマス。少クトモ私ハ、國体ニ違反シタ様ナ事ヲ考ヘテ居リマセヌ。

（中略）

問 被告人ハ、之迄長イ間世間ヨリ彼是攻撃セラレテ居ル様デアルガ、若シ危險思想ヲ抱イテ居ナイモノナラバ、世人ノ攻擊ニ対シ反駁、弁明スベキ筈ナルニ、之ヲ為サズ放任シテ居タノハ何ウ云フ訣カ。

答 私ハ改造法案中訂正スペキ個所ノアル事ハ氣付イテ居リマシタガ、一個所ヲ訂正スルト自然他ノ個所モ訂正シナケレバナラナクナリマスノデ、御祈リノ關係デ非常ニ疲レルノト暇ト根氣ガ無カッタ為ニ、訂正ガ出来ナカッタノデアリマス。又、アノ古イ、薄イ小冊子ガ今頃有志者ニ用ヒラレ様トハ全然思ハズ、既ニ一ツノ初ニナツタノデ、今デハアノ初カラ芽ヲ出シタ別ノ物ガ実ツテ居ル、アレハ既ニ世ニナキモノト思ツテ

居リマシタカラ、其ノ僕ニシテ置イタノデアリマス。然シ、私ノ右小冊子日本改造法案大綱ガ糲種ト為ツテ夫レカラ出タ種々ノ思想、議論ガ危険・不逞デアリトスレバ、無論糲種ヲ作ッタ私ニ責任ガアリマス。唯私トシテハ、屢々申上ゲル通り、危險思想ガアツタ為ニ同法案ヲ執筆シタモノデハアリマセヌ。

実ハ、世間デハ私ニ対シ色々ナデマヤ惡評ヲ放チ、或人ヨリハ改造法案ヲ書直シタラ宜カラウト忠告シテクレタ事モアリマシタガ、別段氣ニモ留メズ、放ツテ置イタノガ惡カッタノデアリマス。西田トモ、「憲法ヲ停止シナクテモ改造ガ出来ルカモ知レヌ」ト話合ツタ程デアリマスカラ、早ク訂正シテ置ケバ宜カラタト思ヒマス。

問 今回ノ事件ニ参加シタル青年將校等ハ、被告人ノ右改造法案ノ趣旨ヲ信ジテ居ル様デアルガ何ウカ。

答 私有財産ノ限度ト云フ事ハ、私ガ始メテ申シタ言葉デハアリマセヌ。專制政治ハロシア、支那ノ様ナ国デナケレバ出来ナイ事デ、日本ハ自立的自由デナケレ

バナラヌト思ッテ居リマスノデ、私ノ改造法案ノ骨子ハ此所ニ在ルノデアリマシテ、他ノ事ハ枝葉末節デアリマス。憲法停止ヲ主ニシテ書イタノデアリマセヌ。

又対外的ノ事ヲ書ク趣旨デハアリマセヌガ、中ニ対外的議論モアリマスカラ、青年将校等ハ此点ガ気ニ入り注目シ、為ニ改造法案ヲ金科玉条ノ様ニ愛読シ、私ヲ先覚者ノ様ニ見ルニ至ッタモノト思ヒマス。私ハ国体破壊等ノ考ガアツテ書イタノデアリマセヌガ、青年将校等ガ改造法案ヲ見テ、之ヲ信ジタガ為ニ国体ヲ破壊スルガ如キ行動ニ出タトスレバ、其ノ責任ハ全部私ガ負フベキモノト思ヒマス。

問 被告人ガ青年将校等ト接触シタ程度ハ。

答 栗原安秀ハ五・一五事件以来年三、四回、菅波三郎ハ同事件前後頃数回、安藤輝三ハ同事件以来年二、三回、山口ハ同事件ノ頃一回、昭和九年十四、五回（尤モ、之ハ揉療法ガ主）、及本年ノ元旦一回、対馬勝雄ハ少尉時代一回、大蔵栄一ハ百人町在住當時三、四回、村中孝次ハ昭和十年頃三回位、ソノ後中野ニ移ツ

テヨリ屢々各訪問ヲ受ケタ程度デアリマシテ、其ノ他ノ将校ハ知リマセヌ。

問 被告人ハ夫等ノ者ニ対シ思想的ニ指導シタカ。

答 私ハ彼等ガ遊ビニ来ルノハ歓迎シマシタガ、思想上ノ事ニ付テハ、此等ノ人ニ限ラズ一般ニ話シテ居リマセヌ。時々質問スル者ガアリマスガ、其ノ様ナ時ニハ必ズ、「学校ノ先生ハ御免ダ」ト申シテ居リマシタ。私ハ彼等ノ様ナ美シイ心ノ持主ト会フノハ嬉シクアリマシタガ、彼等トシテモ国家改造ニ関スル同志的関係ニ於テ、私ヲ先輩トシテ、私ニ会フノヲ光榮トシタノデ、從テ会ツタ文ケデ満足ラシタ訳デ、此為思想的ノ話ハ致シマセヌシタガ、親シク交ツテ居リマシタ。ダカラ、彼等ノ思想ノ中心ヲ為シテ居タノハ私デアリ、日本改造法案大綱デアリマス。故ニ此意味ニ於テ、結局ハ日本改造法案大綱ヲ中心トシテ、私ハ彼等ノ主導的立場ニ在ツタ次第デ、從テ彼等ガ同法案ヲ中心トシ、背景トシテ改造ニ志シ、之ガ断行ノ為直接行動ニ進ミツツアツタ事ハ間違ヒナイト思ヒマス。言ヒ

換へマスト、私ハ改造法案ノ趣旨ヲ実現化スル為、彼等ヲ通ジテ其ノ氣運醸成ニ努メテ居タ次第アリマス。

（中略）

問　被告人ハ、改造法案ニ記セル憲法停止ハ超法律的行為ト見テ居ルノカ。

答　左様デアリマス。大權ノ發動ニ依リ憲法ヲ停止スル事ハ超法律的行為デ、天皇ハ之ヲ為シ得ルモノト思ツテ居リマス。

問　彼等ガ稍モスレバ超法律的ナル言葉ヲ使フノハ、被告人ノ改造法案ニ超法律的ナル語ヲ使ツテアル所ヨリ出テ居ル思想デナイカ。

答　其ノ程ハ判リマセヌガ、人ハ時ニ法ニ触ルルノヲ覺悟シテ犠牲ニナル場合ガヨクアリマス。之ハ身ヲ殺シテ仁ヲ為スノ行為デハアリマスガ、決シテ法律ヲ超越シタ罰セラレナイ行為ニハナリ得ナインデアリマスカラ、彼等ガ超法律的行為ト云フ言葉ヲ使フ事ハ私ノ希望スル所デモナク、又彼等ニシテモ相沢ヤ此度彼等

自ラ為シタ行為ヲ以テ、超法律的デ刑責ナシト考ヘル様ナ没常識ノ者ハ居ルマイト思ヒマス。事實左様ナ言葉ヲ使ツタシテモ、夫レハ私ノ思想ニ出発シテ居ル思想ダト解釈スル事ハ出来マイト思ヒマス。斯ノ如キハ、徳川綱吉ハ男色女色ニ耽リ、犬ニ至ル迄溺愛スルニ至ツタガ、経書ヲ所持シテ居タトノ事デアリマスガ、之ヲ以テ經書ト綱吉ノ思想行為ハ同一ナリト云フ様ナ論法デハナイカト思ヒマス。

（八）事件予知後の行動について

問　被告人が今回ノ事件ヲ知ツタノハ何時カ。

答　私ハ昭和元年頃ヨリ法華經ニ專念シ信仰生活ニ入浸リ、世間ト遠ザカリ、從テ青年將校等モ殆ド私方ニ出入シナクナツテ居リマシタノデ、今回ノ事件ニ付テモ青年將校ト直接交渉ノアッタノハ西田デ、私ハ西田ヨリ聞イテ知ツタ位ノモノデアリマス。

本年一月中旬頃西田ガ私方ニ来テ、相沢公判ノ状況ヲ話シマシテ、若シ弁護人申請ノ証人ヲ却下スル様ナ

事ニナレバ、青年將校ガ蹶起スルカモ知レヌ様ナ不穢

ナ空氣ガアルト申シマシタ。然シ、其ノ頃私ハ三月ニ
ナレバ支那ニ行カウト思ツタノデ、左程氣ニモ留メズ
ニ居リマシタ処ガ、同月二十日頃ヨリ同月二十五日頃
迄ノ間ニ毎日ノ如ク西田ガ来テ、具体的計画ノ事ヲボ
ツリボソリト話シテクレタノデ、驚イタ次第アリマ
ス。

（中略）

問　被告人ハ其ノ話ヲ聞イテ何ウ思ツタカ。

答　最初話シタ時西田ハ悲壯ナ顔ヲシテ、「モウ今度
ハ止メナイデ下サイ。何モ言ツテクレルナ」ト申シマ
シタノデ、私ハ胸ヲ打タレ可哀ソウナ氣持ニナリ「サ
ウカ」トダケ言ツテ、他ハ申シマセヌデシタ。

私ハ五・一五事件ノ時西田ニ話シ、同人ヲシテ仲間
ニ入ラズ手ヲ引カセタ為、西田ハ同志ヨリ裏切者ト思
ハレ、川崎長光ノ為狙撃セラレ、夫レ以来西田ハ妙ナ
立場トナリ、官憲及世間カラ色々ニ批評サレ、爾來長
イ間心苦シイ生活ヲシテ来テ居ルノデ、西田ノ気持ハ

私ニヨク判ツテ居リマス。

私ハ西田ノ話ヲ聞イテ、同人ハ自分ノ本心カラデナ
ク、從来ノ義理ニ絡マサレ、彼等青年將校等ノ大勢ニ
動カサレ、引張リ込マレ、自分で出来ル方面ノ事ヲ手
伝フ事ニナッタノダ、之ハ危キニ近寄ル事ダガ、又已
ムヲ得ナイダラウト思ヒマシタ。

ソコデ私トンシテハ、西田ガ如何ナル事ヲ担任シタカ
ハ判ラナイケレドモ、其ノ事ノ善惡ニ拘ラズ何所迄モ
西田ヲ庇ツテ遣ラウ、警視庁カラ西田ヲ連レニ来タラ
之ヲ匿シテヤラウ、変ナ奴ガ西田ヲ襲フ様ナ事ガアレ
バ、之ヲ妨害シテヤラウ、ソシテ西田ノ目的ヲ達成セ
ンヌル為、出来得ルダケノ事ヲシテヤラウ、西田ガ青
年將校ニ引カレテ行クナラ、自分ハ又西田ニ引カレテ
行ツテヤラウ、西田ノスル事ハ止メモセズ、其ノ思フ
通リニ動カセテ遣ラウト思ヒマシタ。即チ私ハ、西田
ニ従テ行クノミダト決心致シマシタ。尚其ノ時、西田
ハ「此事ハ、事前ニ於テハ誰ニモ話サヌ事ニナッテ居
ルカラ、自分カラ聞イタト云フ事ハ誰ニモ言ハナイ様

ニシテクレ」ト申シマシタ。

問 スルト被告人ハ、當時西田ハ彼等ト或程度關係ガアルモノト見テ居タノカ。

答 私ハ、西田ハ彼等ト或程度具体的關係ヲ生ジテ居タモノト判断シマシタ。夫レモ西田ノ本心カラデナク、義理ニ絡マサレテ抜差シノ出来ヌ立場ニナツタモノト思ヒマシタ。

問 彼等ガ蹶起スル事ヲ、西田以外ノ者ヨリ聞イタ事ハナイカ。

答 村中ハ二月二十日頃ヨリ後二、三回私方ニ来テ蹶起スル事ヲ話シマシタガ、夫レハ外ナラヌ私ダカラ、既ニ西田ガ私ニ告ゲテ私ガ知ッテ居ルモノト思ッテ話サレタ様ナ話振デアリマシタ。其ノ間、何時如何ナル話ヲシタカ忘レマシタガ、要スルニ村中ハ「第一師団ノ渡満前ニ、東京ノ青年將校等ガ蹶起シテ君側ノ奸臣ヲ襲撃スル。自分等ハ、世界ニ未ダ類ノ無イ様ナ大変革ヲヤリタイト思フガ、支那革命デ参考ニナル様ナ事ハナイカ。自分等ハ兵馬ノ大權干犯者ヲ討ッテ御秩威

ヲ現ハス唯一ノ途ダト信ジ、此方針デ進ム。自分等ハ五・一五事件ノ様ニ決行後直ニ自首シテハ何ノ効果モナイカラ、蹶起後ハ陸軍省、參謀本部等麹町附近一帯ヲ占拠シ、陸軍大臣ニ向シテ肅軍ニ関スル意見ヲ述べタイト思ッテ居ルガ、占拠シテ上部工作ヲ為ス事ハ國体觀念ヨリ見テ何ムナモノカ」ト云フ様ナ事ヲ申シマシタ。

私ハ、西田カラ聞イタ様ナ事ハ懸ニモ出サズ、「勢ニ乗ジテヤルト七裂八分スル事ニナリ、意外ノ方面ガ攬乱サレル虞レガアリ、襲撃範囲ハナルベク縮少シナイト洪水デ堤防ガ崩レタ様ニナツテ事態收拾ノ途ガ無クナルカラ、統帥権干犯者ヲ討ツノハ既ニ定メタ事デ已ムヲ得ナカラウガ、其ノ目標ハ既ニ決定シタ範囲ニ止メル様ニシ、其ノ範囲ヲ拡大セヌ様ニ注意セネバナラヌ」ト申シ、支那革命ノ事ヲ聞カレタ時ニハ笑ッテ答ヘマセヌデシタ。又、占拠シテ上部工作ヲ為ス事ガ國体觀念上許サルベキ事カ何ウカニ付テハ、十分判リマセヌデシタカラ、「君等ガ主張シ、決行セムト思

テ居ルダケ、思フ存分ヤツタラ宜カラウ」ト申シテ置キマシタ。

(中略)

問 二月二十四日現ハレタ「大内山ニ光射ス。暗雲無シ」トノ靈感ハ、村中ニ告ゲタカ。

答 私が御経ヲ上ゲテ居ル時村中ガ来マシタガ、其ノ時靈感ガ現ハレタノデアリマス。村中ハ、自分デ判断シテ見ヤウト言ヒ、暗雲ヲ払ツテ天日ヲ傾クト解シ、「我々ガ蹶起シテ暗雲ヲ払ヒ、維新ヲ断行スレバ、天

日ヲ傾キ得ルノダ」ト云フ様ニ解釈シタ様デアリマスガ、私ハ之ヲ「大内山ニハ暗雲無ク、光ガ輝ク」ト解シ、有難イ事ニ思ヒマシタ。

問 村中ハ、被告人ヨリ右靈感ニ付、暗雲ヲ払ツテ天

日ヲ仰ギ、宮中ハ御安泰ダト説明サレタ様ニ申シテ居ルガ何ウカ。

答 夫レハ、後半ノ宮中ハ御安泰ダト言ツタノハ私デ、前半ノ暗雲ヲ払ヒ天日ヲ仰ギハ村中ノ言ツタ文句デアリマス。村中ハ、ヨク自分ノ話ト人ノ話ヲ混同シ

テ他人ニ言フ癖ガアリマス。

(中略)

問 村中ハ被告大方ノ二階ヲ借リタ際、蹶起趣意書ヲ起案シテ居ツタノデアルガ、其ノ事実ヲ知ツテ居ルカ。

答 当時村中ガ二階デ何ヲシテ居ルカ知ラヌノデ、蹶起趣意書ヲ起案シタハ思ヒマセヌデシタ。又、其ノ起案ニ付テハ誰ヨリモ意見ヲ求メラレタ事モアリマセヌ。

問 村中ヨリ、占拠シテ上部工作ヲスル事ハ我國体観念ヨリ見テ何ムナモノカトノ質問ニ対シ、不可ナリト答ヘナイ計リデナク、思フ存分遣ツタラ宜カラウト言ツタノハ、之ヲ是認シ、煽動シタノデナイカ。

答 私ハ先程申上ゲタ通り、枢要地域ヲ占拠シテ上部工作ヲスル事ガ國体観念上許サルベキカ何ウカ判ラナカツタ為答ヘナカツタノデ、又思フ存分ヤツタラ宜カラウト言ツタ事ハ、世間普通ノ軽イ挨拶位ノ心意デ合

槌ヲ打ッタニ過ギズシテ、他意ガアツタ訳デハアリマ

セヌ。

問 村中ハ、軍隊ガ一定ノ場所ヲ占拠シ、上部工作ヲスル事ハ國体觀念上疑問ニ思ッタノデ被告人ニ尋ネタ処、十月事件ノ様ニ大詔煥發ノ為陛下ヲ強要シ奉ル事ハ國体觀念上許スベカラザル事デアルガ、左様ナ事ニナラヌ範囲内ニ於テ上部工作ヲスル事ハ差支ナイカラ、ヤル以上ハ一步モ退カヌ様ニシテ目的ヲ貫徹セネバナラヌト云フ被告人ノ意見デアッタ、ト言ッテ居ルガ如何。

答 村中ハ軍隊ヲ引出ス事ニ付テハ何モ言ハズ、占拠シテ上部工作ヲ為ス事ハ何ウカト云フ様ニ申シタノデアッテ、私トシテハ、軍隊ヲ引出ス事が國体觀念上何ウカト尋ネルノデナラ兎ニ角、夫レハ既ニ決定シテ置キ、占拠云々ノ事ダケヲ聞クノデハ質問ノ意味ヲ為シテ居ラヌノデ、其ノ点ニ付テハ答ヘナカツタノデアリマス。然シ、私が夫レニ付テ答ヘズ、單ニ思フ存分ヤツタラ宜カラウト申シタノデアリマスカラ、夫レヲ聞イタ村中トシテハ、一步モ退カヌ様ニ徹底的ニヤレ

ト激励サレタ様ニ解スルノハ当然デ、サウスルト言葉ノ上ダケデハ、私ハ軍隊ヲ連出シ、或地域ヲ占拠シ、上部工作ヲ為スコトハ國体觀念上許サルベキデアルト云フ意見ノ下ニ、村中ヲ煽動、激励シテ遣ッタ事ニナリマス。私ハ言葉ニ注意シテ、モ少シ判り易ク申シタラ宜カツタト思ヒマス。

(1) 大正九年、ときの皇太子（後の昭和天皇）の婚約者久邇宮良子女王（現皇后）の母系（島津家）に色盲の遺伝があることがわかった。純血論を唱えて婚約解消のために動いた元老山県有朋（長州出身）らに対して、人倫論の立場から東宮御学問所御用掛杉浦重剛がこれに抵抗したが、ことはやがて政治問題へと発展した。これが「宮中某重大事件」である。右翼の大御所の頭山満らと共に、大川、北らの猶存社も杉浦を支援して活発に動いたようである。結局山県の全面的敗北に終わり、宮内大臣には薩摩派の牧野伸顕（大久保利通の次男）が就任した。最近の文献として、渡辺克夫「宮中某重大事件の全貌」THIS IS 読売一九九三年四月号五六頁、大野芳『宮中某重大事件』（一九九三

年、講談社）参照。

(2) 大正一五年、朝鮮人朴烈とその内妻金子文子が大逆罪で死刑の判決を受けた（その後恩赦で二人とも無期懲役に減刑）。ところが判決の後、朴が文子を膝の上に抱いている写真が各方面に配布され、しかもこれが担当予審判事の撮影によるものであることが判明し、内閣不信任案まで提出される騒ぎとなった。これが「朴烈・文子の怪写真事件」である。我妻栄外編『日本政治裁判史録・大正編』三七九頁「許世楷」（一九六九年、第一法規出版）、野村正男『法窓風雲録』上巻二二二頁（一九六六年、朝日新聞社）参照。

6 第五回公判（昭和11年10月6日）

前回に引き続いて、北に対する被告人訊問が行われた。訊問終了後北の供述に対する西田の意見陳述を経て、亀川に対する被告人訊問に移った。なお、表題は便宜私が付したものである。

(+) 事件勃発前の行動について
問 被告人ハ本年二月二十二、三日頃西田ヨリ襲撃目標ヲ聞キタル際、殺害ノ範囲ヲ拡大セザル様トノ意見ヲ陳ベタトノ事ナルガ、左様カ。

答 左様デアリマス。私ハ其ノ時、「既ニ青年将校ニ於テ決定シテ居ル事ニ付テハ彼是言ハナイガ、二流、三流ノ所ヲ襲撃目標トシテ考ヘルノハ徒ラニ多クノ人ヲ殺ス事ニナルカラ、常カラ言フ通り最少限度ニ止メテ、ナルベク多クノ人ヲ殺サナイ方針デ進ムダ方ガ宜イデハナイカ」ト申シマシタガ、西田ハ之ニ対シ何トモ返事ヲセズ、唯考ヘ込ムダ様ニシテ居リマシタ。

問 尚被告人ハ西田ヨリ、青年将校等ハ真崎、柳川ヲ希望シテ居ル旨ヲ聞キ、被告人ハ真崎、^{〔荒木〕}柳川ハ一体デナケレバイカヌト言ッタトノ事ダガ何ウカ。

答 確カニ左様申シマシタ。スルト西田ハ、「荒木ハ陸相ノ時軍内ノ肅正ガ出来ズ、既ニ試験済ノ人ダカラ、彼等ハ、荒木大将ハ寧ロ閔東軍司令官ノ方ガ適任ダト考ヘテ居ル様ダ」ト言ヒマシタ。

問　被告人ガ真崎、荒木ハ一体デナケレバイカヌト
言ツタ趣旨ハ。

答　世間ノ尊ニ、陸軍ニハ皇道派ト統制派ガアリ、真崎、荒木ナドヲ皇道派ノ人ダト称シテ居リマスノデ、其ノ同ジ皇道派ノ人ニ甲乙ヲツケテハイカヌ、何事ヲヤルニモ、誰派、何派ト云フ様ニシテヤルト壞レ易イモノダカラ、互ニ手ヲ繫イデ一緒ニヤッタ方ガ宜カラウト思ッタノデ、左様ニ申シタノデアリマス。

問　スルト今回ノ事件ハ、皇道派ノ連中ガ真崎大将ヲ推立テテ蹶起スルモノト判断シタノカ。

答　私ハ、日本トアメリカハ互ニ戦フベキデナイ、日本ハアメリカヲ敵視スルヨリモ、寧ロアメリカノ資本ヲ日本ノ保証デ支那ニ投ゼシメ、以ティギリスノ策動セル日米離間策又ハロシアノ陰謀ニ係ル日米戦争計画ヲ不可能ナラシメ、仍テ支那ガ幾十年間続ケテ来リタル、アメリカノ力ヲ借りリテ日本ヲ排斥セムトスル排日思想ヲ根コソギ覆ヘシメル必要ガアルト考ヘ、昭和十一年七月頃「対支投資ニ於ケル日米財團ノ提唱」ト題ス

ル建白書ヲ一、三十部秘密ニ謄写シテ政府当局及財界有力者ニ送付致シマシタ。此事ハ岡田首相デハ覚束ナインデ、重光葵ト話シ、財界ノ有力ナル者ト議シテ居リマシタ。私ノ友人ノ張群ハ、日本ニ来ルト言ヒナガラ、身、外交部長トシテ忙シイノデ來朝ガ出来ヌノデ、私ハ永井柳太郎ニモ話シテ愈々其ノ実現ヲ期スル為支那ニ渡ル事ニ致シマシタ処、同年十月頃永井ガ來テ、「広田外相ニ会ツタラ、君ガ渡支スルト支那人ニ与ヘル刺激ガ強イノデ、今他ノ人ヲ遣ハシテ色々ノ事ヲヤッテ居ルカラ、君ノ行クノハ鳥渡待ツテクレ。年ノ暮ニデモナツテ、改メテ相談シヤウ」ト言ハレマシタノデ、私ハ年が明ケタラ行カウト思ッテ居リマスト、本年二月二十日衆議院議員ノ総選挙ガアル事ニナツタノデ、夫レガ済ムデ三月ニハ必ズ支那ニ行カウト思ッテ居ツタノデ、其ノ頃渡支ノ準備ヲシタリシテ居リマシタ為、本年二月中旬西田ヨリ話ヲ聞イタ時ニハ、唯茫然トシテ居リマシタ。當時私ハ、支那ニハ久振デ出掛ケル事デモアリ、計画モ立テネバナラヌノ

デ、後ノ事ガ何ウダトカ、真崎・荒木ト彼等ト何ムナ
関係ガアルカナド深ク考ヘルニ至ラズ、世間一般常識
程度ノ想像法シカ持ッテ居リマセヌデシタ。従テ、皇
道派ノ連中ガ真崎大将ヲ推立テテ蹶起スルモノダト迄
ノ判断ハ、致シマセヌデシタ。

（中略）

問　被告人ハ事前ニ於テ、西田、亀川及山口等ハ事件
ト何ムナ関係ガアルモノト思ッテ居タカ。

答　西田ハ、私及薩摩雄次、小笠原長生等ノ関係筋ヲ
迎ッテ、加藤寛治大将其ノ他ノ海軍上層部ヲ動カス役
ヲ担任シ、亀川ハ相沢公判ニ尽力シテ居ル様子ヲ聞イ
テ居リマンタカラ、同人ハ陸軍ノ上層部ヲ動カス事ヲ
担任シ、又山口ハ其ノ週番中ニ兵ヲ動カスノデアリマ
スカラ、素ヨリ深イ関係ノアルモノト思ッテ居リマシ
タ。

問　二月二十五日夜、被告人ガ西田ヲ藏匿シタル顛末
ヲ述べヨ。

答　其ノ次第八、西田ガ当公判廷ニ於テ申立テタ通り

相違アリマセヌ。其ノ際西田ハ、非常ニ沈痛ナ顔色ヲ
シテ居リマシタノデ、私ハ西田ハ從来在郷軍人ノ海員
組合労働運動ニ手ヲ染メ、國家主義ノ下ニ運動シテ居
タノデアルガ、彼等ガ蹶起スレバ其ノ運動ガ挫折スル
ノミナラズ、例ノ警視庁トノ関係ガアルノデ、斯ク沈
痛ニナッテ居タモノト思ヒマシタ。

(二) 二月二六日の行動について

問　二月二十六日朝、西田ヲ岩田富美夫ニ預ケタ理由
ハ。

答　私ハ此際前以テ申上ゲテ置キマスガ、西田ノ供述
ノ内蹶起前ニ於ケル分ハ真実デアリマスガ、蹶起後ニ
於ケル分ハ嘘ガ大分アル様ニ思ハレマス。夫レハ、西
田ハ私ニ迷惑ガ掛ルコトヲ心配シ、何モカモ西田自身
ガヤッタ様ニ述ベルノデナイカト思ヒマス。然シ私ト
シテハ、夫レハ無用ナ心遣ヒト思ヒマスノデ、私ハ私
トシテ事實有リノ候ヲ申上ゲマス。二月二十六日、西
田ヲ岩田ニ匿シテ貰ッタノモ、私ノ發意デアリマス。

当朝六、七時頃、私ハ西田ノ話ニ依リ愈々彼等ガ今朝蹶起シ、予定ノ如ク各所ヲ襲撃シタラシイト云フ事ヲ知リ、斯ウナツテハ西田本人トシテモ私方ニ居ルノハ本心デアルマイシ、又私方ニ居ルノハ西田ノ自宅ニ居ルノト同ジ程度ニ身辺ガ危険ナ訳ダカラ、岩田ニ匿ツテ貰ハウト思ヒ、岩田ガ入院シテ居ル巣鴨ノ木村病院ハ、同人ノ妻ノ実家デモアルノデ都合ガヨイノデ、岩田ニ電話ヲ掛けマシタ。処ガ故障シテ電話ガ掛チヌノデ、公衆電話ヲ掛けテ岩田ヲ呼出し、「今朝騒動ガ起キタラシイガ、相談ガアルカラ直グ来テクレ」ト言ヒマシタ処、「騒動トハ何デスカ」ト問返シマンタガ、「兎ニ角來テクレ」ト頼ミマシタ。

岩田ハ同日午前八、九時頃見ヘマシタカラ、私ハ、
「青年將校等ガ今朝蹶起シ、重臣ブロックヲ襲撃シタ
ト申シテ大体ノ事ヲ話シタ上、「斯クナル以上ハ、例
ノ通り西田ガ訳ノ判ラヌ勾引ヲセラレルト思フガ、身
ヲ隠スニハ他所ヨリモ病院ノ方ガ都合ガ宜イト思フカ
ラ、入院ト云フ事ニシテ匿ツテクレヌカ。一ツ頼ム」

朝蹶起シ、予定ノ如ク各所ヲ襲撃シタラシイト云フ事ヲ知リ、斯ウナツテハ西田本人トシテモ私方ニ居ルノハ本心デアルマイシ、又私方ニ居ルノハ西田ノ自宅ニ居ルノト同ジ程度ニ身辺ガ危険ナ訳ダカラ、岩田ニ匿ツテ貰ハウト思ヒ、岩田ガ入院シテ居ル巣鴨ノ木村病院ハ、同人ノ妻ノ実家デモアルノデ都合ガヨイノデ、岩田ニ電話ヲ掛けマシタ。処ガ故障シテ電話ガ掛チヌノデ、公衆電話ヲ掛けテ岩田ヲ呼出し、「今朝騒動ガ起キタラシイガ、相談ガアルカラ直グ来テクレ」ト言ヒマシタ処、「騒動トハ何デスカ」ト問返シマンタガ、「兎ニ角來テクレ」ト頼ミマシタ。

ト申シマシタ処、岩田ハ即座ニ承知シテクレ、西田ヲ木村病院ニ連レ帰ツテクレマシタ。

問 夫レハ、西田トモ相談ノ上デアツタカ。

答 私ハ西田ニ、「岩田ノ方ニ行ッテハ何ウカ」ト申シマスト、西田ハ私ノ言フ通り承知シ、岩田モ承知シテクレタカラ木村病院ニ行ク事ニナツタノデ、西田ガ行キ度クナイト言フノヲ無理ニ遣ツタモノデハアリマセヌ。

(中略)

問 当日被告人ガ電話ヲ掛けタリ、電話ヲ掛けテ寄越シタ者ガ其ノ他ニナカツタカ。

答 午前中ニ中野正剛ヨリ電話デ、「大変ナ事が起ツタナア」ト申シマシタ。(後略)

問 今回ノ様ナ事件ガ起レバ、内閣總辞職ハ想像サレル所デアリ、從テ政党人タル中野トハ、後繼内閣其ノ他政治上ノ話ガアツタモノト思ハレルガ何ウカ。

答 道理アル御推察トハ思ハレマスガ、私ハ五・一五事件ノ時西田ガ川崎ニ狙撃サレタ際、世間デハ大川ガ

川崎ヲ使嗾シテ西田ヲ擊タセタトノ専ラノ噂ガアリ、以前支那デハ宋教仁ガ擊タレ居リ、何レモ勢力爭ヒガ基デアル、人間ハ余リニモ浅マシイ、汚イモノダト感ジマシタノデ、爾来政争ニハ口ヲ入レヌ事ニ決心シテ、自分ノ使命ハ祈リニ在リ、祈リニ依ツテ十分國家ニ御奉公出来ルト思ヒマシタノデ、夫レカラハ法華経ヲ誦誦シ、神社仏閣ニ参詣スルノヲ仕事ニシテ居リマスノデ、其ノ時ニモ電話ヲ掛ケタ中野トシテハ、私ヨリ何カ聞出サウトカ、爾後ヲ何ウシヤウトカノ下心ガアッタカモ知レマセヌガ、私ハ殊更話ヲ他ニ外ラス様ニシテ居タ訳デアリマス。私トシテモ、若シ前ノ私デアッタラ政友会ノ鈴木総裁ナドモ政治上ノ事ニ付話シタカモ知レマセヌガ、五・一五事件以来政党人トモ余リ交際ガ無クナツテ居リ、今回モ政党人トハ誰トモ話シテ居リマセヌ。

問　当日、財界ノ某方面ヨリ被告人ニ電話ガアッタ事ニナツテ居ル様デアルガ、何ウカ。

答　財界人デ私ニ電話ヲ寄越シサウナ者ハ、最モ懇意

デ支那行ノ旅費ヲクレタリシタ有賀長文位デアリマスガ、有賀ヨリハ掛ケテ来テ居リマセヌ。無論、他ノ財界人ヨリ電話ヲ掛ケテ来タトハ思ヒマセヌ。

問　電話ガアッタ事ヲ忘レテ居ルノデハナイカ。
答　實際掛ケテ来テ居リマセヌ。忘レタノデハアリマセヌ。

問　其ノ日西田ハ、更ニ被告人方ニ帰ツテ来タト云フデハナイカ。

答　西田ハ、私方ヨリ木村病院ニ行ツタ二月二十六日ノ午後四時頃私方ニ来マシタノデ、「何カ用事ガアッテ来タカ」ト尋ネマシタ処、西田ハ「私ハ、矢張リ此家ニ置イテ貰ヒタイト思ツテ帰ツテ来タ」ト言ヒマスカラ、私ハ夫レヲ承知シマシタ。其ノ時西田ノ話デハ、「栗原ヨリ聞クト、蹶起ノ趣旨ハ天聴ニ達シタト云フ様ナ五ヶ条ノ陸軍大臣ノ示達ガアッタ。又、軍事參議官一同ガ揃ツテ來テ陸相官邸デ青年將校等ト会ヒ、參議官ハ、蹶起將校等ト共ニ昭和維新ニ邁進シヤウト言ツテクレタトノ事デアッタ」ト羞ジタ様ニシ

テ、話シテクレマシタ。

問 被告人ハ其ノ話ヲ聞イテ何ウ思ッタカ。

答 栗原ノ話ノ様ダト、陸軍ノ上層部ハ全部一致シテ蹶起将校ヲ支持シテクレタ訳デアリマスカラ、之ハ大変ナ事ニナツタ、遠ガハ陸軍ダ、常ニハ何派、誰派ト言ッテ争フテ居ツテモ、イザト云フ場合ニナルト一致スル、自分ハ以前ヨリ特ニ陸軍ヲ信頼シテ来テ居リ、又一般国民モ陸軍ヲ信頼シテ居ツタガ、矢張信頼スルニ足ルノハ陸軍デアル、彼等ノ行為ニ対シ統帥権干犯デアルトカ、陸軍ノ歴史ニ一大汚点ヲ印シタ不都合ナ奴ダト云フ様ナ事ハ誰モ言ッテ居ラナイ、今度ノ事件ハ、蚤ノ孳丸ノ様ナ小ポケナ反乱罪デナイニモ拘ラズ、陸軍ノ上層部ガ一致シテ腰ヲ据エテクレタラ、何ムナ改造ヲヤルカモ知レヌ、多分時代ヲ劃スル様ナ大キナ改造ヲヤルダラウガ、先ヅ一時ノ過程トシテハ官僚政治ヲ廢シ、陸海軍ノ軍部中心デ政治ヲヤツテ行ク

ガ致シマス。

検察官ハ、私ガ改造法案ヲ舐メテデモ生活シテ居ル様ニ申サレマシタガ、此腐敗墮落シタ現状ヲ一掃スル時代ノ現出ヲ希ヒ、夫レニハ軍部ガ中心ト為ツテ難局ヲ打開シテ貰フヨリ外ナイト考ヘタノハ、私一人デハアリマセヌ。國民ノ殆ドガ、渴望シテ已マナイ所ノモノデアリマシタ。其所ニ彼等ガ蹶起シ、上層部ガ一致シテ極力之ヲ支援スルト云フノデアリマスカラ、私ハ改造トカ革新トカ小サイモノデナク、陸軍省ガ中心ト為ツテドシドシ諸政ヲ刷新サレルモノト思ヒ、軍艦ガ

平生ナラバ、此様ナ事件ヲ起セバ、陸軍ノ上層部ト

ダラウト思ヒマシタ。

シテハ否応ナシニ彼等ヲ頭カラ怒鳴リ付ケ、眼前ニ引据ヘテ斬付ケル筈デアルノニ、其ノ事ナク、却テ良い事ヲシタ、ヨクヤツタト賞メ、親爺モ御前達子供ト一緒ニナツテヤラウト言ッテクレタ事デアリマスカラ、栗原トシテハ、意氣天ニ冲スルノ勢ヲ以テ西田ニ電話ヲ掛け、事前ニ彼是心配シテ居タガ何ムナモノカ、ト云フ様ニ鼻高々ト話シタモノト想像サレマス。此事ヲ西田ガ私ニ話ス時羞ジテ居タ訳モ、夫レデ判ル様ナ気が致シマス。

東京灣ニ集ツタノモ陸軍ヲ応援スル為ニ來タノダト解シ、非常ナ喜ビニ満チテ、二十六日ノ晩ハ十分ニ眠リマシタ。

問 被告人ハ西田ヨリ、彼等ハ軍事参議官ニ対シ、柳川中将ヲ後継内閣ノ首班ニシテ貰ヒタイト要求シタトノ事ヲ聞イタカ。

答 実ハ、私ハ西田ヨリ其ノ事ヲ聞キマシタノデ、只今申上ゲタ様ニ喜ビマシタモノノ、唯軍事参議官ト会見ノ際柳川説ヲ持出シタノハ拙イ、折角軍事参議官一同ガ其所迄乗出シテ来テ居ルノニ、柳川中将ヲ持出ス

ト軍事参議官ニ対スル不信任ノ意思ヲ表示シタ様ニ解サレルシ、柳川ハ今台灣ニ居ルノデ速急ニ間ニ合フモノデモナイノデ、此点ニ付テハ心ヲ苦シメマシタ。

問 柳川説ハ誰ガ持出シタトノ事デアッタカ。

答 誰ガ持出シタト云フ事ハ西田ヨリ聞キマセヌデシタガ、私ハ、斯様ナ事ハ栗原ノ言出シサウナ事ダト思ヒマシタ。

(中略)

問 柳川説ヲ持出シタノハ拙イト思ツタトノ事ナルガ、夫レニ付テノ対策ヲ講ジタ事ガアルカ。

答 何モ講ジマセヌ。

問 事実ハ、彼等ハ軍事参議官ニ対シ柳川説ヲ持出シテ居ラヌノダカラ、其様ナ話ノ出ル筈ハナイト思ハルガ、何ウカ。

答 私ハ、西田ヨリ話サレテ夫レヲ其ノ儘信ジタノデアリマスカラ、西田ガ聞誤ツタトシタラ私ノ判断モ間違ツテ来ル筈デアリマス。

(三) 二月二七日の行動について

問 被告人ハ二月二十七日蹶起將校ニ対シ、真崎ニ一任シテ時局收拾スル様申送ツタカ。

答 私ハ、彼等が軍事参議官ノ前デ柳川説ヲ持出シタ事ガ氣ニ懸リ、二月二十七日朝起キルト法華經ヲ読誦シ、一心ニナツテ其ノ善後策ニ付御祈リヲ致シマシタ処、「人無シ、勇將真崎在リ。國家正義軍ノ為号令シ、正義軍速ニ一任セヨ」ト云フ靈感ガ現ハレマシタノ

デ、非常ニ嬉シク思ヒマシタ。私ハ、最初ヨリ彼等ノ身ノ上ヲ心配シテ居リ、出来得ルナラバ彼等ヲ助ケタイト思ッテ居リマシタ所ヘ、陸軍全部ガ出タノダカラ、此上ハ御経ニ出タ様ニ真崎ニ一任シヤウ、真崎ナラバ最モ彼等ニ理解ノアル人ダカラ、真崎ニ一任シテ時局ヲ收拾シテ貰ヘバ彼等モ助カルデアラウ、ト思ヒマシタ。

ソユデ早速階下ニ降リ、西田ニ栗原ヲ呼出シテ貰ツテ私が電話ニ掛リ、栗原ニ対シ先ヅ右靈感ヲ告ゲタ上、「君等ハ昨日軍事参議官ト会見シタ時、台灣ノ柳川中将ヲ持出シタサウデアルガ、台灣カラ東京へ来ルニハ十日モ二十日モ要ルデハナイカ。何モ柳川一人ガ完全ナドト云フ訳デモナン、柳川一人ノミニ限ッタモノデモナインダカラ、東京ニ居ッテモ偉イ人ナラバ宜イデハナイカ。御経ニモ此様ニ出タノダカラ、此際眞崎ニ一任シテハ何ウカ。然シナガラ、此方ヨリ斯様ニテクレト差出ガマシク云フト大権私議ニ亘ル事ニナルカラ、大権私議ニ亘ラナイ様ニ言葉ノ言ヒ現ハシ方

ヲ考ヘテ、今一応軍事参議官ニ御願ヒシテ見テハ何ウカ。仮ヘバ、此際真崎大將ニ時局ヲ收拾シテ貰フ事ニ付、軍事参議官ノ方々ノ御意見ヲ一致シテ貰ヒタイト云フ様ニ言ッテ、真崎一任ヲ進ム事ニシタラ宜カラウ。尚、此様ナ騒ギノ時ニハ、故意ニ分裂ヲ企図スル者ナドガ出ルモノダカラ、イイ加減ノ所デ折合ヒ、軍内ハ上下一致シテ事ヲ運ブ様ニ注意シナケレバイカヌ。真崎一任ニ付テモ、軍事参議官ノ意見一致ヲ願フト同時ニ、君等同志ノ意見モ一致セシメネバナラヌ。而シテ、一任シタ以上ハ条件ナドヲ附ケズ、一切白紙デ一任シナケレバイカヌ。サウスレバ、君等ノ希望シテ居ル通り真崎内閣ガ成立シ、君等ヲ有利ニ保護シテクレル事ニモナルデアラウ」ト云フ趣旨ノ事ヲ諄々ト説明シテヤリ、御経ノ文句ヲ書取ラセマシタ処、栗原ハ「ヨク判リマシタ。夫レデハ皆ト相談シテ、其ノ様ニ致シマセウ」ト申シマシタ。（後略）

次デ、村中ニ電話ヲ掛けテ、栗原ニ話シタト同趣旨ノ事ヲ申シマシタ。

問 最初電話ヲ掛ケタノハ栗原デナク、磯部デアツタ
ノデナイカ。

答 私ハ栗原ト話シタ様ニ思ッテ居リマスガ、磯部ガ
出タノカモ知レマセヌ。

問 二度目ニ村中ト話シタ時、村中ハ、真崎一任ト云
フ事ハ我々ノ行動自体ヲ一任スルノカ、又ハ時局收拾
ヲ一任スルノカト云フ事デ、一任ノ意義ニ付議論ニ
ナツタガ、行動ヲ一任スルト云フ事デアレバ、撤退シ
ロト言ハレタラ撤退シナケレバナラヌデナイカト云フ
様ナ事デ、結局時局收拾ヲ一任スルノダラウト云フ事
ニナツタガ、真崎一任ト云フノハ時局ヲ收拾スル意味
カト尋ネタルニ、被告人ハ夫レデ宜イト返事シタトノ
事デアルガ何ウカ。

答 真崎一任ト云フ事ヲ聞イタ彼等トシテハ、斯様ナ
議論モ出テ、又重要ナ質問デアツタカモ知レマセヌ
ガ、私トシテハ一任ノ意味ヲ聞カレタカラ、彼等ガ行
動ヲ起シタ為ニ時局ガ紛糾シテ居ルノデアルカラ、時
局ノ收拾ヲ一任シナイト云フ様ナ事ハ有リ得ナイ事

デ、時局收拾ト云フ中ニハ当然行動モ含マレテ居ル筈
デアルト思ヒマシタカラ、唯真崎ニ一任セヨト詳シク
繰返シテ申シタ訳デアリマス。

問 夫レカラ何ウシタカ。

答 其ノ後午後四、五時頃村中ヨリ西田ニ電話ガア
リ、西田ノ話ガ済ンダ後デ私ハ村中ニ、「真崎一任ト
云フ事ヲ話シタカ、何ムナ工合カ」ト尋ネマシタ処、
村中ハ「真崎、阿部、西三軍事参議官ガ来ラレタノ
デ、言ハレタ通り申上ゲマシタ処、軍事参議官ハ、君
等ガサウ云フ風ニ事ガ判ッテクレレバ誠ニ結構ナ事デ
アルカラ、至急他ノ軍事参議官ト相談ヲシテ返事ヲシ
ヤウト言ヒ、真崎大将ハ、ダガ夫レヨリモ君等が先ニ
兵ヲ撤退セシメネバナラヌト言ハレタ」ト申シマシ
タ。

次デ栗原ヨリ電話ガ掛ッテ來テ、「真崎、西、阿部
三大將ト会見シタ処、阿部、西ノ両大将ハ我々ノ意見
ハ同感デアルト言ハレタガ、真崎大将ハ兎ニ角君等ガ
先ニ兵ヲ引ク事ガ大事ダト言ハレタガ、ソムナ事ガ出

来ルモノデスカ」ト申シ、大変憤慨シテ居ッタ様ナロ
振デアリマシタ。

問 真崎一任ト決シタノダカラ、真崎ヨリ先ニ撤退シ
ロト言ハルレバ、其ノ通り撤退スベキデハナイカ。

答 真崎トシテハ、自分ノ面前デ自分ニ一任シタイト
言ハレタノデ、他ノ軍事参議官ニ対スル手前、体裁ヲ

繕ッテ撤退シロト言ッタノカトモ思ハレ、又真崎一任
ト云フノハ後繼内閣首班ヲ真崎ニスルト云フ意味モア
リ、且、彼等ハ既ニ軍事参議官ニ対シ撤退ヲ拒絶シテ
居ルノデ、撤退スベキカ何ウカニ付私ハ別ニ考ヘマセ
ヌデシタガ、今考ヘマスト、其ノ朝真崎ガ正義軍ノ為
ニ号令シト云フ靈感ガアツタノハ、此所ノ事ニアラウ
ト、其ノ時感付イテ居タラ後々ノ手違ヒハ無カツタモ
ノト後悔シテ居リマス。

問 時局收拾ニハ真崎ガ最モ適任デアルト信ジタノ
ハ、予備知識ニ依ッタノカ、靈感ガアツタ為カ。

答 予備知識ガアツタ為ニ、靈感ノ解釈ヲ誤ッタノデ
アリマス。即チ、靈感ハ、具体的ニ申スト真崎ガ撤退

シロト号令シタトキ之ニ一任セヨト云フ意味デアツタ
ノデアリマスガ、私ハ常カラ真崎ナラ宜イト思ッテ居
タ為ニ、之ヲ時局收拾ノ一任ト解シタ次第デ、其ノ責
任ハ全ク私ノ負フベキモノデアリマス。

問 真崎一任ニ付陸軍側ト交渉シタカ。

答 （前略）二月二十七日夜薩摩ガ來タ時、私ハ同人
ニ対シ朝カラノ経過ノ大要ヲ話シタ上、「真崎一任ト
云フ事ニナツタノダカラ、陸軍デ事ヲ起シタノニ陸軍
カラ次ノ内閣ト云フハ世間ニ対シ可怪シイカラ、海軍
側カラ陸軍ノ真崎ニ時局ノ收拾ヲ一任シヤウト云フ様
ニ申出テ貰フト、陸軍トシテハ意見ヲ纏メルノニ甚ダ
都合ガヨイト思フカラ、加藤大将ニ話シテ海軍側カラ
手伝ッテ貰ウ様頼ムデクレスカ」ト申シマシタ処、薩
摩ハ早速加藤大将ニ電話ヲ掛けテクレ、「加藤大将ヨ
リハ、今小笠原中将モ来合セテ居ルガ、此際速ニ時局
ヲ收拾スルト云フ事ハ最モ必要ナ事デアリ、蹶起將校
等ノ意見ガ真崎一任ト云フ事ニ一致シタトスレバ好都
合デアルカラ、小笠原中将ト相談ノ上尽力スルトノ返

事デアッタ」トノ事デアリマシタ。更ニ、同夜十二時頃薩摩ガ加藤大将ニ電話ヲ掛ケテ聞イテ見タ処、同大將ハ海軍軍令部總長宮殿トノ御目ニ懸シテ先程ノ意見ヲ申上ゲタ処、宮殿下ニハ明早朝參内アラセラルル事ニナツタト云フ返事デアッタト申シマシタ。

問 其ノ夜村中ガ来タカ。

答 参リマシタ。村中ガ来テヨリ後ニ、唯今申シタ電話ヲ掛ケタノデアリマス。

(中略)

問 村中ガ忽忙ノ間ヲ偷ムデ被告人方ヲ訪問スルニ付テハ、何カ目的ガアッテ來タ様ニ思ハレルガ、何ウ感ジタカ。

答 外部ノ状況ヲ知リタイノト、私ノ所ニ西田ガ来テ居ルノデ、私ヤ西田ニ会ヒタイ為ニ來タト思ヒマス。

問 電話デハ十分デナイ為、今後ノ態度ヲ決定スル為ノ対策ヲ聞ク為ニ來タノデナイカ。

答 村中トシテハ、或ハ其ノ様ナ考ガアッテ來タノカモ知レマセヌガ、其ノ際事実話シタ事ハ、昼間電話デ

話シタ事ヤ、夫レ迄ニ於ケル蹶起部隊内部ノ経過ヲシテクレタダケデアリマス。

問 被告人ハ外部ノ情勢ニ付何ノ様ニ話シタカ。
答 今、外部デハ一般ニ感激、同情シテ居リ、海軍側デモ同情、支援シテ居ルト申シテ遣リマシタ。

問 外部デハ一般ニ感激、同情シテ居ルト云フノハ、何ヲ資料ニシテノ判断カ。

答 岩田ナド私方ニ出入スル者ノ話ニ依ツテサウ思ヒマシタン、私自ラモ軍事參議官同様ヨクヤツテクレタト非常ニ感激シ、且同情シタノデアリマス。

問 被告人ヨリ斯様ニ言ハレタラ、村中トシテハ今後ノ方針ガ定マル訳デハナイカ。

答 夫レハ何ウカ、私ニハ判リマセヌ。

問 被告人ハ村中ニ対シ、目的ヲ貫徹スル為ニ飽迄大ニヤレト云フ趣旨ノ事ヲ言ツタノデハナイカ。

答 サウ云フ言葉ハ出シテ居リマセヌ。私ハ、時局收拾ニ付テハ一致シテ飽迄ヤレト云フ様ニ申シマシタカラ、村中トシテハ左様ニ言ハレタモノト解シタカモ知

レマセヌ。

（中略）

問 二月二十七日ニ於ケル蹶起部隊ノ情勢ニ付、如何ニ判断シタカ。

答 約言スルト、二月二十六日ノ情勢ノ儘デ進ムデ來テ居ルト判断シマシタ。即チ、陸軍ハ上下一致シテ蹶起部隊等ヲ支持、声援シテ居ル、撤兵シロトノ事ハアツタガ、時局收拾ニ付テハ私ノ勧告シタ案ガ実現サレルデアラウト思ヒ、夫レヲ期待シテ居リ、軍事參議官ヨリ纏ツタ返事ノ來ルノヲ待ツ氣持デ居リマシタ。

問 事態ガ彼等ノ為ニ悪化シサウデアルトハ感ジナカッタカ。

答 其ノ様ナ感ジモナク、又悪化シサウダト云フ様ナ事ハ聞キモ致シマセヌ。

（四）二月二八日の行動について

問 二月二十八日ニ於ケル行動ヲ述べヨ。

答 私ハ其ノ日モ朝カラ御經ヲ読ンデ居リマシタシ、

西田ハ依然階下ノ卓上電話ノアル室ニ居リマシタ処、時間ハ忘レマシタガ正午前頃デハナカツタカト思ヒマス。女中ガ来テ、西田ガ呼ンデ居ルト伝ヘマシタカラ、階下ニ降リテ行キマスト、西田ハ受話器ヲ片手ニ持ツタ儘、「今栗原カラ電話ガ掛リ、腹ヲ切ルト申シテ居ル」ト言ヒマスカラ、「何ウ云フ訳カ」ト尋ネマスト、西田ハ「山下少將ヤ鈴木大佐等ガ来テ、何モカモ駄目ダカラ自決セヨト勧メルノデ、自決スル事ニナツタトノ事デシタ」ト言ヒマシタ。私ハ、昨日ノ形勢ヨリ判断シテ其ノ様ナ事ハ全然信ジラレナイノデ、速急ナ性質ノ栗原ガ一部カラノ情報ノミニ依ツテ判断シ、事ヲ速マルモノト思ヒマシタカラ、私ハ西田ニ代ツテ電話ニ掛リ、栗原ニ対シ、「君ハ宛ラ早野勘平ノ様ナ事ヲスルデナイカ。ソムナ事ハ野道デハヨク似合フカモ知レヌガ、總理大臣ノ官邸デハ似合ハナイヨ。昨日ノ話ノ軍事參議官カラノ返事ハアツタカ。軍事參議官ノ意見ガ定マラズ、返事ノ來ナイ内ニ腹ヲ切ルナドトハ、速マツタ事デナイカ。君ガ速マツテ死ン

ダリスレバ、第一ニ悲シムノハ此俺達デハナイカ。軍事參議官ヨリ返事ノアル迄、自決スルノヲ待ッテハ何ウカ。若シ返事ガ来ナケレバ、催促シテデモ返事ヲ貰ウ様ニセヨ。ソシテ、其ノ返事ガアツテカラ自決シテモ、決シテ遅クナイデハナイカ」ト申シテ遣リマシタ処、栗原ハ生返事ヲシテ居リマシタ。

問 其ノ事ニ付テハ、村中トモ話シタノデハナイカ。

答 栗原ト話シタ後、討伐命令トカ奉勅命令トカニ依ツテ蹶起軍ヲ討伐スルトノ噂ヲ耳ニシタノデ、村中ニ「夫レハ本当カ」ト聞合シマシタ処、村中ハ本当ニシテ居ナイ様ナ返事デアリマシタ。私モ、既ニ前日ヨリ戒厳部隊ニ入レテ居ルモノヲ討伐スルト云フ訳ガナイノデ、奉勅命令ナドト云フノハ一種ノ脅カシニ過ギナイノダラウト思ツテ居リマシタ。スルト同日午後三時過頃村中ヨリ電話デ、「奉勅命令ニ依ツテ我々ヲ討伐スルトノ事デアルガ、恐ラク脅カシダラウト思フ」ト云フ事デ、非常ニ興奮シタ語調デ申シマシタカラ、私ハ「軍事參議官ヨリ返事ガアツタカ」ト聞キマシタ

処、「未ダ返事ハ来ナイ」トノ事デアリマシタカラ、私ハ「自決スルト云フ事ハ最後ノ問題デアル。奉勅命令ハ君ガ思フ通り脅カシダラウト俺モ思ッテ居ル。慌テテ自決スルヨリ、先ヅ其ノ真偽ヲ確メル必要ガアルノデハナイカ。軍事參議官カラ未ダ返事モ来ナイト云フノニ、夫レニ先ツテ自決スルナドト速ツテハナラス。夫レヨリモ、陸軍ガ上下一致シテ真崎内閣が出現スル様ニ努力スル余地ガアル様ニ思ハレルカラ、夫レヲヤツテ見タ上デ、何ウシテモイケナケレバ最後ニ自決シテモ遅クハアルマイ。一度蹶起シタ以上ハ、其ノ目的ヲ貫徹スル為ニ徹底的ニヤル必要ガアルデハナイカ。此趣旨ノ事ハ栗原ニモ言フテ置イタガ、總テ事ハ速マッテハナラヌ。君等ガ死ネバ、俺達モ晏如トシテ生キテ居レヌデナイカ」ト言聞カセマシタ。スルト村中ハ、最後ニ「ヨク判リマシタ」ト言ヒマシタガ、私ニハ、村中ハ何カ別ノ事ヲ考ヘテ居ルカノ如キ生返事デアツタ様ニ感ジマシタ。

問 被告人ハ何故自決ヲ阻止シタカ。

二・二六事件北・西田裁判記録（四・完）（松本）

答 昨二十七日迄ノ形勢ハ先程申上ゲタ通リデ、其ノ朝ノ新聞ニハ海軍軍令部總長宮殿下ガ参内アラセラレタ旨ノ記事ガアリマシタノデ、私ハ海軍側モヨク支援シテクレテ居ルモノト判断致シマシタ。當時ノ状況ヨリ観察シテ、奉勅命令ニ依リ蹶起軍ヲ討伐スルトカ、自決ヲ勧告スルナドト云フ事ハ有リ得ナイト思ツテ居リマシタ。即チ、奉勅命令ナドト云フノハ脅カシニ過ぎナイモノト思ヒマシタノデ、蹶起将校ガ今更其ノ様ナ脅カシニ怖レラ抱イテ引退ツテハ駄目ダ、凡ユル事ハ力ヲ尽シタ上デ自決ヲ考フベキダト思ツテ、彼等ノ自決ヲ思ヒ止マラセタノデアリマス。實際今頃ニナッテ討伐スル様ナラ、蹶起ト同時ニ討伐スペキ筈デアリ、一度戒厳部隊ニ編入シタリ、上層部ノ人ガ寄ツテ群ツテ謡歌礼讃シテ置キガラ、掌ヲ覆ス様ニ忽チ討伐スルト云フ様ナ事ハアリ得ナイ事ダト考ヘルノハ、強チ私一人ノミデハナカッタト思ヒマス。又、私等ノ望ム通り真崎ガ後継内閣ヲ組織スル事ニナリ、陸海軍ガ一致シテ之ヲ援助スレバ、彼等ニ対シテモ出来得ル

限り庇ツテクレルデアラウシ命モ助カルダラウ、彼等トシテヤル事ダケハ既ニヤツテ居ルノデアル、残ルハ唯真崎内閣ノ出現如何ニ在ル事デ、軍事参議官ノ返事ニ依ツテ其ノ吉左右ガ判明スル訳デアリマスカラ、ソムナニ早マツテ自決シナクテモ、其ノ返事ノ都合ニ依ツテ自決シテモ遅クハアルマイ、ト云フ趣旨デ阻止シタ次第デアリマス。尚、其ノ時私ガ、彼等ガ死ヌト最モ悲シムノハ自分デアリ、晏如トシテ生キテ居レヌナドト申シタノハ、私ハ前日迄意氣軒昂タリシ彼等ガ、上官ヨリ勧メラレテ自決スルト云フ其ノ心持ガイデラシク悲シカッタカラ、左様ニ申シタノデアリマス。

（五）事件との関係と北の思想について

問 夫レカラ何ウシタカ。

答 同日午後六時頃、突然沢山ノ憲兵ガ来テ私ニ面会ヲ求メマシタガ、来合セテ居タ薩摩ガ憲兵ヲ二階ニ案内シテ来マシタ。憲兵ハ、「西田ガ此家ニ来テ居ルサ

ウデスガ」ト言ヒマシタカラ、私ハ「來テ居ラヌ」ト申シマシタ。スルト憲兵ハ、憲兵隊ニ電話ヲ掛ケタ上、「西田ガ居ナケレバ、貴方ガ憲兵隊迄一緒ニ行ツテ下サイ」ト言ヒマシタノデ、私ハ夕食ヲシ、衣類ヲ着換ヘタ上、薩摩ニ対シテ、海軍ノ加藤大将、小笠原中将等ニ時局收拾ニ付御願ヒシテクレト頼ミ、約一時間程シテ憲兵隊ニ同行サレマシタ。私ハ其ノ時、西田ノ身代リニナリ得テ仕合セデアッタ、サウ長ク留置サレル事モアルマイ位ニ思ツテ居ツタノデアリマス。

問　被告人ハ憲兵隊ノ取調ニ対シ、最初ノ内事実関係ヲ秘シテ居ツタ様デアルガ、夫レハ何故カ。

答　西田ガ逃廻シテ居ルノニ私ガ事実ヲ述ベルト、自然誰カラ聞イタカト云フ事ニナリ、結局西田ヨリ聞イタ事ヲ申立テネバナラヌ羽目ニ陥ルノデ、西田ノ身ヲ思フト事実ガ申セナカツタノデアリマス。警視庁ニ移サレテヨリ西田ガ捕マリ、全部自白シタトノ事ヲ聞イタノデ、夫レヨリ安心シテ事実ヲ申上ゲマシタ。考ヘルト、西田ガ私方ニ居ルト見テ西田ヲ捕ヘニ来タ処、

西田ガ居ナイ為ニ私ヲ連行シタ、後ニ西田ガ予定ノ通り捕マッタ、然シ、一旦私ヲ捕ヘタ以上、北・西田・改造法案ト結付ケテ判断セラルルニ至リ、此様ナ結果ニナツタト思ヒマス。

此際、私ノ考ヲ一言致シタイト思ヒマス。間違ヒニモセヨ彼等ガ私ノ改造法案ヲ以テ蹶起シタストレバ、之が為多数ノ者ガ犠牲ニナツテ居ルノデアリマスカラ、私ハ彼等ニ対シ誠ニ相済マヌト思ヒ、人身御供ニナル覺悟ハ持ツテ居リマス。北ハ不逞ノ徒ダ、陸軍部内ヲ攪乱スル不埒ナ奴ダト云フノデ殺サレル事モ、覺悟シテ居リマス。唯、牢死ダケハシタクナイ、死刑ニナルノナラ死刑ニナツテ死ニタイト望ンデ居リマス。然シ、私ガ主働者デアルトカ、又ハ、北ハ此様ナ事ヲシナケレバ改造ガ出来ヌト思ツテ居ツタ様ニトラレマスト、彼等犠牲者ノ遺族ハ、北ノ為ニ間違ヘラレタ、北ハ我息子ヲ殺シタ奴ダ、我夫ヲ殺シタ奴ダト言ハルニ至ルベク、其ノ遺族ニ対シテモ相済マヌ事ニナルノデ、同ジ死刑ニナルノデモサウ云フ様ニサレタクナ

イト思ヒマス。私ハ、決シテ我帝国ノ為ニ害ヲ為シテ居ラヌト確信シテ居リマス。国家改造ニシテモ、青年将校ノミヲ目途トセルモノデモナク、立脚点ニシテ居

タ訳デモアリマセヌ。手段ニシテモ、先ヅ秩序ヲ紊乱シテ戒厳令ヲ布クノ已ムナキ情勢ニ導キ、改造ノ実行ニ入ルモノナルカノ如ク解セラルルノハ、非常ニ遺憾トスル所デアリマス。今回ノ事件ニ付テハ、成功スルトノ予想ノ下ニ賛成シタノデモナク、失敗スルトノ予想ノ下ニ拒絶シタノデモアリマセヌ。

問 被告人ハ、事前ニ於テ或程度ノ計画内容ヲ聞イタノデアルガ、統帥権干犯トノ関係ニ付何ウ思ッタカ。

答 事ノ善惡ハ別トシテ、此様ナ事件ガ起ル情勢ニナツテ居タノデ、之ハ自然ノ力デアリ、致方ナシト思ツタダケデ、其ノ他ノ事ハ一切考ヘマセヌデシタ。然シ、統帥権干犯ニナルトハ思ヒマシタ。去リナガラ、既ニ上ノ人ガ統帥権ヲ干犯シテ居ルノデ、親ニ代ツテ仇ヲ討ツト云フ健気ナ氣持ナラバ、自ラ統帥権ヲ干犯スルノモ亦已ムヲ得ナイ事デハナイカト思ヒマ

シタノデ、彼等ニ対シテ統帥権ヲ干犯スル行為ダナドトハ申シマセヌデシタ。

問 被告人ハ、當時国内ノ情勢ニ付如何ニ觀察シテ居タカ。

答 私自ラハ、前ニ申シマシタ通り政治方面ニ関係シナイ事ニ決意シテ、御祈リノミニ真剣ニナツテ居リマシタ。此ハ、祈リヲ以テ進メバ國家ハ建直ルモノト信ジテ居リマシタ。當時国内ノ情勢ハ真ニ情ケナイ状態デ、政党方面ノ腐敗堕落、官僚ガ何ウダ、何ガ何ウダト世ノ行詰リノ様ナ事ハ絶ヘズ耳ニスル所デアリマス。斎藤モ五・一五事件ニ依リ生レナガラ、牧野等ノ勢力ニ圧倒サレテ逆ニ弊政百出シ、政治ハ遊び事ニナツテ居タノデアリマス。然シナガラ、何時カハ局面ガ打開サレ、朗カナ良キ社会ニナルデアラウト思ツテ居リマシタ。

問 其ノ腐敗墮落ノ根本原因ハ、那辺ニ在リト考ヘテ居タカ。

答 世ノ中ノ移リ変リハ、決シテ一、二ノ原因アル為

デナク、凡ユル方面ニ凡ユル原因ガアル事ハ、歴史ノ事実ニ徵シテ明カデアリマス。或ハ自然ノ現象トシテ来ル事モアリ、人為的現象トシテ来ル事モアリマセウ。為政者ニシテモ、各其ノ時代ニ相当シタ人物ガ出ルモノデアリマスカラ、何所迄ガ自然現象デ何所カラガ人為的現象ダト云フ事ハ謂ヘヌト思ヒマス。夫レガ愈々行詰ッタ時ニハ、変ッタ人ガ出テ、変ッタ世ノ中ガ現出スルモノト思ヒマス。

(中略)

問 現在ノ政治機構ト經濟機構ニ付、何ウ考ヘテ居ル力。

答 現在ノ政治機構ハ、根本ニ於テ天皇ヲ中心トスル自由平等ヲ國民ガ、完全ニ國家ヲ組織シテ居ルト思ヒマス。今ニナツテ見ルト、唯華族制ハ要ラヌモノト思フダケデ、之モ大シタ事ハナク、先づ政治機構方面ニ於テハ殆ド完全ダト思ヒマス。然ルニ現在ノ經濟機構ハ、此政治機構ニ当嵌ラヌ様ニ出来テ居ルト思ヒマス。昔ノ封建時代ニアツタ經濟ヲ、其ノ儘百、二百ニ

分割シテ持チ、國家ニ帰スベキ利益ガ各資本家ノ有ニ帰スル組織ニナツテ居ル資本主義經濟機構ハ、間違ッテ居ル、國家ノ為ニ宜シクナイカラ、國家ニ於テ大ナル生産機関ヲ所有スルノヲ望ムノガ、国民ノ国家改造運動デアリマス。

政治ト經濟ノ關係ヲ考ヘルニ、昔ハ大名御三家等政治的活動ヲセムトスル者ガ財閥ニ其ノ資ヲ求メタ如ク、今ノ政党政治家ガ財閥ニ頼ルノハ素ヨリ当然ノ事デ、上重臣、政党ヲ始メ、下村役場吏員ニ至ル迄ノ腐敗堕落ハ、一二繫ッテ政治機構ト經濟機構ノ喰違ヒニ其ノ原因ガアルノデアリマス。時ニ之ガ經濟方面ニ現ハレタコトガアリ、時ニ之ガ政治方面ニ現ハレタ事モアリマス。資本主義經濟機構ハ凡ユル不安動搖ノ根原デアリ、又日本ガ戦争スル場合ノ物資ニ不足ヲ生ジルノデアリマシテ、何レヨリ見テモ、生産機関ヨリ生ズル利益ガ國家ニ集中スル様ニ國家的ニ統一スルノ必要ガアルノデアリマシテ、私ハ財閥ニ対スル愛憎ノ念ハアリマセヌガ、必ズ斯クアルベキダト思ヒ、又日本ノ

社会ハ、漸ク此必要ニ迫ラレテ居ルモノト信ジマス。

問　国家改造ノ手段方法如何。

答　私が改造法案ヲ執筆スル頃ニハ、今ニモ共産的騒動ガ起ルモノト思ッテ居タノデアリマスガ、國家ノ改造ヲ為シ得ルノハ、財界破綻ノ時デアルト思ヒマス。森書記官長ハ改造法案ヲ机上ニ置キ、之ヲ実行スル者ハ蓋シ僕ダヨト言ハレテ居リマシタノデ、私ハ森ニナル期待ヲ掛ケテ居タノデアリマス。〔ママ〕日外或銀行ガ破綻シ、取付ニ会ツタ事ガアリマスガ、其ノ時森ハ其ノ事態ガ拡大サレルモノト思ヒ、「銀行ノ破綻ガ拡ガッタラ、夫レヲ口火ニシテ改造ヲヤッテハ何ウカ」ト相談ヲ受ケマシタ。私ハ、「銀行ノ前ニワイワイ騒イデ取付ケニ来テ居ルモノノ圧付ケルノハ悪イシ、銀行ノ尻押ハ尚更出来ナイ」と申シマシタ處、森ハ、「夫レナラ夫レヲ機会ニ、一氣ニ銀行ヲ國家ニ移シタラ宜カラウ」と言ヒマシタ。私ハ、「夫レナラ出来マスシ、預金者ニシテモ預金ノ回収ガ出来ヌト思ヒ取付ケニ押寄セルノダガ、政府ガ支払フト云フ事ニナレバ安心シ

テ引退ルカラ、國營ニ移ス事ハ容易ニ出来ルデセウ」ト申シマシタ処、森ハ、「銀行ヲ國營ニスル事が出来タラ、財閥ナムカ問題デナイ」と言ヒ、結局「銀行ニ限ラズ或事業ヲ國家ニ移ス事ニナレバ、債務ハ公債ニ化ケルカラ、其ノ公債ニナッタ限度ニ於テ國家ノ負担ハ輕クナル。生産機関ヲ國營ニスレバ、租税ナド取立テナクテ済ム事ニナルノダカラ、財界ノ破綻ヲ狙ッテ改造ヲヤラウ」と話合ッテ居リマシタガ、一、二銀行ノ破綻ヲ見タダケデ小火ノ内ニ消ヘテ了ヒ、間モナク五・一五事件ガ起キルニ至ッタノデアリマス。斯様ニ國家ノ改造ハ、経済界変動期ニヤラナケレバ成就シナイモノト思ヒマス。而シテ之ハ、私が努力シナクテモ自然ニ流レ来ルモノノデ、夫レガ日本ノ運命ナラバ、之ニ堪ヘ得ル人々ガ諸所カラ出来ル筈デアリマス。

私ハ、日本ノ國家改造ハ、君命ヲ奉ジナイ者二、三十人モ死刑ニスレバ出来ルデアラウト云フ趣旨ノ事ヲ書キマシタガ、今デハ、陛下ノ御恩召ガ國家ヲ改造遊バサレルト云フ事ニナレバ、夫レ程ニシナクテモ容易

ニ実現スルト思ッテ居リマス。即チ、御思召が其所ニ在ラセラルルト知ラバ、之ニ反抗スル者ハアルマイト思ヒマス。然シナガラ、右申上ゲタ自然ノ力ニ依ラズ、人為的ノ事ヲシテハ何事モ駄目ニナル、財閥ノ一人、二人ヲ殺シタトテ何ニモナラヌ計リデナク、却テ恐怖心ヨリ金ヲ出シ、身ノ安全ヲ期スル様ニナリ、為ニ想像モ出来ナイ様ナ些細ナ事デモ告ゲルト、直グ五十円、百円ト纏ツタ金ヲ出ス様ニナルノデアリマス。

改造ナルモノハ、決シテ人ヲ殺シ合フノガ理想デナク、或信念ヲ持ッテ居ル者ガ出テ來リ、且或時期ニハ改造ガ出来ルモノト信ジテ居リマス。

問 瞰起将校等ノ主ナル者ハ被告人ノ改造法案信奉者デアリ、其ノ直接ノ目的ハ討奸ニ在リトスルモ、結局ノ目的ハ同法案ニ則ル機構ノ改革ニ在リトハ思ハナカッタカ。

答 真崎、荒木ノ如キハ改造法案ノ思想ト全然異ッテ居ルノミナラズ、殆ド私ノ議論トハ没交渉ダト思ッテ居リマス。又彼等ハ、改造法案記載ノ真意ガ徹底的ニ

判ッテ居ラズ、從テ仮ニ改造法案ノ信奉者デアッテモ、其所迄考ヘテ居ラナカッタノデナイカト思ヒマス。改造法案ヲ信奉スル者デモ、私ト同ジ方針デ進ムデ居ル者モアルノデアリマス。誰ガ如何ニシテ国家ヲ改造セムトシテ居タカハ、人ノ問題デ私ニハ判リマセヌ。

問 彼等ハ、昭和維新実現希望ト云フ中ニハ、改造法案ヲ頭ノ中ニ考ヘテ行動シテ居タ様デアルガ、何ウカ。

答 私ハ、彼等ハ改造法案ハ改造法案トシテ頭ノ中ニ置キ、自己ノ憤慨ハ憤慨トシテ起ツタノデナイカト思ヒマス。

問 改造法案ノ信奉者ガ、憤慨ヲ機トシテ、改造法案ノ理想実現ト肅軍ノ二ツヲ目的トシテ瞑起シタノデハナイカ。

答 対外的ニ瞑起シテ法案ヲ引ズッテ行クト云フノナラ考ヘル余地ガアリマスガ、奸臣ヲ討シテ改造法案ノ実現ヲ引ズリ得ルトハ、全然合点ガ参リマセヌ。

問 彼等ハ元老、重臣、大官、官僚、財閥等凡ユル者ヲ目標ニシテ居リ、夫レハ単ニ討奸ノミニアラズシテ、國家ノ改造ヲ企図シ、政治機構、経済機構ヲ変革スルニ在ツタト認メラルルデハナイカ。

答 彼等ノ希望シテ居タノハ、夫等ノ間ニ於テ怪シカラヌ奴ダト思フ者ヲ目標ニシタニ過ギヌモノト思ヒマス。重臣ブロックニシテモ、私利私欲ヲ貧リ、聖明ヲ蔽ヒ、君民離間ヲ策シテ居ルノヲ目標ニシタノデ、經濟機構・政治機構ノ関係ト重臣關係トハ、問題ハ全然別ダト思ヒマス。實際ニ於テモ夫等ノ者ヲ狙ヘバ、相手ハ死物狂ヒニナルダケデ、改造ガ出来ルモノデハアリマセヌ。平素改造法案ノ実現ヲ理想トシテ居ル人ハアツタト思ヒマスガ、今度ノ事件ヲ契機トシテ改造法案実現ガ出来ルト期待シ、又ハ実現ヲ図ラムトシタガアルトハ、聞キモセズ、想像モ致シマセヌデシタ。

ソムナニシナクテモ、此儘無言デ陸軍左右一体、海軍左右一体デ押シテ行ケバ、改造ハ出来ルカモ知レヌト思ッテ居リマシタ。

問 左右一体トノ意味ハ、陸軍又ハ海軍全体ノ左右一体デナク、改造法案実行者ダケノ左右一体デ進メテ行クトノ意味デハナイカ。

答 決シテ左様デハアリマセヌ。

問 被告人ヨリ申立テタイ事ハナイカ。

答 少シ長クナリ、又重複スル所ガアルカモ知レマセヌガ、御聴キヲ願ヒマス。

先づ日本改造法案ニ付申上ゲマス。私が日本改造法案ヲ西田ニ譲ッテヨリ十年以上ニナリ、其ノ後見テ居ラナイ為何ムナ事ヲ書イタカ一々詳シク記憶致シマセヌガ、考ヘテ見ルト、憲法停止ノ事ヲ戒厳令ト連ネテ書イテアルト思ヒマス。之ハ戒嚴デ進ムデ行ク方法ヲ書イタノデアリマス。（中略）天皇ノ権力ハ絶対無限、唯一ノモノデアリトスレバ、天皇ハ憲法ノ停止ヲモ為シ得ルモノト解シナケレバナラヌ。憲法ヲ生ムダ天皇ハ、又自ラ憲法ヲ停止シ得ルモノト解スルノガ理論上正シイノデナイカト思ヒマス。然モ現在ノ戒嚴令デモ、其ノ施行区域及施行期間内ハ、事實上憲法ノ効力

ヲ停止サレルノダト学ムデ居リマス。従テ、憲法ノ停止ヲ書イタカラトテ、之ヲ以テ不逞思想トハ謂ヘヌト思ヒマス。（中略）

次ニ戒厳令施行ノ事ガ非難サレテ居ル様デアリマスガ、書振ハ悪イカモ知レマセヌガ私ノ氣持トシテハ、戒厳令ト云フノハ現行規定ノ戒厳令ノ意味デ、法律ニ拠ラザル特殊ノ戒厳令ノ意味デ書イタノデモアリマセヌ。私が改造法案ヲ執筆シタ當時ハ、共産主義的、反帝国主義的思想ガ非常ニ盛デアッタ為、資本的勢力ノ反対ヨリモ之等ノ主義ニ基ク動乱ヲ恐レタノデ、之ヲ予防鎮圧スル為ニ戒厳令ガ必要ダト考ヘタ次第デ、私が戒厳令施行ノ事ヲ書イテアル所カラ反乱ガ起キルモノデハアリマセヌ。

又、超法律的行為トノ記述ニ付テモ問題ニサレテ居ル様デアリマスガ、夫レハ天皇大権ノ事ヲ指シテ居ルノデ、天皇ハ如何ナル事ヲモ為シ得ルト云フ建設前カラ出発シテ居ルノデアッテ、臣下ハ如何ナル場合ト雖超法律的ニ為リ得ナイ事ハ素ヨリデアリマス。（中略）

同ジ改造法案ノ信奉者デモ各立場ガアリ、一致出来ナイ人モアル訳デアリマス。彼ノ三月事件、十月事件、五一・一五事件等ノ如キモ私ト行キ方ヲ異ニスル者ガ起シタノデ、私ハ斯様ナ直接行動ニ依ル行キ方ハ、一見維新ヲ促進スル如ク見ヘテ、其ノ実却テ妨ゲルモノデアルト思ツテ居リマス。軍人ハ軍人ノ立場トシテ改造法案ヲ理解シテクレル事ハヨイガ、直ニ以テ軍隊ヲ動カシ、蹶起シテ貰ヒタイト希望シテ居ラヌ計リデナク、改造法案ハ日本ノ軍隊ハ改造ニ用フベカラズト明記シテアル程デアリマス。（中略）

最後ニ、今回ノ事件ト私ノ関係ヲ申上グマス。私ノ行動ノ前半ハ、西田ノ保護ヲ考ヘテヤッタ事デアリ、後半ハ蹶起シタ彼等ヲ助ケ様、罪ガ輕クナル様ニト云フ氣持デ努力シタノデアリマス。私ハ予審ニ於テ実情ヲ申上ゲマンタノデ、多クノ子弟ヲ誤ラシタ云フ疑ヒハ霽レタモノト思フテ居リマシタ処、公訴ヲ提起セラレタノハ意外トル所デ驚キマシタ。私ハ彼等ノ蹶起趣意書ヲ見テ居ラズ、又昭和維新断行ト云フ様ナ事

ヲ聞イタ事モ、私自ラ申シタ事モナク、唯單ニ時局収

拾ニ付考ヘテ居タダケデアリマス。私ガ彼等ヲ賞揚、

帮助シタルガ為ニ反乱罪ニナルナラ、前大臣、軍事參

議官等モ等シク反乱罪デナイカト云フ氣ガシマシタ

ガ、陸軍上層部ノ人々ガ出タノモ親心カラデ、無理カ

ラヌト思フト同時ニ、私トシテモ親心迄行カナイ迄モ

伯父心位デ出タノデアリマス。即チ、子供ガ多勢出テ

溺レ掛ツタ所ヘ、之ヲ助ケル為大船ガ出テ来タ、之ヲ

見タ士手ニアル親ハ子供ニ対シ、早ク大船ニ頼レ、乗

レト声ヲ挙ゲテ助ケ様トシタノハ当然デ、此大船ハ陸

軍上層部ノ人々ナヤリ方デアリ、土手ニアル親ガ私ノ

歩イタ道デアリマス。

要之、私ヲ目シテ危險、矯激ナル思想ノ持主デ、反乱ヲヤル為ニ生レ、反乱ヲヤル為ニ支那ニ渡リ、反乱ヲヤル為ニ日本改造法案大綱ヲ執筆シ、反乱ヲヤル為ニ今回ノ事件ヲ指導シタル觀察スルノハ、全ク事実ニ合シテ居ナイモノト思ヒマス。

(六) 北の供述に対する西田の意見

問 被告人北輝次郎ノ陳述ニ付、意見アリヤ。

答 彼等ガ蹶起スル前ニ於ケル北ノ供述ニ付テハ、意見ハアリマセヌ。

然シ、事後ニ於ケル北ノ供述ヲ聞キマスト、北ハ自ラ或物ヲ被リタイトノ考ガアル様ニ伺ハレマス。當時ニ於ケル私ノ氣持ハ今迄申上ゲタ通リデアリマシテ、私自ラ何等疚シキ所ナク、逃避スル迄ノ関係ガアツタ訳デモナインノゾ、ヘテ北方ニ行キ、イイ氣持デズルズル居タ為ニ北ニ大ナル迷惑ヲ掛け、誠ニ済マヌト後悔シテ居リマス。

北ハ既ニ世間ヨリ遠ザカツテ居ルノデ、彼等ノ事情、動向モ判ラヌ為、時々私ニ聞ク事がアリマスガ、私トシテハ北ニ迷惑ヲ掛けタクナイノト、色々問詰メラレルト以前カラノ軍部ノ關係ヲ言ハネバ腑ニ落チナイ状況デ、夫レデハ繁雜ニ堪ヘヌノデ、最初カラノ細カイ経過ナドハ申シマセヌデシタ。又北ハ、信仰生活ニ入り曆日ナキ有様デ、二月二十六日戰時警備令ニ依

リ其ノ隸下ニ編入セラレ、翌二十七日戒厳令施行ニ依リ其ノ戒厳隸下ニ編入セラレタコトニ付、二十六日蹶起部隊ガ戒厳令下ニ編入セラレタ様ニ申ス如ク、日時ニ付テノ供述ニ付テハ間違ヒガアルト思ヒマス。

彼等蹶起将校等ニ電話連絡シタ点ニ付テハ、北ノ供

述ハ根本ニ於テ事実ト相違シテ居リマス。第一、私ガ掛ケタ電話ヲ北自ラ進ムデ掛ケタ様ニ申シマスガ、北ガ私ヲ抜キニシテ单独デ彼等ト連絡シタ事モナケレバ、自ラ進ムデ掛ケタ様ナ事ハナイノデアリマス。私ガ先づ掛ケテ、北ニ挨拶ヲシテ貰ヒタイト思ッテ、私ガ頼ムデ北ニ代ツテ掛ツテ貰ツタ事ガアル計リデアリマス。二月二十七日靈感ヲ彼等ニ伝ヘタノモ、北ヨリ聞イタノデ、私ガ彼等ヲ呼出シテ告ゲタル上、無理ニ北ニ出テ貰ツタノデ、翌二十八日自決阻止ノ電話ニシテモ、北ハ出タクナイ様ナ風デアツタノヲ、強テ頼ムデ電話ニ掛ツテ貰ツタノガ本當デアリマス。尚、二月二十八日北方薩摩ニ頼ムデ加藤大将ニ電話ヲ掛ケサセタリ、其ノ後薩摩カラ北ニ電話ノアツタ事ハ、私ハ知

リマセヌ。之モ、或ハ北ノ記憶違ヒデナイカト思ヒマス。兎ニ角北ハ非常ニ人情ニ厚イ人デアリマスカラ、私ヲ庇フ為ニ斯様ナ風ニ申上ゲルモノト思ヒマスガ、私ノ申立ガ眞実デアリマス。

(七) 亀川に対する訊問

北・西田の共同被告人亀川哲也は、陸軍刑法三〇条の反乱者ヲ利ス罪で起訴されていた。反乱帮助罪に問われたのである。とくに重視されたのは、彼が事件の前後を通じて頻繁に真崎陸軍大将に接触していた点と、事件前夜村中に行動資金として現金一、五〇〇円を与えた点であった。

亀川と西田とは、共に相沢弁護団の裏方を勤めていた間柄であり、二人は事件後も互いに連絡をとりあつてゐる。しかし、事件に対する彼らのスタンスは根本的に違っていた。亀川は、政界の惑星久原房之助の情報屋であり、一介の政治ブローカーにすぎない。彼は、相沢公判とのからみで西田、村中らと交わつてい

るうち、ミイラ取りがミイラになるような恰好で事件の渦中の人になってしまったのである。事件前後の亀川の行動は、多分に事件屋的な色彩を帯びており、第七回公判で伊藤裁判官から非難されたように「マッヂ・ポンプ」的でさえある。蹶起将校らへの友情から事件にめり込んで行つた西田の行動とは、異質のものであった。また、公判での供述には見え透いた嘘が目立つが、これはおそらく裁判官の心証を害したのではないかと思われる。

このような亀川に対する伊藤裁判官の訊問態度は、北・西田に対するそれとは違つた意味で厳しい。調書の行間から、憎しみさえも窺えるくらいである。後にみる竹沢検察官の論告にも、亀川に対する敵意が露骨に現れている。このような法廷の雰囲気が、反乱謀議の起訴に対し反乱謀議参与という判決の事実認定を生み、求刑を上回る無期禁錮という厳しい量刑につながつたのではないであろうか。

本稿では、亀川と西田との関係に重点を置いて、主

要な訊問部分を紹介するに止める。

○ 「問 被告人ニ対スル被告事件ハ斯様ニ為ツテ居ルガ、之ニ付陳述スペキコトアリヤ。此時法務官ハ、公訴状記載ノ犯罪事実ヲ読聞ケタリ。

答 私ノ行為ハ単純明白ニシテ、少シモ複雜難解ノ所ハアリマセヌ。此単純明白ナル行為ガ罪アルモノトシテ起訴サレタノハ、私ノ不徳ノ致ス所デ恐縮ノ至リト致シマス。然シ、昭和ノ聖代ニ於テ無私公平、純潔デナケレバナラナイ官吏、然モ同胞ノ日本人ニ依ツテ起訴サレタコトハ、國家ノ為非常ニ遺憾ニ思フ次第デアリマス。思想信念ヲ基トシタ今回ノ事件ニ於テ、彼等蹶起シタル者ト私トノ思想的関係、交際状況如何ヲ観察セラレタナラバ、私ガ事件ニ関係ノ無カツタコトハ直ニ判明スル筈デアリマス。

私ハ村中孝次ニ金ヲ遣リマシタガ、夫レハ彼等ヲ助ケル為デナク、時局ノ紛乱ヲ恐レタカラデアリマス。公訴状ニ依ルモ相沢中佐ノ公判ニ付彼是尽力シタ様ナ

事迄モ書カレタノハ、直接事件ニ関係ナキ事ヲ示サレ

タモノト思ヒマス。詳細ハ、御取調ノ進ムニ從テ申上
ゲタイト思ヒマス。」

○ ここで、亀川の経歴と生活ぶりを見ておこう。

亀川は郷里の沖縄県立第一中学校を卒業し、会計検査院属、通信省経理課監査係長を勤めて、昭和二年九月に退職した。その後は土木請負のブローカーをしたり、久原房之助からの援助などで生活していた。昭和九年頃から大日本農道会の幹事長を勤め、資金面の面倒を見ていた。遊興も派手であったのか、負債は五千円にも達していたという。彼は、しばしば陸海軍高官のところへ出入りし、財政問題についての意見を開陳しては顔を売っていたようである。

「問 久原房之助トノ関係ハ。

答 昭和九年秋頃田子一民ノ紹介デ久原ヲ知ル様ニナリ、以来財政経済ノ事ニ付久原ノ質問ニ答ヘ、又ハ頼マレテ原稿ヲ書イテ渡シ、久原ヨリ其ノ報酬ヲ受ケテ居リマス。

問 久原ヨリ何程貰ツテ居ルカ。

答 昭和九年十二月二千円、昭和十年七月二千円、本年二月五千円、本年三月五百円貰ヒマシタ。」

「問 昭和九年年末ニ二千円ハ何ノ為ニ貰ツタカ。

答 久原ヲ知ッテヨリ同年十二月迄ノ間、二、三回経済問題ニ付質問ノ応答ヲシテ遣ツタ報酬トシテ貰ヒマシタ。其ノ質問ハ何ムナ事デ、何ト答ヘタカ記憶シテ居リマセヌ。記憶ニ残ル程ノ質問デナカッタト思ヒマス。

問 記憶ニ残ル程度ノ質問デナイ答解ニ対シテノ報酬トシテハ高過ギル様ニ思ハレルガ、何ウカ。

答 私トシテハ余リ高イ報酬トハ思ヒマセヌ。」

○ 「問 西田税ヲ知ルニ至ッタノハ。

答 昭和十年始頃デアツタト思ヒマス。山口大尉ノ宅デ会ツタノガ最初デアリマスガ、其ノ時私ハ『血液ヨリ見タル日本人』ト云フ事ニ付話シ、『日本ノ特徴ハ其ノ血液ニ在ルノダカラ、血液ハ大切ニ保護セネバナラズ、其ノ為ニハ朝鮮人ヲ日本内地ヨリ追払フ必要ガ

アル』ト主張シマシタ処、西田ハ年ガ若イ為カ度量ガ大キイノカ、『朝鮮人モ日本人ノ同胞デナイカ』ト

言ッテ、非常ナ勢デ私ニ抗議シタノデ、私ハ吃驚シマシタ。西田トシテモ不快ニ思ハレタ様ニ見受ケラレマシタガ、私モ此人トハ思想ニ於テハ年齢ノ差以上ニ距離ガアルト感ジマシタ。其ノ以後会フ機会ガアリマセヌデシタ処、相沢事件ガ起ツテヨリ後、昭和十年夏頃山口大尉ガ西田ヲ連レテ私方ニ見ヘテヨリハ、時々西田ト会シテ居リマス。然シ、未だ学問上ノ事、経済上ノ事ニ付話シタ事ハ一回モアリマセヌ。」

7 第六回公判（昭和11年10月7日）

終日亀川に対する訊問が行われた。この日の訊問は、相沢裁判関係でほぼ終始している。以下、要点のみを抄録するが、若干訊問の順序と前後した個所がある。

(一) 相沢公判との関係について

○ 私（亀川を指す。以下同じ）が相沢中佐の公判に關係するようになったのは、山口大尉と西田に頼まれたからである。私は、法律家からは学究肌の鵜澤弁護士を、また軍人側からは満井中佐を選び、いざれも本人の承諾を得た。

○ 弁護の打合わせは、第一回公判の前日である一月二七日と二月上旬の二回、私の自宅で行つた。

第一回目の打合わせには、満井、山口、西田、村中、磯部、渋川、香田、安藤、栗原らが集まつた。満井、山口、西田以外の人々は、初対面であつた。

村中か渋川かが、事件の原因は三月事件にあるから、この問題を持ち出そうと強く主張したので、随分強い意見の人もあるものだと驚いた。満井は、「ソムナ喧嘩腰デハ困ル」と言い、私は、「貴方達ノ目的ハ、相沢ノ刑ヲ輕クシテ貰ウノニ在ルノデハナイカ。然ルニ三月事件ヲ持出シタリスルノハ、裁判ヲ求メルト云フヨリモ裁判ヲ破壊スル事ニナルデハナイカ。ソムナ

事ナラ自分ハ手ヲ引クヨリ外ハナイ」と言つた。結局西田が、「弁護ヲ依頼シテ置キナガラ弁護方針ニ干涉スルノハ失礼ダ。我々ハ材料ヲ集メテ弁護人ニ提供シサヘスレバヨイノダ。法廷ノ方ハ弁護人ニ一任シテ置ケバヨイデハナイカ」と取りなし、その場はおさまった。

「私ハ、相沢公判ヲ契機トシテ陸軍部内ノ派閥関係ヲ解消シ、融和ヲ計リ、一致結束セシメ様トシテ居ルノニ、彼等ハ相沢公判ニ於テハ相沢中佐ノ刑ヲ輕クシタイト云フ氣持ノ一面ニ於テ、相沢事件ノ原因ハ三月事件ニ在ルノダカラ、三月事件ノ関係者ヲ苛メ様ト云フ仇討式氣持ガアルノデナイカト云フ事、及彼等ハ席次ニ上下ノ区分ケズ、議論モ統一スル者ナク、各自勝手ノ事ヲ言ヒ、少シモ統制ガナイト云フ事ヲ感ジマシタ。」

第二回目の打合わせには、西田、村中、磯部くらいしか出席せず、弁護材料を持ち寄つて満井に説明しただけであった。

○ 私は、弁護人の補佐役として常に公判庭に出入りしていた。弁護費用については誰からも話が出ず、私も考えていなかつた。

(二) 公訴取下運動について

○ 私としては、相沢を精神異常者として特赦してもらつつもりでいた。しかし、鵜沢から、特赦は判決が出た後のことだと説明されたので、ほかに手段はないかと尋ねたところ、陸軍大臣さえその気になれば公訴取下という方法があると教えられた。そこで、川島陸軍大臣にあって打診してみたところ、川島はそのような空気にさえなれば簡単だというので、軍事参議官の林大将、奈良大将に対して、陸軍部内の融和のために陸軍大臣を説得するよう依頼したが、最終的には断られてしまった。私は、元老の西園寺によつて軍事参議官を動かそうと考え、鵜沢に元老への働きかけを頼んだところ、鵜沢が引き受けたので、鵜沢に興津の西園寺邸へ行つてもらうことになつた。

○ 二月二四日の真崎訪問によつても真崎の証言は期待できない様子であつたので、私は公訴取下を推進するほかないと考え、同日鵜沢に会つて、二月二六日朝興津に行つてもらう約束をした。私は、鵜沢の言葉から、鵜沢と元老は非常に懇意な仲であると信じていた。

○ この公訴取下運動は、秘密を要する事柄と思つたから、相弁護人である満井中佐にも話していない。元来鵜沢と満井は、弁護方針について一回の打合わせをしたこともなく、各自思い思いの行動をしていたので、あまり信用していない満井にはこの件を話さなかつたのである。しかし、このことは、久原房之助には話してある。

(三) 真崎陸軍大将との接触について

○ 二月二二日頃証人として出廷することになつてゐる真崎大将を訪問し、教育総監更迭の経緯について詳細に証言して頂きたい旨懇請した。しかし、真崎

は、勅許がないと困ると言つて煮えきらない様子であった。二四日にも訪問して証言を促したが、勅許が得られないとのことであった。

○ 二月中旬頃山口大尉から、青年将校の間に不穏な空氣があるということを聞いた。二月二一日頃、栗原に関する山口と西田との間の会話を傍らで聞いていて、「之ハ可怪シイ。何カアルノカ知ラ」くらいの感じを抱いた。その頃、西田に元老内閣を提案してみてところ、西田は即座に反対しがつた。

「私ハ、真崎ト西田トハ相当ノ連絡ガアルノデハナイカト感ジマシタノデ、真崎ノ人物試験旁々栗原ガ飛廻ツテ居ルト山口ガ言ツタガ、何ムナ事ヲシテ居ルノカ真崎ヲ引掛ケタラ判ルカモ知レヌト思ヒマシタノデ、二月二十二日真崎邸ニ行ッテ、『証人トシテ出廷ノ節ハ内容ヲ明確ニ述べテ下サイ』ト頼ムダ時、同大将ニ『若イ者ガ何ムナ事ヲシテモ、見殺シニシナイ様ニシテ下サイ』ト言ヒマシタ処、真崎ハ之ニ対スル返事ヲセズ、別ニ『年寄ヲ誤ラセナイ様、若イ者ニ話シ

テクレ』ト言ハレマシタノデ、私ハ真崎ハ隨分猾イ人
ダト感ジマシタ。」

その帰途西田宅に寄つた際、私は西田に「真崎ハ思
慮ノアル人ダメ」と皮肉つたものである。その際西田
から、「抑ヘテハ居ルガ、万一ト云フ事ガアルカラ、
其ノ時ハ後ノ事ヲ宜シク願ヒマス」と言われた。

○ 私が西田から、歩兵第一聯隊と第三聯隊が起つ
て重臣を襲撃することをはつきり聞いたのは二月二五
日夜のことであり、それまでは知らなかつた。

8 第七回公判（昭和11年10月8日）

第七回公判では、主として二月二五日から二七日夕
刻までの亀川の行動について訊問が行われた。以下、
要点を抄録するが、若干訊問の順序と前後した個所が
ある。

(一) 事件を予知した経緯

○ 二月二五日は、朝のうちに鶴沢を訪問し、同人
が翌二六日午前六時五〇分品川発の汽車で興津の西園
寺邸に行くことについて、打ち合わせした。

○ 午後四時頃西田から会いたい旨の電話があり、
六時頃来宅したが、その少し前に村中が突然現れた。
三人で相沢公判の話などをした上、夕食を共にした。

食事後村中は先に帰つた。残つた西田に「若イ者ハ何
ウデスカ」と尋ねたところ、西田から、「明二十六日
早朝、歩兵第一聯隊、同第三聯隊ガ蹶起シテ重臣ヲ襲
撃スルラシイ」ということを打ち明けられて、初めて
事件が起こることを知つた。そのとき西田から、「ヤッタ後ノ工作ヲ宜シク御願ヒシマス」と頼まれた。

○ 事後工作の話は、西田から出た。西田から、「貴方は真崎大将、山本大将に、自分は小笠原その他
海軍方面、山口は本庄その他陸軍上層部方面に向かつ
て、それぞれ努力しよう」といわれ、これを承諾し
た。また、青年将校たちが真崎・柳川を尊敬している
ので、事態を彼らのために有利に導き、その精神を生

かすために、真崎・柳川を持ち出そうということになつた。

「問 彼等ガ蹶起シタ際爾後ノ工作ヲスル為ニハ、西園寺ヲ残シテ置ク方ガヨイト云フ事ニ付テ話シタ事ガアルカ。」

答 左様ナ話ヲ致シタ事ハアリマセヌ。

問 西田ハ其ノ事ニ付、被告人ヨリ話ガアツタト言ッテ居ルデハナイカ。

答 私ハ二月十日頃『非常時ヲ乘切ルニハ西園寺ヲ出サネバナラヌ』ト云フ話ヲ西田ニシタ事ガアリマスノデ、西田ハ其ノ話ト同月二十六日鶴沢ガ西園寺ノ所へ行ッタ事ヲ結付ケテ其ノ様ニ思ッテ居ルノデアリマセウガ、私ハ今回ノ事件ニ関連シテ西園寺ノ話ヲシタ事ハアリマセヌ』もつとも、憲兵隊ではそのように供述したが、それは質問に対してもたらめに答えたのである。

○ 「問 西田ハ被告人ニ対シ、二月二十日頃ヨリ同月二十五日頃迄ノ間ニ襲撃目標其ノ他ノ大体ノ輪郭

ヲ知ラシタト言ッテ居ルガ、如何。」

答 二月二十二日及同月二十五日西田ト話シタ次第ハ、前ニ申上ゲタ通リデアリマス。西田ヨリ聞イタ事ハ夫レダケデアリマス。尤モ其ノ前ニ、山口、西田ナドヨリ、青年将校ノ間ニ不穏ノ空氣ガアル様ナ事ヲ聞いてタ事ハアリマス。

問 被告人ハ真崎ノ意見ヲ聴キニ行ク位ダカラ、其ノ以前ニ情勢ヲ知ッテ居タノデナイカ。

答 私ハ彼等ノ空氣が怪シイト思ッタノデ、真崎大将ハ青年将校ノ信頼ヲ受ケテ居ルカラ脈絡ガアリ、實際ノ状況ヲヨク知ッテ居ルダラウト思ッタカラ行キマシタ。

問 真崎大将ガ猾イト感ジタ訳ハ。

答 私ガ『若イ者ヲ見殺シニシナイ様ニシテ下サイ』ト申シタノデアリマスカラ、心配スルナトカ、ヨシ引受ケタトカ、大キク出テ来ルモノト期待シテ居リマシタシ、又夫レガ普通デアリマス。若シ又サウデナケレバ、何カアルノカトカ、斯々ノ事ヲ耳ニシテ居ルトカ

言ハルベキ答ダノニ、真崎大将ハ私ノ言葉ニハ全然触レズ、顧ミテ他ヲ言フト云フ風デアリマシタカラ、私ハ真崎大将ハ猾イ人ダト感ジマシタガ、又、或ハ真崎ハ實際何モ知ラナイノダラウカト云フ様ナ氣モ致シマシタ。」

○「問 被告人ハ、今日ノ場合アルヲ予想シテ、

上部工作ノ為真崎ノ所ニ行ッタノデハナイカ。

答 其ノ様ナ事ハアリマセヌ。真崎ヲ引掛けテ見ヤウト思ッテ参リマシタ。」

(二)久原への情報提供について

○二月二三日頃久原に対し、「前の大雪のとき

が危なかった」と話したことはない。二三日に久原から五百円を貰つたが、そのとき久原から『『相沢中佐ノ裁判ハ済ムダカ』ト尋ネラレ、『未ダ済マヌガ終リニ近ヅイタラシイノデ、公訴取下ノ為二、三日中ニ鵜沢ヲ西園寺ノ所ニ遣リタイト思ッテ居ル』ト申シマシタ処、『成功スルカ』ト言ヒマスカラ、『青年将校ノ空

氣ガ不穏デスカラ、公訴取下ノ方ハ成功スルト思フ』ト答ヘマシタ。スルト久原ハ、『青年将校ハ年中不穏デナイカ』ト言ヒマスカラ、私ハ『今度コソハ笑ヒ事デアリマセヌ』ト申シマシタ。

問 久原ハ被告人ノ其ノ話ニ依ッテ、今回ノ事件ヲ予知シタカ。

答 私ガ左様ニ申シマシテモ、久原ハ依然笑ッテ居リマシタカラ、何ノ程度ニ感ジタノカ、私ニハ判リマセヌ。私トシテモ笑ヒ事デハナイト言ヒ、宛モ本当ダト云ハヌ計リノ言葉ヲ使ヒマシタモノノ、今回ノ様ナ事件ガ必ず起キルト云フ様ニ考ヘテ左様申シタ訳デモアリマセヌ。」

○二五日西田が帰つてから、午後八時頃久原邸に行つた。久原に西田の話を伝え、「本当デセウカ」と聞くと、久原は、「随分大キイ話デハナイカ。其ノ様ナ事ハアルマイ」とのことであつた。

○久原宅に行つたのは、情報提供のためではない。「西田ノ話ガ事実カ何ウカヲ確メ様ト思ヒ、久原

ノ所ニハ他カラ情報ガ入ツテ居ルカ何ウカラ尋ネ様ト思ツテ参リマシタ。

問 久原ヨリ情報ヲ聞イテ何ウスルノカ。

答 彼等ガ蹶起スルトノ情報ガ久原ノ所ニデモ入ツテ居レバ、私ハ金ヲ出シテ居ル位デアリマスカラ、何トカ防止策ヲ講ジ様ト思ヒマシタ。

問 然シ、被告人ハ既ニ彼等ノ行動資金ヲ提供シテ居ルデナイカ。

答 然シ、彼等ニシテモ行動資金ガ手ニ入ツタカラトテ、直グ蹶起スルモノトハ限リマセヌ。

問 若シ事実蹶起スルト云フ事ナラ、如何ニシテ之ヲ防止スル考デアッタカ。

答 久原ヨリ聞イテ確実ダト判レバ、直グ真崎邸ニ飛ムデ行キマス。

問 被告人ノ陳述ガ真ナリトスレバ、久原ニ確メル迄モナク西田、村中ノ言動ニ依リ危険ト感ジタノダカラ、直ニ真崎邸ニ行クベキデハナカッタカ。

答 村中ハ、『今晚カラヤル』ト言ツタノデアリマス

ガ、私ハ之ヲ資金調達ノ為ト解シタノデ金ヲ遣り、日本銀行、三井銀行ノ襲撃ハ喰止メタノデアルガ、蹶起スルカラ確メル為ニ久原ニ行ツタノデ、真崎邸ニ行クヨリモ先ヅ順路トシテ久原ヲ訪問シタノデアリマスガ、久原ガソムナ事ハナイト言ハレタノデ安心シタノデアリマス。

（中略）

問 真実防止スル考ガアッタナラバ、執ルベキ処置ハ尚アル筈ダト思ハルルガ何ウカ。

答 其ノ防止ニ付テノ处置ガ悪カッタト云ハルレバ、夫レ迄デアリマス。私トシテハ、行動ト意思ハ一致シテ居リ、又其ノ行動ハ終始一貫シテ居ルト確信シテ居リマス。其ノ間ニ矛盾ガアリ、又ハ不一致ノ所ガアルト解シ得ラレルカモ知レマセヌガ、夫レハ致方アリマセヌ。」

（三）相沢の弁護方針について

「問 被告人ハ、公訴取下ノ事ヲ眞面目ニ考ヘテ居タ

ト言ヒ、一方証人申請ニ付協議スルナドトハ、矛盾シタ行為デハナイカ。

答 私ガ証人申請ニ頭ヲ突込ムダノハ、事件ニ付眞面目ニヤッテ居ルト云フ事ヲ青年将校ニ示ス目的デアリ、一方公訴取下ヲ進メテ行ッタ訳デ、矛盾ハアリマセヌ。

問 公訴取下ヲ進メルナラ、証人申請ハ要ラヌ事デハナイカ。

答 私ノ考デハ、二月二十五日ハ証人ヲ申請セズ、翌二十六日公判ヲ休ムデ貰ヒ、鶴沢ヲ西園寺ノ所ニ遣ツテ公訴取下ノ事ヲ頼ムデ貰ヒ、二十七日開廷シテ証人ヲ申請シテ置キ、其ノ後公訴ノ取下アルマデ公判ヲ休ムデ貰ウ心意デアリマシタ。又、証人ヲ申請スルト、若イ者カラハ私ガ公判ニ力ヲ入レテ居ルト云フ氣持ヲ抱カセ、上層部ノ人ニハ之ハ大変ダト思ハシメル結果ニナルノデ、公訴取下ノ方ヲ速ニ進メテクレルデアラウト云フ氣持モアッテ、証人申請ニ付協議シタノデアリマス。

問 其ノ様ナ考ナラバ、尚更満井ト公訴取下ノ事ヲ話シテ置ク必要ガアルデハナイカ。

答 私ハ、満井ヤ西田ノ人物ヲ余リ知ラナカツタ為ニ、ソムナ事ニナツタト思ヒマス。私トシテハ、誠意ヲ以テヤッテ居タノデアリマスガ、未ダ誠意ガ足リナイノカ、失敗ガ多クテ困リマス。

問 被告人ノ云フ通リトンテモ、結局証人申請ハ無意味デハナイカ。

答 左様デハアリマセウガ、私トシテハサウスルヨリ外、方法ガナカッタノデアリマス。

問 左様デハナク、深謀遠慮ガアツタノデハナイカ。

答 サウデハアリマセヌ。

問 被告人ノヤリ方ハ、一方ニ於テ火災ヲ起ス事ニ奔走シ、他方ニ於テ其ノ消火ニ奔走シタ様ナ形ニナツテ居ルト思フガ何ウカ。

答 証人申請ハ火事デモナン、青年将校ノ氣持ヲ和ギ抑ヘルニ役立ツモノデアリマス。（後略）」

（四）村中への資金供与について

○ 夕食を終わり、村中が先に帰ることになった。
ところが、玄関で、「オ腹ガ空イテ仕事が出来ヌ」と

か、「日本銀行・三井銀行ヲ襲撃シテ取ル」などとい
う西田と村中の話が耳に入ったので、驚いて二人を応
接間に連れ戻した。私は軽拳を戒め、村中に現金二、
〇〇〇円を差し出した。村中は固辞したが、西田の取
りなしで、結局一、五〇〇円を受け取って帰つて行つ
た。このとき二人に、「此金ハ諸所方々カラ苦勞シテ
集メタ金ダ」と言つたが、眞実は借金払いと家の引
越しに当てるために、久原から貰つた金である。

○ 当日、村中が「今晚カラ何カヤリマス」と言つ
ていたのは、不穏行動の準備工作にかかるのかと思つ
た。私は、かねて山口から村中・磯部の救済方を林大
将に頼んでくれと依頼されていたので、これはいよい
よこの二人が生活に窮したのかと考えた。しかし、ま
さか今度のような大きなことを起こすとは、夢にも思
わなかつた。事件のことは、村中が帰つた後で、西田

から初めて聞いたのである。

○ 「問 右ノ金ハ、彼等ノ蹶起資金トシテ交付シ
タノカ。

答 左様デハアリマセヌ。アレダケノ大キイ事ヲヤル
ノニ、最初カラ資金ノ事ヲ考ヘズシテ着手スル様ナ事
ハアリ得ナイ事デアリ、隊カラ給与シテ貰ヘルナドト
ノ乱暴ナ事ハ考ヘラレヌト思ヒマスノデ、彼等ハ既ニ
資金ノ準備ハ考ヘテ居ルモノト思ヒマシタ。又、資金
ニ付テハ、蹶起スベキ彼等ニ於テ考ヘルベキコトデ、
私ノ関係スベキ所デアリマセヌ。従テ、蹶起資金トシ
テ渡シタノデハアリマセヌ。

問 スルト、何ノ為ニ渡シタカ。

答 日本銀行ヤ三井銀行ヲ襲撃シテ取ルト言ヒマスカ
ラ、之ハ大変ダト思ッテ渡シマシタ。」

「問 実際ハ左様デハナク、彼等ガ蹶起資金ヲ要スル
コトヲ察シ、其ノ資金トシテ渡シタノデナイカ。

答 蹊起資金ト申スト、聊カ語弊ガアル様ニ思ハレマ
ス。事実ヲ申上ゲマスト、彼等ガ蹶起スルニ付相当ノ

資金ヲ要スルコトハ、五・一五事件其ノ他從来ノ色々事件ノ例ニ見テモ明カナ事デアッテ、私モ夫レハ承知シテ居リマシタノデ、蹶起資金ト云フ迄ノ意味ハナク、単ニ蹶起ノ前後ニ於テ彼等ガ色々行動スル上ニ必要ナル金ト云フ事ヲ認識シテ、其ノ金トシテ渡シタノデアリマシテ、謂ハバ行動資金トデモ申スベキモノデアリマス。」

○ 村中が帰った後、西田にも一〇〇円渡したが、これは一旦出した五〇〇円が西田の前にあつたので、引き込めるのは気まずいと思って渡したのであって、特別の意味はない。

(五) 二月二六日の亀川の行動

○ 午前三時起床、タクシーを呼び、四時半頃真崎宅を訪れる。早朝に訪問したのは、偉い人に会うには寝込みを襲うに限るからであり、訪問の主目的は、公訴取下につき真崎の了解を得ることにあつたが、あるいは真崎によつて、彼らの蹶起を防止できるかもしがれ

ぬという気持ちもあつた。公訴取下の話をした後、今朝歩一、歩三が重臣を襲撃するとのことであると告げると、真崎は誰から聞いたかと尋ねた。西田の名前を出したところ、真崎は「何ダ、浪人者ノ大言壯語カ。軍隊ノ事情ヲ知ラヌカラ担ガレタノダ」と言つた。

「問 真崎ハ、被告人ガ訪問シテ最初泣イテ居タカラ落ツケト言ツタト申シテ居ルガ、何ウカ。

答 私ハ訪問シテ直グ泣イタノデナク、『此僕デ進メバ源平時代ノ様ニナリ、困ル』ト云フ様ナ事ヲ申シタ時泣イタノデアリマス。

問 青年将校ヲ助ケテ下サイト言ツタ事ハ、青年将校ノ立場ヲ有利ナラシムル目的デ言ツタカ。

答 私ハ真崎ニ、青年将校ヲ助ケテ下サイト申シタ事ハアリマセヌ。」

○ 私は、真崎邸から鶴沢邸に廻り、真崎との話の模様を報告した。帰途高橋藏相宅前で武装した兵隊を見、また稻荷通り附近から交通止めになつていたので、事件の勃発を確信した。帰宅して興津行きを中止

するよう鵜沢に電話したが、すでに家を出た後であったので、品川駅まで出かけて鵜沢を止めようとした。しかし、鵜沢はこれを振り切って出発した。私としては、西園寺も当然襲撃されると思ったので、その生死不明のときにわざわざ行くことはないと考えたのである。私は鵜沢に、もし西園寺に会つたら、このようなときは、第一に元老中心内閣、第二に軍部中心内閣でなければならぬと話してほしいと頼んだ。

○ 午前七時頃久原邸に行つた。久原は、「全ク無茶だ、君知ラナカッタノカ」と喧嘩腰で言つた。私は、「夫レナラ昨晩貴方ニ御話シタデハナイカ。其ノ時貴方ハ冷笑サレタデナイデスカ」と答えた。久原は「乱暴ダ。軍ノ首脳部ハ何ヲシテ居ルノダ」と言い、プリプリ怒つていた。それから真崎邸に行つたが不在だったので、午前八時半頃帰宅した。

○ 午後二時頃西田から電話があった。二時過ぎに久原邸に行き、久原と後継内閣について話した。私は、「青年将校は真崎内閣を希望しているが、それが

駄目なら元老内閣もよいだろう、又、軍事参議官の筆頭である山本英輔海軍大将の軍部内閣もよいではないか」と話した。久原は、それも面白からうと言つていった。三時頃海軍省に電話して、山本大将に事態の收拾をお願いした。

夜、三度久原方に行つた。久原は、「軍部で重要な椅子を占め、政友会は三名、例えば島田俊雄、堀切善兵衛、前田米蔵とする。民政党にも三つの椅子を振り当てるが、空席にして置き、解党を条件としたらどうか。政友会は自分が解党させた上、一国一党を導き、挙国一致の強力内閣を作るようにしてしよう」と語っていた。午後一〇時頃海軍省に山本大将を訪問し、大命が降下したらこれを引き受け、組閣をして下さいと懇請した。

(六) 帝国ホテルでの会談について

○ 二月二七日午前三時頃満井中佐から電話があつた。帝国ホテルに石原、橋本らといふから、来てほし

いといでのである。午前四時頃行つてみると、橋本、満井のほかに、少佐一名、大尉二名と小林長次郎がいた。石原は私と入れ違いに帰つて行つた。

満井は私に、「後継内閣について話し合つた。石原は皇族内閣説、橋本は建川説、蹶起将校は真崎説を主張した。しかし、幕僚の間から海軍の山本内閣説が出て、結局これに一致し、参謀総長を経て上奏することになった」と説明した。これに対して私は、「本末を顛倒してはいかぬ。先ず蹶起部隊を撤退させることができ」先決問題だ」と大声で言つた。

○ やがて満井が村中を連れて來たので、私は言葉を尽くして部隊の引上げを説得した。村中は、同志にも謀らねばならぬし、西田の意見も聞いてみなければならぬというので、私は、「西田の方は私が引き受けれる」と言つた。最終的に村中が引上げることを承諾したので、私は「一生一代ノ談判ガ順調ニ運ムダノデ非常ニ嬉シクナッタノデ」、直ぐに久原に「万事円満ニ解決シタカラ喜ンデ下サイ」と電話した。

○ 帰途真崎邸に寄つたが不在のため、奥様に円満解決した旨の伝言を頼み、海軍省に山本大将を訪ねて状況を報告した。午前七時頃帰宅したところ、西田から会いたいという電話があつたので、北の家に行つた。「私ハ、帝国ホテルニ於ケル話ヲ何ウ云フ風ニ話サウカト考ヘタ末、世間話ノ様ニ、『皇族内閣説ヤ建川内閣説ガアル様デス』ト申シマシタ処、西田ハ『相変ラズノ連中ガヤツテ居ルノデスネ』ト言ヒマスカラ、私ハ『幕僚辺リデハ、山本大將ノ内閣説ニ意見ガ進ムデ居ルラシイ』ト申シマスト、『夫レハ誰ノ意見カ』ト聞キマスカラ、『石原大佐ヤ橋本大佐ノ意見ダ』ト申シマシタ処、西田ハ憤然トシテ、『夫レハ無茶タ。纏メ様ト云ノノデナクテ、打壊シ策ダ。彼等ノ主張シテ居ル真崎内閣説ヲ曲ゲル事ニモナルシ、陸軍ノヤツテ居ル事ニ海軍ガ乗出スナドト云フ話ガアルカ』ト云ヒマスカラ、私ハ『唯サウ云フ話ガ出タト云フダケデ、未ダ決定シタ訳デハナイノダ』ト言葉ヲ濁シテ置イテ帰リマシタ。」

二・二六事件北・西田裁判記録（四・完）（松本）

「問 何故帝国ホテルニ於テ村中ト約束シタ事ヲ、西田ニ話サナカツタカ。」

答 私ハ其ノ事ヲ西田ニ話サウ、又話サネバナラヌト思ッテ出タノデアリマスガ、村中ニ部隊ヲ引上げサセル事ニシタト云フ事ヲ話シテモ、西田ハ承知シテクレヌカモ知レヌト思ヒ、西田ニ話ス勇氣ガ出ナカツタノデ、遂ニ其ノ話ニ触レズニ帰リマシタ。夫レト申スノモ、私ハ、西田ハ事前ニ彼等ヲ抑ヘタルニ彼等ハ夫レヲ肯入レズシテ蹶起シタノダカラ勝手ニシロ、俺ハ知ラヌト云フ様ナ氣持ガアリナガラ、一方ニ於テハ友情トシテ、彼等ガ蹶起シタ以上其ノ目的ヲ貫徹サセテ遺リタイトノ氣持モアリ、此二ツノ氣持ノ板挟ミニナックテ苦悶シテ居ルモノト想像シテ居リマシタノデ、部隊ノ引上ト云フ様ナ彼等ニ不利益ノ事ヲ相談シテモ、西田ガ肯入レテクレヌカモ知レヌト思ッタノデアリマス。

問 西田ハ、事態ガ速ニ收拾サレルコトヲ望ムデ居タノデナイカ。

答 左様デハアリマスガ、夫レハ彼等ニ有利ニナツテ事態ガ收拾サレル事ヲ望ムデ居タモノト思ヒマス。彼等ヲ引上げサセル事ハ彼等ニ為ニ有利デナク、不利ニ陥レルモノデアリマスカラ、西田ノ反対ヲ恐レテ言出シ得マセヌデシタ。

問 撤退スル方ガ却テ彼等ノ為ニ有利ダト認メテ、村中ニ撤退ヲ勧告シタノデナイカ。

答 引上げサセル事ハ勢力ヲ剥グ事ニナリ、不利ニナルノハ当然デアリマス。私モ彼等ヲ有利ナラシムル為ニ引上げサセ様トシタノデアリマセヌガ、不利ニナルナドト言ヘバ引上ヲ承諾スル筈ガアリマセヌカラ、言葉ノ上デハ、引上ガ彼等ノ為ニ有利デアル様ニ申シタノデアリマス。」

9 第八回公判（昭和11年10月9日）

前回に引き続き亀川に対し、主として二月二七日午後以降の行動に関する訊問が行わたが、その途中

で西田に対し、供述のくい違ひ点についての訊問がなされている。以下、主要な部分を要約する。

(+) 龜川に対する訊問

○ 二月二七日夜、「西田ヨリ来テクレトノ電話ガアリマシタ。私ハ、村中トノ話ハ既ニ村中カラ西田ニ電話シテ居ルカモ知レヌト思ヒ、西田ニ会フノヲ非常ニ厭ナ氣持ガ致シ、行キタクアリマセヌデシタガ、又

行カナケレバ情報ガ手ニ入ラヌトモ考ヘ、村中トノ話ハ何ウデモナレト云フ様ニ決心シ、北方ニ西田ヲ訪問シマシタ。夫レハ同日午後八時頃デアツタ思ヒマス。」

○ 北に初対面の挨拶をしていると、「其所ヘ村中ガ入ッテ來マシタカラ、私ハ大変驚キマシタ。村中ヲ瞞シタ事ガ愈々暴露スルト思ヒ、戦々兢々タル氣持デ着席シマシタ。」しかし、龜川にとつて幸いなことに、帝国ホテルでの会合の話題は最後まで出なかつた。

「問 当日午前西田ト会合シタ際ハ、後継内閣問題題ニ

付石原大佐、橋本大佐及満井中佐ノ各主張スル所ノ話ガアツタダケデ、其ノ際山本内閣説ハ話サレナカツタト西田ハ申シテ居ルガ、何ウカ。

答 西田ト供述ガ相違シテ居テモ、私ハ私ノ知ツテ居ル事實ノ通り申スヨリ外アリマセヌ。（後略）

問 西田ニシテモ、被告人ノ話シタ事ヲ聞カヌト言ヒ、却テ話サヌコトヲ聞イタト言フ筈モナイト思ハレルガ、何ウカ。

答 何ウ云フ訳デ西田ガ私ト反対ノ事ヲ申スノカ、私ニハ判リマセヌ。」

「問 村中ニ撤退ヲ承諾サセタノハ被告人ノ手腕ニ依ル所デ、誇ルベキ話材デハナイカ。」

答 然シ、私ハ部隊引上ハ彼等ノ為ニ不利ダト考ヘマシタカラ、西田ニ話シ得ナカツタノデアリマス。」

「問 被告人ハ、眞崎ハ勿論、全然話ス必要ノナイト思ハレル久原ニ迄電話デ連絡シナガラ、当ノ西田ニ話サナカツタノハ何ウ云フ訳カ、其ノ理由ヲ明カニ申立テテハ如何。」

答 前ニ申シタ以外ニ、何ノ理由モアリマセヌ。私ノ申立ハ筋ガ通ツテ居ラヌト認メラレテモ、夫レハ致方アリマセヌ。」

○ 二月二六日午後四・五時頃、亀川は鵜沢に電話で西園寺邸訪問の首尾を尋ねている。鵜沢は、「西園寺公ノ御目ニ懸ツテヨク申上ゲテ置キマシタ」と答えた。亀川が、「夫レデハ之カラ御伺ヒシマス」と言うと、「警戒ガ嚴重ダカラ来ナイ方ガ宜イ」と体よく断られた。「私ハ、鵜沢ハ西園寺ニ会ツテ居ラヌト直感シマシタ。」

事実、その日鵜沢は西園寺に会っていない。西園寺は襲撃を免れるため、すでに静岡県警察部長官舎に避難していたからである。また、仮に西園寺が興津にいたとしても、突然訪れた鵜沢が元老に面会できたかどうか、疑わしい。鵜沢は亀川に西園寺公との親密な関係を誇示していたが、西園寺の秘書の原田熊雄によると、「鵜沢ハ、突然興津ニ來テ老公ト面接シテ意見ヲ開陳シウル間柄デハ絶対ニアリマセヌ」という（検察

官聽取書）。そうだとすれば、亀川は鵜沢を買いかぶつていたことになる。

これは、鵜沢の隠れた一面を知る上で、見逃せないエピソードである。

○ 亀川は、二月二八日夜から三月九日まで逃避行を続けたのは、警視庁の巡回から蹶起将校らが悪化したと聞いたので身の危険を感じたためであると答え、その理由を問われて次のように述べる。これを言葉どおりに信じることはできないが、自らの二股膏薬的行動についての告白と理解することはできるであろう。

「私ハ、表面上ハ彼等行動隊ニ好意ヲ寄セ、彼等ノ為ヲ思ツテ行動シテ居ル様ニ見セ掛け、村中ニ対シテモ彼等ノ利益ノ為ニ撤退セヨト勧メ、西田ノ方ハ自分ガ引受ケタト欺イテ承諾サセテ置キナガラ、其ノ実常ニ彼等ノ為ニ不利ナ事ヤ彼等ヲ陥レル様ナ行動ヲシテ居ルノデ、早坂巡查ヨリ彼等ガ悪化シタト云フ事ヲ聞キマシタノデ、私ハ之ハ右ノ如キ私ノ表裏アル事ガ暴露シタ為アルマイカ、自分ノ本当ノ心ガ判ツタラ民間

側同志ハ黙ッテ其ノ併ニシテ置イテハクレマイト思ヒ、身ノ危険ヲ感ジタノデアリマス。」

「問　被告人ハ、身ノ危険ナル理由ヲ久原ニ話シタカ。」

答　私ハ久原ニ、『行動隊ノ若イ者ニ追ハレテ居ル様ダカラ、匿^ツテ下サイ』ト申シマンタ処、久原ハ『行動隊ノ者ハ味方同志デナイカ』ト言ハレマシタ。

問　久原デスマラ信ジラレナイ様ナ事ヲ被告人ガ感ジタト云フノハ、可怪シイデハナイカ。

答　實際左様ニ感ジマシタ。」

(二) 西田に対する訊問

「問　被告人亀川哲也ノ供述ハ被告人ノ申立ト相違スルガ、何カ考達ヒヲシテ居ルノデナイカ。」

答　亀川ノ申ス様デアレバ、亀川トシテハ当然其ノ事ヲ話シテクレナケレバナラヌト思ヒマス。私ガ其ノ様ナ事ヲ耳ニスレバ、恰モ時局收拾ニ苦心シテ居タ時デアリマスカラ、望外ノ喜トシテ承諾シ、亀川ニ感謝シタ筈デアリマス。又、其ノ際、帝国ホテルニ於ケル状況ガ判明シテ居タナラバ、後々彼是紛メル訛モナク、早ク纏リガ付イテ居タ様ニモ思ハレマス。私ハ其ノ事ニ付亀川ヨリ何ノ話モ聞イテ居ナイノニ、村中トシテ

ハ意外ダト思ヒ、亀川ニ夫レハイカヌト申シテ一蹴シタ訛デアリマス。若シ午前ノ会見ノ折既ニ山本内閣説ヲ聞イテ居タナラ、無論其ノ場デ反対シタトハ思ヒマスガ、夫レナラ再ビ夜会フ必要ハナカツタノデアリマス。或ハ私ノ感違^{〔マニ〕}ヒカモ知レマセヌガ、何ウシテモ午前ニ会ツタ際山本内閣ノ話ガ出タトハ思ハレマセヌ。」

「問　亀川ハ、帝国ホテルニ於テ村中ニ対シ、西田ノ方ハ自分が引受ケタト云ヒ、村中ヲシテ部隊ノ撤退ヲ約束セシメタガ、被告人ノ反対ヲ虞レ話シ得ナカツタト申シテ居ルガ、何ウカ。」

答　亀川ノ申ス様デアレバ、亀川トシテハ当然其ノ事ヲ話シテクレナケレバナラヌト思ヒマス。私ガ其ノ様ナ事ヲ耳ニスレバ、恰モ時局收拾ニ苦心シテ居タ時デアリマスカラ、望外ノ喜トシテ承諾シ、亀川ニ感謝シタ筈デアリマス。又、其ノ際、帝国ホテルニ於ケル状況ガ判明シテ居タナラバ、後々彼是紛メル訛モナク、早ク纏リガ付イテ居タ様ニモ思ハレマス。私ハ其ノ事ニ付亀川ヨリ何ノ話モ聞イテ居ナイノニ、村中トシテ

ハ既ニ亀川カラ私ニ話ガアツタモノト判断シテ居タニ
違ヒナク、為ニ其ノ夜村中トノ会見ニ於テモ変ナ事ニ
ナツタノカモ知レマセヌ。此点ハ亀川ガ如何ニ申サウ
トモ、聞イタ覚ヘモナク、話サレテ怒ル様ナ事柄デモ
アリマセヌ。寧ロ喜ブベキ事デ、夫レヲ私ニ話サナ
カツタ亀川ノ心ガ判リマセヌ。」

10 第九回公判（昭和11年10月15日）

い、西田とやり合うことになる。

「問 被告人ハ事前ニ西園寺襲撃中止ノ事実ヲ知ッテ
居タノデ、二月二十六日朝鵜沢ヲ西園寺ノ所ニ遣リ、
鵜沢モ亦夫レヲ知ッテ居タカラ西園寺ノ所ニ行ッタモ
ノト思ハレルガ何ウカ。」

答 神様デナイ私ニ其ノ様ナ事ノ判ル筈ハアリマセ
ヌ。私が西園寺襲撃中止ノ事実ヲ知ッタノハ二月二十
七日デ、其ノ前ニハ知リマセヌデシタ。」

本公判で亀川の訊問が終了した。ついで書証の取調べ

ベ（朗読）に入り、書証に対する北・西田の意見陳述
があつた。しかし、西田の意見は内容的にさほど重要
でないから、摘要を省略する。

(一) 書証の取調べ

「法務官ハ証拠調ヲ為スベキ旨ヲ告ゲ、
被告人北輝次郎、西田税ニ対シ、

一、陸軍司法警察官ノ被告人北輝次郎ニ対スル各聴取

書

一、同官ノ被告人西田税ニ対スル各聴取書

一、予審官ノ被告人北輝次郎ニ対スル各訊問調書

一、同官ノ被告人西田税ニ対スル各訊問調書

一、被告人西田税反乱被告事件ニ付

(一) 亀川に対する訊問

亀川は、これまでと同様に、西園寺襲撃中止は事前
には知らなかつたと述べている。しかし、後にみると
うに、彼は第一三回公判でこれと矛盾する供述を行

赤沢泰助事赤沢良一、丹羽五郎、佐藤双六ニ対スル

陳述が行われた。

ヲ読聞ケ、各其ノ取調ヲ終ヘタル毎ニ被告人北輝次

郎、西田税ニ対シ意見アリヤ否ヲ問ヒタル処、被告人

北輝次郎ハ左ノ通陳述シタリ。

一、私ハ警視庁ニ移サレテ西田ガ主謀者ノ様ニ聞カサ
レ、調べラレマシタノデ、私ハ運命ダト諦メ、言ハ
ルル僕ニ答ヘタ点ガ大分アリマス。西園寺襲撃中止
ノ事ハ本件ガ起キタ後ニ知ッタノデ、事前ニ知ッテ
居タカノ様ニ申上ゲタノハ間違ヒデアリマス。兎ニ
角、大体ハ予審デ申上ゲタ通リデアリマス。何レニ
セヨ、結局當公判廷ニ於ケル陳述ガ真実デアリマ
ス。

其ノ他ニ意見ハアリマセヌ。」

11 第一〇回公判調書（昭和11年10月19日）

終日、書証の取調べと、それに対する被告人の意見

(一) 書証の取調べ
北・西田に対し取調べられた書証は、次のとおり
である。

○ 北・西田の各反乱被告事件についての、予審官
の証人渋川善助、同安藤輝三、同磯部浅一、同栗原安
秀、同村中孝次に対する各訊問調書

○ 北の反乱被告事件についての、陸軍司法警察官
の池田成彬、有賀長文、加藤寛治、小笠原長生に対する
各聽取書

○ 磯部の反乱被告事件についての、予審官の同被
告人に対する第三回訊問調書

○ 村中の反乱被告事件についての、予審官の同被
告人に対する第二回ないし第四回訊問調書

○ 栗原の反乱被告事件についての、予審官の同被
告人に対する第三回ないし第五回訊問調書

○ 山口一太郎の反乱被告事件についての、予審官

二・二六事件北・西田裁判記録（四・完）（松本）

の同被告人に対する訊問調書

- 福井幸の反乱帮助被告事件についての、予審官の同被告人に対する第三回ないし第五回訊問調書
- 宇野信次郎の反乱帮助被告事件についての、司法警察官の同被告人に対する聽取書
- 濱尾栄太郎の反乱被告事件についての、予審官の同被告人に対する第三回訊問調書
- 同被告事件についての、同官の証人村中に対する訊問調書
- 石原広一郎の反乱帮助被告事件についての、陸軍司法警察官の栗原、斎藤瀬に対する各聽取書
- 杉田省吾の反乱被告事件についての、予審官の同被告人に対する第一回ないし第四回訊問調書
- 佐藤正三の反乱被告事件についての、司法警察官の同被告人に対する第四回聽取書
- 小川三郎の反乱陰謀被告事件についての、予審官の同被告人に対する第一回及び第二回訊問調書
- 江藤五郎の反乱陰謀被告事件についての、予審

官の同被告人に対する第一回訊問調書

- 菅波三郎の反乱予備被告事件についての、予審官の同被告人に対する第二回訊問調書
- 同被告事件についての、同官の証人大岸頼好に対する訊問調書
- 宮本正之の反乱予備被告事件についての、陸軍司法警察官の同被告人に対する聽取書
- 同被告事件についての、検察官の同被告人に対する聽取書
- 同被告事件についての、予審官の同被告人に対する第一回及び第四回訊問調書
- (2) 北の意見陳述（抄録）
 - 証人磯部の供述について
- 「私ハ、彼等ヲ指導シタ事モ激励シタ事モアリマセヌ。唯、彼等ノ為ニ大難ガ小難デ済ム様ニト祈リ、厚意ノ勧告ノ心意デ真崎一任ノ事ヲ告ゲタ訳デ、決シテ他意アリマセヌ。」

○ 証人村中の供述について

「私ハ、村中ガ故意ニ嘘ヲ申立テル人物トハ全然思ヒマセヌガ、同人ハ懷口ニ物ヲ入レテ置イテ、之ヲ言当テテ見ヨト云フ様ナ物ノ言ヒ方ヲスル男デアリマス。事前ニ村中ガ來テ、奸臣ヲ除イタ上ハ直ニ引退ッテ死ヲ待ツベキカ否ニ付尋ネラレタ際、私が苟モ維新ヲ断行シヤウト云フ氣持デ蹶起シタ以上ハ、徹底的ニ其ノ目的ヲ貫徹シナケレバ駄目デアルト申シタ様ニ申立テ居リマスガ、私が其ノ様ナ事ヲ申サナカッタ事ハ、前ニ申上ゲタ通リデアリマス。私ハ、十月事件ニ付テハ成程悪イ所モアルガ、一方軟弱外交ガ自主外交ニ建直ッタ様ナヨイ所モアルノデ、一概ニ悪カッタトハ云ヘナイト見テ居リマスカラ、十月事件ノ事ニ付判断ヲ与ヘル道理モアリマセヌ。（中略）二月二十七日夜ノ会見ノ際ノ事ニ付テハ、彼等ハ既ニ三軍事參議官ト会見シ、二大将ノ諒解ヲ得タトノ事デアリマシタノデ、私ハ右三大將ハ全軍事參議官ヲ代表シテ来タモノト思ヒ、他ノ軍事參議官ニ於テモ異議

ナク真崎一任ニ賛成シ、明日ハヨイ返事ガアルモノト信ジテ居リマシタノデ、其ノ返事ガアル迄其ノ仮居レバ宜イダラウトノ気持デ申シタ訳デ、之ハ村中ノ言葉ニ合槌ヲ打ッタ訳デ、指図シタノデアリマセヌ。自決阻止ノ電話ニ付テモ、私ハ軍事參議官ガ返事ヲスルト言ッテ居ルノニ、其ノ返事ノ無イ内ニ、他ノ將校ヨリ自決ヲ勧メラレタト云フノハ可怪シイト思ッタモノデアリマスカラ、軍事參議官ノ返事ヲ早ク貰ウ様ニセヨ、何事モ早マッテハイカヌ、ヨク皆ト相談シテヤレト云フ趣旨デ申シタノデアリマスガ、村中ハ私ノ申シタ事ヲ、村中自身ノ頭デ翻訳シテ申上ゲタモノト思ヒマス。

私ノ致シタ事ハ、事前ニハ傍観的態度ト云フヨリモ、寧ロ聞流シテ居タ程度デアリマシタガ、愈々蹶起シタノデ大変ナ事ニナルダラウ、助ケタイガ助ケル方法ハナイト思ッテ居ル内、大臣告示ハ出ル、軍事參議官ハ認メテクレルト云フ風ニ予想外ニ好転シタノデ、軍ノ上層部ニ於テハ、何等カノ事ヲ決行シテクレルデ

アラウカラ、彼等ハ一身モ其ノ進退モ、万事上層部ノ人達ニ任スニ限ル、親ノ懷ロニ入ルベキダ、サウスレバ間違ヒナイト云フ気持ニナリマシタノデ、真崎ヲ持出シタノデアリマシテ、之ハ自然ノ成行デアリマス。」

○ 池田・有賀の供述について
「池田ハ私ニ金ヲクレタ事ニ付彼是申シテ居リマスガ、森格ハ三井出身デアリマシテ、私ニ時々一萬円、二万円ト渡シテクレ、又金ノ無イ時ニハ三千円、五千円ト云フ風ニクレテ居リ、常ニ私ノ要求額以上ニクレテ居タノデアリマスガ、池田ハ此前カラノ事情ヲ知ラヌ為ニ左様申スモノト思ヒマス。（中略）

私ハ池田ノ言フ通り金ハ貰ヒマシタガ、金ヲ出ス訣ニ付池田ハ私ヲ惡者ニシテ居リマスガ、夫レハ多分今回ノ事件ニ関連シテ私ニ資金ヲ提供シタ様ニ思ハレハシナイカト栗ヒ上リ、北ガ恐ロシクテ金ヲ出シタと思ハレ様ト考ヘテ申立テタノダラウト思ヒマス。」

○ 被告人村中の供述について
「（一月二十八日正午頃）やつた以上は徹底的に頑張ら

なければならぬ』という趣旨の電話が北からあつた旨の村中の供述に對して）私ハ真崎一任デ進ムデ行ケバ時局ノ收拾ハ出来ルモノト信ジテ居リマシタノデ、其ノ様ナ事ヲ申ス筈ハアリマセヌ。」

また村中は、私が『苟モヤル以上ハ飽迄ヤラナクテハイカヌ』ト申シタ様ニ言ツテ居リマスガ、私は『君等ノ思フ存分ニシタラ宜カラウ』ト申シタノデ、之ハ勝手ニヤレトノ意味デ、『飽迄ヤラナクテハイカヌ』トカ、『最後ノ一兵ニナル迄戦ヘ』ナドト若イ者ノ使フ様ナ言葉ハ出シマセヌ。」

「村中ハ、常カラ自分ノ考、氣持ト人ノ話トヲ混淆スル癖ノアル男デ、今度ノ事件ニ付テモ、自分ガ言ツタリ考ヘタ事ト私等ノ話シタ事トヲ一緒ニシテ、宛モ私等ガ言ツタカノ様ニ申立テテ居ル所ガ大分アル様デアリマス。」

○ 被告人栗原の供述について
「私ハ、栗原ハ諸所ノ浪人者ニ渡リツケテ居ル危險分子ト聞イテ居リマシタシ、最近一、二年間私方ニ來

タ事モアリマセヌノデ、私ハ同人ニ対シ『自信ガアルナラヤレ』ナドト話シタ事ハアリマセヌ。」

（三）西田の意見陳述（抄録）

○被告人村中の供述について

「村中ハ、大体ノ計画ヲ私ニ打明ケタノハ二月中旬頃ノ様ニ申シテ居リマスガ、夫レハ二月二十日頃ヨリ後デアッテ、同人ガ北ニ話シタノモ恐ラク其ノ以後ノ事ダラウト思ヒマス。」

亀川ト村中ノ金ノ受授^{〔ママ〕}ノ点ニ付テハ、私ハ村中ガ偽リヲ云フモノトハ思ヒマセヌガ、當時同人ハ忽忙ノ身デアリ、私ノ方ガヨリ落ツイテ居リマシタカラ、私ノ記憶ガ正シイモノト思ヒマス。村中ガ財閥カラ献金サセル様ナ事ヲ言ッタノデ、私ハ困ッタ事ダト思ッテ居タ時、亀川ガ村中ヲ元ノ座ニ戻シタノデアリマス。

（中略）

ヲ襲撃シヤウトシテ居ルトノコトヲ聞キ、驚イテ北ノ御經ノ靈感ヲ伝ヘタノデアリマス。真崎一任ト云フ事ニ付後刻問合セノ電話ガアッタカモ知レマセヌガ、其ノ電話ガアッタシテモ、行動ヲ一任スルノカ、時局收拾ヲ一任スルノカト尋ネラレタ様ニ思ヒマセヌ。私ハ、詳シク聞キタイト云フ様ニ思ハレマシタノデ、靈感ノ解釈ナラバ北ガ宜カラウト思ッテ、北ニ代ッテ貰^{〔タ〕}タノデアリマシテ、北ハ時局收拾ト靈感トヲ結付ケ、非常ニ親切ニ話ヲシテ遣^{〔タ〕}テ居ラレマシタ。」

12 第一一回公判調書（昭和11年10月20日）

前回に引き続き書証（証拠物たる書面を含む）の取調べと、それに対する被告人らの意見陳述が行われ、事実及び証拠の取調べをすべて終了した。ここでは、北・西田関係の証拠と北の意見陳述の一部を紹介するに止める。

私ハ、帝国ホテルニ於ケル満井、亀川、村中等ノ話ヲ知ラナカッタノデ、村中ヨリ磯部等ノ強硬派ガ幕僚

(一) 書証の取調べ

北・西田に対して取調べられた証拠書類及び証拠物たる書面は、次のとおりである。

- 薩摩雄次の反乱帮助被告事件について、司法警察官の同被告人に対する第二回聴取書
- 久原房之助の反乱被告事件について、陸軍司法警察官の同被告人に対する第二回及び第三回聴取書
- 菅波三郎の反乱予備被告事件につき押収された、昭和二年押第三号の一〇中、西田の菅波宛封書（一月八日発信）
- 昭和二年第六四五号ノ一ないし六（西田が逃避行の間に書き、赤沢良一に投函を託していた姉弟、知人等宛の書簡）
- 昭和二年押第一一二号ノ一（靈感を記した日記）
- 同号ノ二（『日本改造法案大綱』の普通版）
- 同号ノ三（北の電話番号抜粋帳）
- 同号ノ四（北の人名簿）

(二) 同号ノ五（『日本改造法案大綱』の縮刷版）

(二) 北の意見陳述（抄録）

「私ガ久原ヲ知ッタノハ森恪ノ紹介デナク、久原ト最モ仲ノ悪イ三土忠造ノ紹介デアリマス。久原ハ森恪ノ後ヲ承ケテ政友会ノ幹事長トナツタノデ、其ノ後私ハ久原ヨリ一年ニ千円カ二千円位貰ッタ事ガアリマスガ、一昨年及昨年ハ五百円位シカ貰ッテ居リマセヌ。然シ、其ノ金ハ私ガ情報ヲ渡シタ報酬トンテ受ケタノデナク、私ハ彼ニ情報ヲ渡ス様ナ卑下シタ事ハ致シマセヌ。而シテ久原ガ金ヲ渡シテクレル時ニハ、表ニ小松内府殿、裏ニ浄海ト書越スノガ常デアリマス。私ハ、久原ノ言フガ如ク、二月二十四、五日頃『近ク何カ事件ガ起リマス』ト電話シタリ、同月二十七、八日頃『私ガ予言シタ様ニナツタデセウ』ト電話通知シタ様ナ事ハ絶対ニアリマセヌ。元来久原ハ人物ガ小サク、出鱈目ノ男デアリマスカラ、私ヲ五百円程度ノ

人物ト見テ斯様ニ申スノカト思ヒマス。」

○ 昭和一一年押第一二号ノ一について

「私ノ信仰ニ依ル靈感ヲ集メタモノデ、

二月二十一日『山岡鉄太郎物申ス（中略）』トアルノハ、兵馬大権干犯ト云フ様ナ事ハ、月日ガ経ツテ見ナケレバ判ラナイ、色々ノ事ヲ言ツテモ、夫レハ皆末節ダトノ意味ニ解シマシタ。

二月二十四日『大内山ニ光射ス（中略）』トアルハ、益々宮中ガ栄ヘマツルト思ヒマシタ。此靈感ノアツタ時、村中ガ居タト思ヒマス。

二月二十六日『革命軍正義軍ノ文字（中略）』トア

ルノハ、妻ニ現レタモノデアツテ、私ハ、今回蹶起シタ部隊ハ正義軍ナル事ヲ示サレタモノダト思ヒマシタ。

二月二十七日『人無シ、勇将真崎在リ（中略）』トアルノハ、当日午前九時カ十時頃御告ゲガアツタノデ、夫レニハ何モ内閣云々ノ事ハ無イノデアリマスガ、雜音ガ入ッタ為私ガ判断ヲ誤ツタノデアリマス。

真崎ノ言フ通リニシロ、即撤退セヨト言ハルレバ撤退スペントノ意味デアツタ事ハ、後ニ思ヒ当リマシタ。

二月二十八日『只有難サニ嗚咽涕泣（中略）』ト出マシタノデ、當時ハ非常ニ有難ク感ジマシタ。

又、同日現レタ『義軍、勝ツテ兜ノ緒ヲシメヨ』ハ、蹶起軍ガ調子ニ乗ツテ演説ナドスルノヲ戒メル意味ニ解シマシタガ、『義軍先発大苦薩（中略）』及『大海ノ波打ツ如シ』トアルノハ、今ニ其ノ意味ガ解リマセヌ。』

（三）証拠調べの終了告知

「法務官ハ各被告人ニ対シ、其ノ利益ト為ルベキ証拠アラバ呈出シ得ベキ旨ヲ告ゲタル處、

各被告人ハ、孰レモ何等無キ旨ヲ陳ベタリ。

法務官ハ、事実及証拠ノ取調ヲ終ル旨ヲ告ゲタリ。」

13 第一二回公判（昭和11年10月22日）

この日、検察官の意見陳述、いわゆる論告が行われ、各被告人の最終陳述があつて結審した。もつとも、後みるよう、翌年になつて弁論が再開されることになる。

(一) 検察官の意見
第一、事実論

総論

北輝次郎、西田税等ノ思想、即チ、日本改造法

案大綱ノ思想ト今次反乱事件ヘノ発展過程

[イ] 犯罪事実

第一 被告人北輝次郎ニ対スル犯罪事実

第二 被告人西田税ニ対スル犯罪事実

第三 被告人龜川哲也ニ対スル犯罪事実

[ロ] 各被告人ニ対スル犯罪事実ノ証明

第一 被告人北輝次郎ニ対スル犯罪事実ノ証明

第二 被告人西田税ニ対スル犯罪事実ノ証明

第三 被告人龜川哲也ニ対スル犯罪事実ノ証明

第二、法律論

第三、情状論

一、各被告人ノ経歴

二、今次反乱事件ノ重大性

三、国權國法ノ無視

四、抗命違憲

求刑

以下、要約しながら紹介する。

緒言

「本件事案ハ、昭和十一年二月二十六日未明、近衛師團及第一師團等ニ属スル一部將兵ガ、民間ノ矯激分子ト共ニ大挙シテ反乱ヲ決行シ、重臣大官ヲ襲撃、暗殺シテ帝都ノ要所ヲ占拠シ、兵威ヲ擁シテ陸軍上層部ニ

昭和維新ノ断行ヲ要請スル等、皇軍空前ノ不祥事ヲ惹起シ、輦轂ノ下ニ戒厳令ノ一部ヲ施行セラルルノ止ムナキニ至リタル反乱事件ノ素因ヲ為シタルモノニシテ、実ニ一部青年将校ヲシテ大義名分ヲ誤リ、光輝アル皇軍史上ニ拭フベカラザル汚辱ヲ貽スニ至ラシメ、畏クモ宸襟ヲ惱マシ奉リタルハ、真ニ昭和聖代ニ於ケル絶大ノ痛恨事ナリトス。」（後略）

第一、事実論

総論

〔前略〕昭和十年十二月、第一師団満洲派遣ノ報伝

ハルヤ、村中孝次、磯部浅一、栗原安秀、香田清貞、渋川善助等ハ、第一師団將士ノ渡満前ニ事ヲ挙グルノ要アリト為シ、其ノ準備ニ着手シ、相沢事件ノ公判ヲ利用シテ統帥権干犯問題、元老、重臣、官僚、軍閥、財閥、政党等所謂特權階級ノ腐敗事情、相沢中佐ノ蹶起精神等ヲ宣伝シ、以テ社会ノ注目ヲ集メ、且同志ノ決意ヲ促スト共ニ、彼等ノ敬仰セル陸軍ノ高級将校ヲ訪問シ、青年将校ノ動向ヲ報告シ、私カニ其ノ意向ヲ

打診セル結果ヲ総合判断シ、以テ昭和維新推進ノ可能アルモノト看取シ、愈々決行意思ヲ固メ、爾来各所ニ於テ同志ノ会合ヲ重ネ、近ク決行スルコトヲ定メ、且之ガ實行ニ関スル諸般ノ計画及準備ヲ画策シツツアリタリ。而シテ北輝次郎及西田税ハ之ヲ聞知シ、時機尚熟セザルノ感ナキニアザリシモ、其ノ挙兵ノ決意頗ル鞏固ニシテ最早到底之ヲ抑止シ難キヲ思ヒ、北輝次郎ハ西田税ト相謀リ、一挙ニ国家革新ノ目的ヲ達成セムコトヲ決意スルニ至レリ。」

〔イ〕犯罪事實

香田らが昭和維新断行の実施計画を進めつつあるのを昭和一年二月初旬から同月二十五日頃までに村中、磯部、安藤、栗原らから聞知し、「最早到底從來ノ如ク之ヲ抑止シ難キヲ想ヒ、北輝次郎及西田税ハ相謀リ、一挙ニ蹶起青年将校ト國家革新ノ目的ヲ達成セムガ為、從来彼等ヲ同志トスル主宰的地位ニ基キ、蹶起ノ前後ニ亘リ蹶起部隊ノ指導督励ニ當ルコトトシタリ。」

第一、被告人北輝次郎ニ対スル犯罪事實

一、二月二〇日前後頃村中が來訪し、「兵馬大権ノ干犯者ヲ討チ、君側ノ奸ヲ除キ、以テ御秩威ヲ現サム方針ナルガ如何ト襲撃目標ノ範囲ニ付指示ヲ求メラルヤ、其ノ範囲内ニ於テ決行スベキコトヲ指示シ」、
 二、同月二三日頃西田・村中から襲撃目的等の報告等を受けた際、既に決定した襲撃目標については干涉しないが、「未ダ決定セザル一木喜徳郎、後藤文夫、伊沢多喜男、池田成彬、三井・三菱ノ当主等ノ襲撃ハ之ヲ中止シ、常ニ言フ通り殺害ハ最少限度ニ止ムル方針ニテ進ムベシト指示シ」
 三、同月二十四日村中から、一定場所を占拠し、上部工作をすることは、わが国体上問題はないかとの質問を受けた際、「大詔煥発ヲ強要シ奉ルガ如キハ國体觀念上許サレザルモ、然ラザル範囲内ニ於テ上部工作ヲ為スコトハ差支ナシ、上部工作ヲ為ス以上ハ、一步モ退カヌ覺悟ニテ徹底的ニ目的貫徹ヲ計ルベシト指示シ」且つ「大内山ニ光射ス、暗雲無シ」との靈告があつたなどと告げて「同人等ノ蹶起ヲ激励シ」、

四、同月二十六日西田から香田らが陸軍上層部に対して柳川内閣を要望したことを聞くや、「時局收拾ハ一日一刻ヲ争フ際彼等ニ不利ナルヲ虞レ、之ガ善後処置ヲ如何ニスベキカヲ苦慮シ」、同月二七日朝「人無シ、勇將真崎アリ云々」という靈示が現われたとして、これを西田と共に村中らに伝達し、「全員一致ノ意見トシテ上奏実現ヲ期スル様指示シ」、「現在ノ占拠ヲ持続スベク激励シ、且、互ニ今後ノ対策ヲ協議シ」、時局收拾につき薩摩雄次をして海軍大将加藤寛治に対して運動をさせ、栗原に対して「飽迄モ目的貫徹セヨト激励シ」、
 五、同月二八日蹶起将校らが自決するとのことを聞くと、「極力自重ヲ勧告シ、自決ヲ阻止シ」、「村中ヨリ、奉勅命令ニ依リ我々討伐スルトノコトナルモ其ノ真偽不明ナリトノ電話ニ對シ、被告人ハ、自決ハ最後ノ問題ナリ、奉勅命令ハ脅カシナラム、一度蹶起シタル以上、其ノ目的貫徹ノ為ニ徹底的ニ上部工作ヲ為スベシ、尚君等死セバ我々ハ晏如トシテ生キテ居ラレ

ザルヲ以テ、勅命ニ抗シテモ行動スペク激励、指導シ」、

「以テ昭和十一年二月二十六日ニ於ケル反乱事件ニ付、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀等ト共ニ反乱ノ主動者トシテ行動シタルモノナリ。」

第二、西田税ニ対スル犯罪事実

一、二月二六、二七の両日電話で海軍中将小笠原長生に対し、「事態收拾ノ為助力ヲ懇請シ」、二七日薩摩雄次をして海軍大將加藤寛治に対して、真崎に一任することについて「海軍側ノ支援ニ付善處セラレタキ旨ヲ懇請セシメ、且孰モ之ヲ村中孝次ニ伝ヘテ同人等ノ行動ヲ激励シ」、

二、同月二六日栗原に電話して、「同人等ヲ激励シ」、

三、同月二七日、栗原等に電話で「真崎大將ニ一任スベキ旨ヲ告ゲテ上部工作ヲ指導シ」、

四、同月二八日、電話で栗原らに対し、「自決ノ如キハ最後ノ問題ナル旨ヲ指示シ、初志貫徹ノ為飽迄

邁進スペク同人等ヲ激励、指導シ」、

「以テ昭和十一年二月二五六日午後六時頃、村中等の「蹶起スペキヲ知リ、其ノ行動ニ使用ノ為」村中に一、五〇〇円、西田に一〇〇円を各交付し、

第三、亀川哲也ニ対スル犯罪事実

第一、昭和一二年二月二五日午前四時頃、真崎に対して蹶起将校等への援助を懇請し、

二、前日午前六時過ぎ西園寺邸に赴こうとする鵜沢に対して、西園寺に「事態收拾ニハ軍部内閣ニアラザレバ不可能ナルヲ以テ、此旨同公爵ニ具申方ヲ依頼シ」、

三、同日再度にわたり山本海軍大將に対して、「大命降下ノ場合ハ急速組閣シ、時局ノ收拾ヲ図ラレ度キ旨」進言し、

四、二月二七日午前三時頃帝国ホテルにおいて、村

中が撤退を拒み、かえつて「蹶起部隊ヲ戒厳部隊ニ編入シ、現位置ヲ整備スル様取計ハレタシト要望」するや、「其ノ実現ニ努力スル旨約シ」、

五、同日午前八時頃西田と、同日午後八時頃村中、北、西田と「情勢ヲ語リ、真崎内閣実現等ヲ協議シ」、「以テ反乱者村中孝次、香田清貞、栗原、安藤等ヲ利スル為軍事上ノ利益ヲ与ヘタルモノナリ。」

〔口〕各被告人ニ対スル犯罪事実ノ証明

（省略）

第二、法律論

「被告人北輝次郎及西田税ガ数年来相諮詢リテ今次反乱ノ首腦部将校等ヲ指導シ、北輝次郎ノ著述タル日本改造法案大綱ヲ以テ国家改造ノ指導原理ナリト信奉セシメ、現在ノ資本主義國家崩壊ノ時機ヲ以テ改造ヲ期スベント為シ、該法案ノ趣旨ニ則リ國家革新ヲ企図シ、彼等将校ガ今次相団結シ、擅ニ兵力ヲ借用シテ重臣、大官其ノ他ノ者ヲ殺傷シ、且官衙ヲ襲ヒテ國權ニ反抗スルヤ、其ノ同志タル青年将校ガ蹶起スル以上、此際

一挙ニ國家革新ノ目的ヲ達成セムコトヲ決意シテ之ニ加ハリ、同志トシテノ從来ノ主宰的地位ニ於テ、主トシテ政治工作ニ任ズルト共ニ、外部情勢ヲ探リテ反乱首腦部ト連絡謀議シ、部隊ニ士氣ヲ鼓舞激励シツツ機宜ノ指令ヲ与ヘタルハ、孰レモ反乱首腦者トシテ香田清貞、安藤輝三、栗原安秀等ト共ニ行動シタルモノニシテ、各陸軍刑法第二十五条第一号ニ該當ス。

被告人亀川哲也ガ今次反乱事件ノ前後ニ亘リ、陸軍歩兵大尉山口一太郎、西田税等ト相謀リ、村中孝次ニ蹶起資金ヲ供与シ、且ツ反乱者村中孝次、香田清貞、栗原安秀等ノ反乱ノ目的ヲ達成セシメムガ為、各種政治工作ヲ為シ、軍事上ノ利益ヲ与ヘタル所為ハ、陸軍刑法第三十条、第二十九条ニ該當ス。

被告人北輝次郎、西田税、亀川哲也ハ軍人ニアラザルモ、現役軍人ト共ニ本犯ヲ犯シタルモノナルヲ以テ、刑法第六十五条第一項、第六十条ニ則リ、本条ノ適用ヲ免レザルモノトス。」

第三、情状論

一、各被告人ノ経歴

「被告人北輝次郎ノ経歴

被告人北輝次郎ハ佐渡島ニ生レ、同地中学ヲ病気ノ為半途退学シテ上京シ、独学ヲ以テ二十四歳ノ頃「国体論及純正社会主義」ト題スル著述ヲ出版シタルガ、之ガ機縁ト為リ支那亡命客孫逸仙、黃興、宋教仁、張繼等ニ知ラレ、同人等ノ支那革命党秘密結社ニ加入シ、二十九歳ノ秋支那革命勃発ノ際渡支シ、上海、武昌、南京ノ各地ニ於テ革命達成ノ為画策、努力シ居タルガ、三十一歳ノ時帝国領事ヨリ三年間支那在留禁止ノ処分ヲ受ケテ帰国シ、大正五年頃「革命ノ支那及日本ノ外交革命」ヲ著述シテ朝野ノ人々ニ頒布シ、而シテ同年夏再び支那ニ渡リ第三革命ニ参加シ、大正八年八月頃上海ニ於テ「国家改造案原理大綱」ヲ執筆シ、之ヲ基礎トシテ日本國家ノ改造ヲ行ハムコトヲ渡支中ノ大川周明ト相謀リ、大正九年一月帰国シ、大川周明、満川亀太郎等ト共ニ猶存社ニ拠リ、該改造理論ヲ国内ニ普及ヲ計リタルモ、後同人等ト關係ヲ断チ、大

正十五年頃「日本改造法案大綱」ノ版権ハ之ヲ被告人西田税ニ付与シ、同人ト堅ク相結ビテ日本改造法案大綱ヲ基調トスル国家革新思想ヲ青年将校ニ宣伝普及ニ努メツツ、名ヲ靈告ニ藉リ、国事ヲ予言、判断シテ青年将校ヲ指導シ、又青年将校ノ動向及軍部ニ関スル情報ヲ政党ノ領袖及財閥ニ提供シ、以テ多額ノ生活資金ヲ獲得シ居リタルモノナリ。

被告人西田税ノ経歴

被告人西田税ハ、大正四年九月広島地方幼年学校ニ入学シ、爾来陸軍中央幼年学校、陸軍士官学校等陸軍將校生徒ノ過程ヲ卒ヘ、大正十一年十月陸軍騎兵少尉ニ任ゼラレ、十四年六月依願予備役仰付ケラレ、大正十五年北海道御料林払下問題ニ関シ、暴力行為等处罚ニ關スル件法律違反罪ニ問ハレ、昭和五年十月三十日上告棄却、懲役五月ノ判決確定シ、失官シタルガ、陸軍中央幼年学校在校中ヨリ滿蒙問題、大アジア主義問題ニ関心ヲ有シ、陸軍士官学校在校中日本改造法案大綱ノ原稿ヲ借覽シテ深ク其ノ所説ニ共鳴シ、北輝次

郎及満川龜太郎ヨリ種々思想的ニ指導セラレ、國家改造ノ必要ヲ痛感スルニ至リ、大正十四年六月軍職ヲ退キ上京シ、大川周明、満川龜太郎、安岡正篤等ノ行地社ニ入り、機關誌「日本」ノ編輯ニ当リ、一方大川周明ト共ニ日本改造法案大綱ヲ指導原理トスル国家改造思想ヲ青年將校ニ対シ普及、拡大ニ從事シタルガ、意見ノ相違ヲ來シ同社ヲ脱退シ、大正十五年四月自己ノ名義ヲ以テ日本改造法案大綱ヲ出版シ、同時頃星光同盟ナル在郷軍人ノ労働者無料宿泊所ヲ經營シ、労働運動ニ進出シタルモ、前記被告事件ノ為中絶シ、昭和二年二月愛國運動ノ必要ヲ感ジ、士林荘ヲ結成シ、同年七月藤井斉ト共ニ天劍党規約ヲ印刷配布シタルモ結社ハ成立セズ、此頃ヨリ政治運動ニ関心ヲ持チ、昭和四年日本主義ニ立脚セル大衆政党ノ必要ヲ認メ、同年秋中谷武佐、津久井龍雄等ト謀リ、各自合同ヲ目的トシテ被告人ハ日本国民党ヲ結成シ、其ノ統制委員長ト為リシモ、党規紊乱ノ責ヲ負ヒ同党ヲ脱退シ、同六年ノ十月事件ニハ海軍ノ藤井斉、陸軍ノ菅波三郎、

野田又雄、末松太平等陸海軍部隊側ヲ代表シテ幹部橋本欣五郎トノ連絡、折衝ノ任ニ当リ、同七年ノ五・一五事件ノ際ハ裏切者トシテ狙撃セラレタリ。十月事件後ハ、青年將校ニ対シ日本改造法案大綱ヲ基調トスル國家革新ノ理論方針ヲ、時ニ臨ミ折ニ触レ交リ接シテ、或ハ説キ或ハ答ヘ、時ニハ文書ニシテ普及ニ努メ、殊ニ菅波三郎、大岸頼好、大藏栄一、安藤輝三、香田清貞、村中孝次、磯部浅一、栗原安秀等一部青年將校ト氣脉ヲ通ジ、革新氣運ノ醸成ヲ図リ、昭和八年秋頃ヨリ同九年春ニ亘リ、青年將校ニ国家改造ニ於ケル將校及軍隊ノ使命心得ニ付テ研究作業ヲ勧告シテ之ヲ指導シ、又同八年頃ヨリ北輝次郎及被告人ノ啓蒙誘掖スル村中孝次、磯部浅一、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀等ガ武力ニ依ル非常手段ヲ以テ互ニ団結シ、埼玉挺身隊事件、昭和九年斎藤内閣辭職戦車隊襲撃計画其ノ他數次襲撃等ヲ実行セムトスルヤ、被告人ハ事ノ大成ヲ期スル為、彼等青年將校ノ急進的輕舉ヲ抑制シツツ時機ノ熟スルヲ待テリ。其ノ後十一月事件、真崎

教育総監更迭問題、相沢中佐事件ヲ取上ゲ、之ヲ統帥権干犯、国体明徴問題ニ織交ゼ、同志ノ青年将校ト氣脉ヲ通ジテ、今次事件ノ誘発ニ努メタルモノナリ。

被告人亀川哲也ノ経歴

被告人亀川哲也ハ、沖縄県立第一中学校卒業後台湾総督府専売局、会計検査院、通信局等ニ在職シ、其ノ間財政及經濟問題ヲ研究シ、退職後ハ財政經濟ニ関スル意見ヲ政党ノ領袖ニ提供シ居タルガ、満洲問題勃発以来政党ノ凋落スルヤ軍首脳部ニ接近シ、種々策動シ、又昭和七年以来軍部方面ノ情報ヲ偵知シ、之ヲ提供シ久原房之助ヨリ盆暮ニ活動資金ヲ受ケ居タルモノナル處（中略）被告人ハ同月二十六日午前四時頃ヨリ数日ニ亘リ、不眠不休反乱者ノ目的達成ノ為ニ各種政治工作ニ努力シ居タルモノナリ。被告人亀川哲也ハ從来ノ行動及今次事件中ニ於ケル行動ヲ見ルニ、性陰陥ニシテ奸智ニ富ミ、自己ノ営利ノ為ニハ手段ヲ選バズ、情誼人道ヲ顧ミザルノ徒ナリ。」

二、今次反乱ノ重大性

「本反乱事件ハ、被告人北輝次郎、西田税等ノ啓発ニ因リ矯激ナル一部青年将校ガ我國体ト絶対ニ相容ザル日本改造法案大綱ノ趣旨ニ則リ、民主革命ヲ企図セル民間同志ト結ビ、下士官・兵ヲ煽動シ、遂ニ統帥大権ヲ犯シ、擅ニ兵力ヲ僭用シテ多数ノ重臣大官ヲ殺傷シ、帝都枢要ノ官庁ヲ占拠シテ國權ニ反抗シ、帝都ニ戒厳令ノ一部ヲ施行スルノ曰ムナキニ至ラシメ、以テ内務ノ遂行ヲ傷ケ、外著シク國威ヲ失墜スル等、皇國空前ノ一大不祥事ヲ現出シ、（中略）皇軍ノ威信ヲ傷ケ、且統帥ヲ破リ、軍規ヲ紊リ、國民ノ信賴ニ背キタル、軍事的ニモ極メテ重大ナル事犯ナリ。」（後略）

三、国権国法ノ無視

（省略）

四、抗命違勅

「今次反乱將校ハ、被告人等ノ示唆ニ依リ皇軍ヲ濫用シ、統帥権ヲ干犯シ、反乱行動ニ出デタルノミナラズ、上長ノ帰隊又ハ移動ノ命令ニ對シ翻意帰順ヲ表明シナガラ、再三前言ヲ翻シテ不信行為ヲ敢テシ、奉勅

命令スラ言ヲ挾ミテ遵奉セズ、之レ至尊兵馬ノ大權ヲ干犯シ、軍規軍秩ヲ破リタルモノニシテ、許スベカラザル大罪ナリ。」

求刑

「前述ノ如ク今次反乱事件ハ極メテ重大ニシテ、之ガ糾弾ニ付テハ最モ慎重ナラザルベカラズ。反乱青年將校中其ノ動機ニ於テ憂国ノ至情ニ出デタルモノナキニアラズト雖、其ノ手段方法、行動、結果並被害者ノ地位身分等、孰レノ方面ヨリ観ルモ同情スペキ点ナキヲ以テ、之ニ参加シ、若クハ軍事上ノ利益ヲ与ヘタル被告人等ニ対シテハ、本事件ヲ絶後ノ不祥事タランムル為厳罰ヲ以テ臨マザルベカラズ。

故ニ各被告人ニ対シ、次ノ如ク求刑ス。

北輝次郎

西田税

以上、各死刑。

亀川哲也

右、禁錮十五年。」

(二) 北の最終陳述

「法務官ハ各被告人ニ対シ、最終ニ陳述スペキコトアリヤ否ヲ問ヒタル処、

被告人北輝次郎ハ左ノ通陳述シタリ。

誠ニ御道理アル御論告ト思ヒマス。判決デハ酌量減刑シテ、死刑ヲ免ジテ頂キタイトハ思ヒマセヌ。以前ヨリ事実サヘ明カニナレバ結構デ、死ヲ賜リ度イト念願シテ居リ、又既ニ亡クナツタ蹶起將校等ニ対シテモ誠ニ申証ナイト思ツテ居リマスノデ、只今ノ御論告ハ神様ノ御情ケデアルト感謝シテ居リマス。

私ハ國憲ヲ輕ンジ、國法ヲ紊ス様ナ不逞思想ハ持ツテ居ラズ、又今迄ノ経歴、行動ニ於テモ、其ノ様ナ間違ツタコトハシテ居ラヌト確信致シマス。日本改造法案大綱ニシテモ、記述方法ニ付多少ノ欠点ハアリマセウトモ、決シテ國体破壊ト云フ様ナ不埒極マルモノデハアリマセヌ。誰モ彼モ等シク國際聯盟ニ縋ツテ居ルトキ、アジア主義ヲ強調シ、之ヲ世界ニ宣布シ、日本ノ天皇陛下ガ之ヲ牛耳ルベキデアルコトヲ述べ、又日

本ニハアメリカ式ノ大喇叭ヲ吹ク者ハアツテモ、日本精神ヲ叫ブ者ナク、外交ニ於テモ數年間殆ド孤立ノ状態ニ在ル時、私ハ第二ノ世界大戦ノ準備ヲセヨト絶叫シ、日本改造法案大綱ノ思想信念ニ基キテ言動ヲシテ居タノデ、其ノ間ニ世人ハ眼ヲ醒シ、日本精神ニ付考ヘ出ス様ニナツタノデアリマス。日本改造法案大綱ガアツタ為ニ、國家ノ改造ハ天皇ノ御力ニ依ツテノミ出来ルモノデアルト云フ觀念ガ植付ケタノデアリマス。此道理アル努力ヲ考ヘテ頂キ度イト思ヒマス。

日本精神勃興シ、満洲事変起リ、國際聯盟ヲ脱退シ、國家意識ニ燃ユルトキ、明治維新ノ研究熱ガ旺盛ニナリ、書物ト云ハズ活動ト云ハズ維新、維新ノ流行ト為リ、茲ニ國家ノ改造ヲ明治維新ニ則ツテ遂行シヤウト云フ空気トナリ、斬合ヒ暗殺ヲ想起シ、軍隊ヲ動カスコトヲ考ヘルニ至ルノハ当然ノ帰結デアツテ、私ガ國家ヲ改造スルノハ經濟問題ダト幾ラ申聞ケテモ耳ヲ藉ス者ナク、三月事件、十月事件、五・一五事件等相次デ起リ、遂ニ今回ノ如キ大事件ガ起ルニ至ル、亦

自然ノ力ニシテ、如何トモスルコトノ出来ナイ致方ノ無カツタ次第デ、決シテ日本改造法案大綱其ノモノガ不穏ナルガ為ニ起ツタモノデハアリマセヌ。

次ニ、今回ノ事件ト私ノ関係ニ付申上ゲマスト、私ノヤツテ來タノハ決シテ青年將校ノミガ全部デアツタトハ考ヘテ居リマセヌ。寧ロ軍部ト私ノ関係ハ、稀薄デアリマシタ。然シ、稀薄デハアリマシタガ、信用ガアリマシタ。一、二回会ツタニ過ギナイ者モ、既ニ久シク深ク交際シタルト同様ノ間柄ニナルノデアリマス。今回ノ事件ニ付テハ、私ハ事前ニ西田ヨリ或程度ノ事ヲ聞カサレ、彼等ノ情ニ糾サレテ從テ行ク事ニナツタノデ、事件其ノモノノ善惡及私自ラノ本心ナルト否ニ關係ナク、唯一片ノ同情ヨリ彼等ヲ庇護シヤウト思ツテ致シタノデアツテ、事件ノ計画ヲ立テタリ、又ハ彼等ヲ使嗾指導シタノデモナク、共犯トハ思ツテ居リマセヌ。然シナガラ、彼等蹶起シタ者ヨリ見レバ、私ノ一言ハ西田ノ十言、百言ヨリモ重イ訳デ、此点ニ於テ私が彼等ニ色々ノ話ヲシテ遣ツタ責任ハ重且

大ナリト痛感シテ居リ、此責任ヲ逃レムトスルモノデ
ハアリマセヌ。私ハ衷心ヨリ死ヲ賜リ度イト存ジマ
ス。唯願ハクハ御同情ヲ以テ、私ガ不逞矯激ノ思想ヲ
持ッテ居ルト云フコト及日本改造法案大綱ヲ以テ國体
破壊ナリト云フコト並今回ノ事件ハ同法案大綱ニ則ツ
テヤツタコトノ三点ヲ、判決書ニ表ハシテ頂キ度クナ
イノデ、特ニ申上ゲテ置キマス。」

（三）西田の最終陳述

「私モ結論ハ北ト同様、死ノ宣告ヲ御願ヒ致シマス。

私ノ事件ニ対スル關係ハ、单ニ蹶起シタ彼等ノ人情ニ
引カレ、彼等ヲ助ケルベク行動シタノデアッテ、或型
ニ入レテ彼等ヲ引イタノデモ、指導シタノデモアリマ
セヌガ、私等ガ全部ノ責任ヲ負ハネバナラヌノハ時勢
デ、致方ナク、之ハ運命デアリマス。私ハ、世ノ中ハ
既ニ動イテ居ルノデ、新シイ時代ニ入ツタモノト觀察
シテ居リマス。今後ト雖、起ツテハナラヌコトガ起ル
ト思ハレマスノデ、此度今回ノ事件ハ私等ノ指導方針

ト違フ、自分等ノ主義方針ハ斯ダデアルト天下ニ宣明
シテ置キ度イト念願シテ居リマシタガ、此特設軍法会
議デハ夫レモ叶ヒマセヌ。若シ今回ノ事件ガ私ノ指導
方針ニ合致シテ居ルモノナラバ、最初ヨリ抑止スル筈
ナク、北ト相談ノ上實際指導致シマスガ、方針ガ異レ
バコソ之ヲ抑止シタノデアリマシテ、之ヨリ觀テモ私
ガ主宰的地位ニ在ツテ行動シタモノデナイコトハ明瞭
ダト思ヒマスケレド、何事モ勢デアリ、勢ノ前ニハ小
サイ運命ノ如キ何ノ力モアリマセヌ。

私ハ検察官ノ言ハレタ不逞ノ思想、行動ノ如何ナル
モノカ存ジマセヌガ、蹶起シタ青年將校ハ去七月十二
日君ヶ代ヲ合唱シ、天皇陛下万歳ヲ三唱シテ死ニ就キ
マシタ。私ハ彼等ノ此声ヲ聞キ、半身ヲモギ取ラレタ
様ニ感ジマシタ。私ハ彼等ト別ナ途ヲ辿リ度クモナ
ク、此様ナ苦シイ人生ハ続ケ度クアリマセヌ。七生報
國ト云フ言葉ガアリマスガ、私ハ再ビ此世ニ生レテ來
タイトハ思ヒマセヌ。顧レバ、実ニ苦シイ一生デアリ
マシタ。懲役ニシテ頂イテモ、此身体ガ続キマセヌ。

茲ニ、謹ンデ死刑ノ御論告ヲ御請ケ致シマス。」

四 龜川の最終陳述

「私ハ検察官ヨリ大変御叱リヲ蒙リマシタガ、御諒解ヲ願ヘナカツタノハ私ノ不徳ノ致ス所ト存ジマス。然シ、自分ノ書イタ文章デモ程経テ見レバ又氣持ノ違フモノデ、況シテ他人ノシタ事デアリマスカラ、後日必ず検察官ノ御諒解ノ出来ル時期ガ来ルモノト信ジマス。（中略）私ハ日本人トシテ現世ニ生ヲ享ケテ幾十年、其ノ間微力ナガラモ世ノ為ニ尽シ、然モ殆ド役人以外ノ血ノ混ラナイ私ガ検察官ヨリ御叱リヲ受ケタコトハ、非常ニ残念ニ思ヒマス。今回ノ事件ニ付テモ、自己ノ野望ヲ遂ゲル目的ヲ以テ種々行動シタ様ニ言ハレマシタガ、如何ナル野望ヲ遂ゲムトシタカ不明デアリ、又自己ノ榮利^{〔マ〕}ノ為ニハ手段ヲ選バズト言ハレマシタガ、私ハ身ノ榮進ヲ思^{〔マ〕}テ勉強シタコトアリマセヌ。或ハ蹶起シタル彼等ガ成功ノ暁ニハ、私ノ野望ガ取入レラレ、榮利ニ有リツケルト云フ様ニ見ラレタノ

カモ知レマセヌガ、夫レナラバ彼等ト同思想ヲ持ツテ居ルカ、又ハ彼等トノ間ニ諒解ガナケレバナラヌ筈デアリマス。然ルニ事實ハ、却テ彼等ヲ売ツテ來テ居ルノデアリマス。

最後ニ私ハ、國民トシテ奉公ノ誠ヲ致シタダケデ、其ノ他ニ何事モシテ居ナイトイフ事ヲ申上ゲテ置キマス。」

五 結審

「法務官ハ弁論ヲ終結スル旨ヲ告ゲタリ。」

裁判長ハ結審ヲ宣シ、判決言渡期日ハ追テ指定スト告げ、閉廷シタリ。」

14 第一三回公判（昭和12年8月13日）

この日、約三〇〇日ぶりに弁論が再開された。冒頭、裁判長は合議の上弁論を再開するとの決定を宣告した上、「公判開廷後引続キ十五日以上開廷セザリシ

ニ依リ」弁論を更新する旨告げ、「各被告人ハ第一回乃至第九回公判調書記載ノ通供述」している。弁論更新は、陸軍軍法会議法三九七条（旧刑事訴訟法三五三条と同文）の定めるところによる。

私は、この公判調書の内容を検討するまでは、吉田裁判長の手記⁽¹⁾によって、弁論再開は北・西田の刑責につき合議が紛糾したためであろうと推測していた。しかし、本公判調書によると、新たに取調べられた証拠は龜川・西田に対するもののみである。ということは、すでにこの時点では、北の刑責問題については一応の決着がついていたことを意味する。

新証拠のうちとくに注目されるものは、本事件の弁論終結後に作成された検察官の磯部浅一（昭和一一年七月二九日死刑宣告）、山口一太郎（昭和一一年七月五日無期禁錮刑宣告）及び鵜沢総明（不起訴）に対する各聽取書である。磯部・山口の調書は、主として龜川・山口の磯部に対する西園寺襲撃中止要請の事実を内容としており、鵜沢の調書からは、龜川の鵜沢に対

する西園寺への働きかけの要請の事実が浮かび上がる。これらのことから考えると、弁論再開は、龜川に「つき」これら的事実を認定して、龜川を「反乱罪謀議参与」（起訴は反乱帮助罪であった）に問うための証拠調べを目的とするものであったようと思われる。また、西田についての証拠調べは、右と関連して、西園寺救命運動と西田とのかかわりを糾明するためではなかつたであろうか。これらの点についての詳細な検討は、後日に譲る。

龜川は、証拠調べの後で、自分は事前に西田から西園寺襲撃のないことを知らされていたので、事件発生当日鵜沢を西園寺のもとに派遣した旨述べて、西田の憤激を買っている。龜川のこの主張は、同人のこれまでの供述とは矛盾しており、一件証拠から西田が西園寺襲撃の中止を事前に知っていたとは考えられないが、事件発生当日龜川がわざわざ鵜沢を興津にやつたことは、何か裏がありそうである。今後の課題としたい。

なお、公判調書の記載によって、補充裁判官であった村上中佐が酒井大佐と交替して正規の構成員になったことと、藤室裁判官が陸軍歩兵大佐に昇進したことを見る事ができる。

(+) 亀川に対して取調べられた証拠

- 檢察官の鵜沢聰明に対する第一回ないし第六回聴取書（すべて昭和一二年四月以降に作成されている）
- 檢察官の熊谷八十三に対する昭和一二年四月八日付聴取書
- 檢察官の山口一太郎に対する昭和一二年三月一二日付聴取書

(+) 亀川の陳述（抄録）

- (+) 西田に対して取調べられた証拠
- 檢察官の磯部浅一に対する昭和一二年二月二一日付、三月二日付、三月一六日付各聴取書
- 檢察官の山口一太郎に対する昭和一二年三月一二日付聴取書

○ 昭和一年押第三六号ノ一三（西田が作成した、真崎教育総監更迭問題についての「軍閥重臣閥ノ逆不逞」と題する文書）

○ 同年押第三号ノ一三ノ一〇（西田が作成し、頒布した、磯部・村中停職問題につき幕僚を非難・攻撃する「根本方針」と題する贋写刷文書）

○ 同年押第二号ノ六（西田が作成した「相沢中佐公判対策大綱」）

○ 同年押第一号ノ四八三ノ一ないし四（相沢公判対策宣伝のため、西田を編集主任として発行された新聞「大眼目」一号ないし四号）

レマンタノデ、私ハ鵜沢ニ対シテ老公ハ大丈夫ダラウト云フ様ニ云ッタト思ヒマス。」

○「二十六日午前三時頃波川ヨリ電話ヲ掛ケテ寄越シ、遂ニ歩一、歩三ガ蹶起スルラシイガ、西園寺公ハ大丈夫ダト云フ趣旨ノ事ヲ申シマシタ。私ハ既ニ二十日西田ヨリ老公ハ大丈夫ダト云ハレ、今亦波川ヨリ大丈夫ダト云ハレマシタノデ、本当ニ大丈夫ダラウト思ヒマシタノデ自動車ヲ呼ビ、真崎大将ヲ訪問シ、色々活動シタノデアリマス。」

（四）西田の陳述（抄録）

○「亀川ハ、二十二日私ト会ッタ時ニ、私ガ老公ハ大丈夫ラシイト云ッタト云ヒマスガ、左様申シタ記憶ハナク、山口ハ、西園寺公襲撃不可説ガ亀川、山口、私ノ三人ノ間デ意見一致シテ居タ様ニ云ヒマスガ、ソナ事ハアリマセヌ。」

山口ト亀川ハ其ノ意見デアッタラウト思ヒマスガ、私ハ立場ガ違ヒマス。」

○「私ハ不戦条約問題當時ヨリ元老ノ責任ヲ問ヒ来リ、引続キ其ノ不信任ヲ標榜シ来ッタノデアリマシテ、世ノ中ガ良クナラヌノハ元老ノ責任ダト確信シテ居リマス。今回ノ事件ニ付テモ、何ウシテモ彼等ガ止マラナイ場合ニハ自分モ或程度ノ犠牲ニナラネバナラヌガ、之迄長年苦労シテ來タ事モ水泡ニ帰シ、将来ノ目的モ流レテ了フ事ニナリ、残念デハアルガ、夫レデモ西園寺ト牧野ヲ襲撃スルトノ事が判ッタカラ、此二人ガ無クナレバ世ノ中ガ幾分変ッテ来ルデアラウト思ヒ、私及青年將校ガ何ウナラウトモ世ノ中ガ良クナレバヨイト思ヒ、十九日、二十日頃迄ハ彼等ヲ抑止メテ来タガ、二十二日ニハモウ何ウシテモイカヌ、ヤルナラ勝手ニシタラヨカラウ、若イ者ガヤルナラ自分モ引ズラレテ犠牲ニナラウト考ヘ、青年將校ノ計画ニ容喙スル氣持モアリマセヌデシタ。」

二十一、二日頃、山口トノ間デ彼等ノ蹶起ヲ抑止スル方法ハナイダラウカト云フ協議ヲシタ時モ、元老ヲ助ケル、助ケヌノ話ハ出ナカッタノデアリマス。」

斯様ナ次第デアリマシテ、元々ヤルトスレバ元老ハ第一ニヤルベキダト考ヘテ居タ位デアリマスカラ、二十二日頃亀川ニ対シ、元老ハ大丈夫ラシイト云フ様ナ事ハ云フ筈ガナイト思ヒマス。」

(五) 亀川の再陳述（抄録）

○「西田君ハ私ニ対シ、老公ハ襲撃シナイト云フ事ハ云ハナイト陳述セラレマシタガ、私が探リヲ入レル積リデ『興津ハ何ウナルノカ』ト尋ネマシタ処、西田君ハ確カニ『興津ハ大丈夫ノ様デス』トカ、『興津ハヤラセナイ積リデアル』トカ答ヘラレマシタノデ、私ハ興津襲撃ハ手ガ廻リ兼ネルノデ中止セラレ、西園寺ノ身辺ハ安全デアルト確信スルニ至ツタノデアリマス。

其処デ、万一青年将校等ガ蹶起シタ場合ニハ、豫テ西園寺公ト懇意ノ関係ニアル鵜沢ヲ興津ニ派遣シ、建設工作ニ利用スル事ヲ考へ出シタノデアリマス。而シテ二月二十四日朝鵜沢ヲ訪問シ、近々青年将校等ガ蹶

起スルラシイコト、青年将校等ハ蹶起後ノ事態収拾ニ真崎内閣ヲ希望シアルコト、青年将校等ガ蹶起シテモ西園寺公ハ大丈夫ナルコト等ヲ話シ、万一蹶起ノ節ニハ速ニ興津ニ行キ、右ノ趣旨ヲ進言セラレタイト依頼シテ置イタノデアリマス。」

○二十六日午前三時頃聞き覚えのある渋川の声で、歩一と歩三が蹶起することと「興津ハ駄目ニナリマンタ」旨の連絡があつた。私はこれで興津襲撃中止の確定を知つたのである。

(六) 弁論終結

「検察官ハ事実及法律ノ適用ニ付、第十二回公判調書記載ノ通り陳述シタリ。

法務官ハ各被告人ニ対シ、最終ニ陳述スペキコトアリヤ否ヲ問ヒタル処、各被告人ハ第十二回公判調書記載ノ通り陳述シタリ。

法務官ハ弁論ヲ終結スル旨ヲ告ゲタリ。

裁判長ハ結審ヲ宣シ、次回公判期日ハ追テ指定スト告

ゲ、閑廷シタリ。」

（1）『獨協法学』四〇号三一六頁の注4参照。

（2）磯部・山口・鶴沢を取調べた検察官は、本公判で裁判官を務めている伊藤章信法務官その人である。伊藤法務官は、臨機応変、裁判官・予審官・検察官の一人三役をこなしている。

15 第一四回公判（昭和12年8月14日）

八月一三日午後一時四〇分、法廷から独房に戻つてくつろいでいたであろう被告人らに対し、召喚通知書が示された。公判期日、すなわち判决宣告期日は、翌日の午前九時となつていて。疾きこと、風のごとし。極刑が予想されるだけに、常人ならば一瞬、顔面蒼白となつたはずである。

追つて指定すると告知された判决宣告期日が、数時間後にその翌日と指定されることは、当時としても異例というべきである。判决を急げという陸軍省からの

圧力でも加わつたのであろうか。

北・西田に対する死刑が宣告された。一方、反乱帮助罪として禁錮一五年が求刑されていた龜川については、反乱罪謀議参与として無期禁錮刑が言渡された。判决文はすでに公刊されているので、掲出を省略する。

田中惣五郎『北一輝』によると、Y判士の「手記」には、次のように記されているといふ。⁽²⁾

「八月十四日 北、西田に対する判决を下す。好漢惜しみても余りあり。今や如何ともするなし。宣告後、西田氏は裁判官に対し何事か発言せんとする様子に見受けられたが、北氏は穩かに之を制し、兩人とも裁判官に一礼して静かに退廷したのであった。」

第十四回公判調書

北輝次郎ニ対スル反乱、西田税ニ対スル反乱、龜川哲也ニ対スル反乱者ヲ利ス各被告事件ニ付、昭和十二年八月十四日東京陸軍軍法會議法廷ニ於テ、

裁判長 判士 陸軍少将 吉田 惇

裁判官 陸軍法務官 伊藤 章信

昭和十二年八月十四日

裁判官 判士 陸軍工兵大佐 秋山徳三郎
裁判官 判士 陸軍歩兵大佐 藤室 良輔
裁判官 判士 陸軍歩兵中佐 村上 宗治
陸軍錄事 鈴木又三郎

裁判官 陸軍法務官 伊藤 章信印
裁判官 陸軍法務官 鈴木又三郎印

列席ノ上、検察官陸軍法務官竹沢卯一立会、公判ヲ開
廷ス。

陸軍法會議法第四百十七条ニ依リ、審判ヲ公開セ
ズ。

各被告人ハ出頭シ、身体ノ拘束ヲ受ケズ。

裁判長ハ前記載ノ順序ニ従ヒ、各被告人ニ對シ訊問

スルコト左ノ如シ。

問 氏名ハ。

答 北輝次郎。

答 西田税。

答 亀川哲也。

裁判長ハ判決ノ告知ヲ為ス旨ヲ宣シ、主文ヲ朗誦シ、

理由ノ要旨ヲ告ゲテ判決ヲ宣告シ、閉廷シタリ。

(1) 最近公刊された伊藤隆・北博昭編『新訂二・二六事
件一判決と証拠』（一九九五年、朝日新聞社）三八四
頁以下参照。

(2) 田中・前掲三七三頁。

七 むすび

以上で、北・西田に対する公判調書の紹介を終わ
る。判決の事実認定に対する検討・批判は、いすれ稿
を改めて行うことにする。

昭和一二年八月一六日早朝、一世の風雲児北一輝と
その愛弟子西田税は、連れだって代々木が原の露と消
えた。ときに北は五四歳、西田は三五歳であった。当
日は、磯部浅一と村中孝次の銃殺刑も執行されてい

る。死刑執行記録の閲覧が許可されないので、その詳

(1) 田中・前掲三七五頁。

細はわからないが、田中惣五郎によると⁽¹⁾、刑場に立たされた西田が天皇陛下万歳を三唱しようと言つたところ、北は静かに制して、それには及ぶまい、私はやめると言い、そのまま終わつたという。眞偽のほどは定かでないが、いかにも北らしい最後ではある。

北が革命のために青春を捧げた中国大陸は、その頃日本軍の砲火を浴びていた。八月一五日、日本政府は中国を断固膺懲する旨の声明を発表し、海軍航空部隊は長崎県大村基地から海を越えて、非武装都市であつた中国の首都南京を爆撃している。日本は、敗戦への地獄坂を転がり始めるのである。ちなみに、ときの中国政府外交部長は、北がかつて生死を共にし、事件に連座しなければ昭和一一年三月に再会を期していた張群であった。

北は日本と中国の行く末について、どのような思いを抱きながら死についたのであろうか。